

144

1037



* 0039688003 *

0039688-003

14. 4-1037

日本社会事業年鑑

中央社会事業協会社会事業研究所・編

中央社会事業協会社会事業研究所

昭和10至13年版

昭11至15

AGI




99

144

1037

日本社會事業年鑑





日本社會事業年鑑

(昭和十二年版)



144
L037

凡 例

- 一、本書の内容は關係官廳及公私團體の報告により本研究所に於て編述の都合上適宜その記述並に統計につき取捨按排したるものと、直接調査したるものとより成る。
- 一、本書の記述は主として昭和十一年中の事實に據つたが、資料の關係によりそれ以前の事實を以てした個所もあり、又昭和十二年に入る事實に言及した個所もある。
- 一、本書は本邦社會事業を中心としたものであるが、吾が國と密接なる關係にある滿洲國に於ける社會事業を附録として加へた。
- 一、本書の編纂には本研究所員伊佐忠一が専ら之に當つた。

緒言

今次支那事變は我國が過去において國力を賭して戦つた日清、日露兩戰役にもまさる極めて重大なる意味をもつものである。

支那國民政府は抗日主義を以て國家統一を計り不當なる抗日教育によつて支那民族意識の高調に努め、漸く戰備充實するに及び今迄の對日外交政略たる不即不離政策を放棄し、更に共產黨と苟合し俄然我國に挑戰的態度を以て臨むに至つたのである。かくして昭和十二年七月七日午後十時頃北支豊台附近蘆溝橋に於て夜間演習中の我駐屯軍に對し支那二十九軍下の一隊による不法射撃により戰端が開かれ、更に八月九日には上海に於て我が大山海軍中尉、ほか水兵一名を射殺するに至つたのである。これは國民政府が我皇軍の勢力を北支、中支に分散せしむると同時に國際干渉を誘發せんとしたものであつたことは云ふ迄もない。従つて我國は遂に事變不擴大の豫定方針を放棄せざるを得ないこととなり蘆溝橋事件は北支事變に、北支事變は遂に支那事變へと全面的に擴大されたのである。

列強國の世界分割の一段落のついた今、殘された場所は支那を中心とする一帯の地域に過ぎない。此處に平和の確立されると否とは世界平和に重大なる影響を及ぼすと同時に我國の政治經濟に密接な關係を有するものであり、實に支那事變は吾が日本帝國の生存を脅かし、成長を阻害する外敵に對する聖戰である

と言ふべきである。大御稜威の然らしむるところ軍最高幹部の作戰よろしきを得、忠烈無比なる出征將兵の善戦と相俟つて敵に殲滅的打撃を與へ十一月十一日に支那の經濟的心臟部である上海を占領し、十二月十三日に國都南京を降し、更に十三年に入りて徐州、開封の堅城を攻略し今や我が大軍は水陸兩方面より潮の如く漢口へ殺到しつゝある。

かくして支那國民政府は潰滅の一路を急ぎつゝある狀況なるが、蔣政權は執拗にも第三國勢力の援助の下に長期ゲリラ抗戰を敢行しつゝある。慘憺たる戰敗の痛苦を嘗めながら猶長期抗戰を行ひつゝあることは支那が我が國の國民經濟力を過小評價し近代の國力消耗戰略を策すると同時に歐米依存主義により戰ある時點に迄遷延せんとするものと推測されるのである。イギリス、フランス、ソヴェート等の軍備擴張は一九四〇年前後に於ていづれも完成され、イギリスの世界制覇政策、ソヴェートの極東政略はこの支那事變を繞つて益々摩擦を強めつゝあることは今次事變を一層複雑ならしめるに至つたのである。

かゝる事態に對し我國の經濟政策は飛躍的な變化を遂げた。滿洲事變以後次第に強められて來た經濟機構に對する國家の統制力は支那事變による事實上の戰時狀態の發生を契機として、更に一段と強化せられることゝなつた。此の變化は一般に「準戰時體制から戰時體制へ」の一語をもつて表現されるところのものである。然し乍ら支那の長期抗戰方針によつて事態が完全に長期戰の姿をとつた今日では派遣軍の給養、裝備に關する直接の軍事需要だけでも想像も許さぬ程の莫大な額に達するであらう。それに占據地の經營開發もまた戰爭目的の一部として絶對的な必要事である。かくて今後事變關係の支出が益々増大す

ることを豫想されしかもそれを見通しのつかない長期に渡つて覺悟しなければならぬところに今後更に戰時體制強化の必然性が存するのである。上述の如く一方ソ聯、イギリス、アメリカ等との國際關係は今や一段と險惡さを加へ、日本は暴支膺懲に着々戰果を收めながら更にこれらいづれかの國に對しても備へを怠つてはならないのである。戰爭は巨大な富の消耗を伴ひ正常な經濟過程の進行に對して重大な變容を生ぜしむるものである。然し乍ら強い正義の主張を貫徹する爲めには飽く迄戰に勝つ必要がある。然して戰に勝つためには進んでこの歪曲を強行し一面國家はこれにより發生する諸種の矛盾を調整し、政治的社會的困難を防止しなければならないのである。

以上の如くに現下我國内外の諸情勢は極めて重大なる時であり今後戰の進展と戰時經濟體制の強化に伴つて國民生活の上に各種の影響が生起する事は覺悟しなければならない。もとよりこの難局に對しては舉國一致、非常時局の克服の心構が緊要であると共に適切なる此れが對策を樹立實施することが極めて肝要である。即ち平素國民生活の安定に努めつゝある社會事業の層一層の積極的活動に俟つもの亦多大なるものがある。

我が國の社會事業の淵源は極めて遠く窮民の恤救、災害の賑恤等慈善救濟の事業は古くより行はれ、上 皇室の有難き御庇護により漸次發達し今日に及び殊に近時救護法を始め各種社會法制が整備せらるゝに至り救貧、防貧への機能は著しく擴大せられたのであるが、現状を仔細に検討すれば今だ必ずしも完全には時勢の要求を充たすとは言ひ難いのである。

我國有史以來の國家的大偉業を遂行しつゝある現在、我等日本國民は眞に舉國一致、盡忠報國の誠を捧げ、今後如何なる事態が生じやうとも斷じて凡ゆる困難に打ち克ち、現在わが國民に課せられたる此の大仕事を爲し遂げねばならないのである。

今昭和十二年版日本社會事業年鑑を世に送り出すに當り、社會事業關係者としては各自が緊張その本分を盡すのみならず、充分に事業の擴充強化を計り軍人援護事業に萬全を盡し銃後國民生活の安定に遺憾なきを期し更に國民福祉の増進、體位の向上を心懸け萬策を盡されんことを望むと共に世の識者が一層社會事業の擴充、進展に意を致されんことを冀望して止まないものである。

最後に本書の爲に多くの資料と便宜とを與へられたる諸官廳並關係團體に對し深厚の謝意を表す。

昭和十三年六月

社會事業研究所長 原 泰 一

日本社會事業年鑑目次

緒言.....社會事業研究所長 原 泰 一.....(一)

第一章 昭和十一年社會事業概観.....(一)

救護事業.....	社會局保護課長 瀧尾弘吉.....	(一)
經濟保護事業.....	社會局福利課長 武島一義.....	(七)
職業保護事業.....	社會局職業課長 近藤壤太郎.....	(一四)
醫療保護事業.....	豫防局長 高野六郎.....	(一七)
兒童保護事業.....	浴風會保護課長 小澤一.....	(二一)
社會教化事業.....	日本女子大學校教授 生江孝之.....	(二四)
司法保護事業.....	司法省保護課長 森山武市郎.....	(三五)

第二章 皇室と社會事業.....(四一)

第三章 社會事業の統制並聯絡.....(四四)

第一節 社會事業行政.....(四四)

一 中央機關.....(四四)

二 地方機關.....(四七)

第二節 社會事業の聯絡……………(四八)

一 社會事業施設……………(四八)

二 社會事業聯絡機關……………(五一)

三 第三回國際社會事業會議……………(五八)

四 第八回全國社會事業大會繼續委員會……………(六一)

第四章 社會事業に關する經費並助成……………(六二)

第一節 社會事業に關する經費……………(六二)

第二節 社會事業資金……………(六四)

第三節 社會事業の獎勵助成……………(六九)

一 官廳の獎勵助成……………(六九)

二 其他の助成……………(七一)

三 社會事業資金融通……………(七四)

第五章 救護事業……………(七六)

第一節 一般救護事業……………(七六)

一 救護法による救護……………(七六)

二 窮民救護事業……………(七八)

三 養老事業……………(八九)

第二節 特殊救護事業……………(八九)

一行旅病人及行旅死亡人取扱……………(八九)

二 罹災救助……………(九二)

三 東北振興事業……………(九八)

四 盲人保護……………(一二二)

第三節 北海道舊土人保護事業……………(一二四)

第四節 軍事扶助事業……………(一二三)

第五節 方面委員事業……………(一四五)

第六章 經濟保護事業……………(一六一)

第一節 住宅の供給並改善……………(一六一)

第二節 公益質屋……………(一六八)

第三節 其他の福利施設……………(一七五)

一 公益市場……………(一七五)

二 共同宿泊所……………(一七八)

三公設食堂……………(一八一)

四 公設浴場……………(一八四)

第七章 職業保護事業……………(一八七)

第一節 失業狀況……………(一八七)

第二節 失業對策……………(一八八)

- 一 失業應急事業……………(一八八)
- 二 其他の失業保護事業……………(一九四)
- 第三節 職業紹介事業……………(二〇八)
- 一 職業紹介機關……………(二〇九)
- 二 職業紹介取扱成績……………(二一三)
- 三 職業紹介所経費……………(二二二)
- 四 營利職業紹介事業……………(二二六)
- 五 身賣防止事業……………(二二八)
- 六 授産及職業輔導……………(二二八)
- 七 東北地方出稼者保護……………(二二九)

第八章 醫療保護事業……………(二三〇)

- 第一節 臨時醫療救護……………(二三〇)
- 第二節 農村醫療施設……………(二三五)
- 第三節 一般救療事業……………(三四一)
- 第四節 特殊救療事業……………(三五五)
- 一 精神病に對する施設……………(三五五)
- 二 結核に對する施設……………(二六二)
- 三 癩に對する施設……………(二七八)
- 四 トラホームに對する施設……………(二八七)

第九章 兒童保護事業……………(二九八)

- 五 花柳病に對する施設……………(二九〇)
- 六 麻藥中毒に對する施設……………(二九六)
- 第一節 妊産婦及乳幼児保護……………(二九八)
- 一 妊産婦保護……………(二九八)
- 二 乳幼児保護……………(二九九)
- 第二節 母子保護……………(三〇四)
- 第三節 虛弱兒童保護……………(三一〇)
- 第四節 貧兒保護……………(三一五)
- 一 育兒事業……………(三一五)
- 二 貧兒教育……………(三一五)
- 三 兒童就學獎勵……………(三一五)
- 四 缺食兒童保護……………(三一七)
- 第五節 少年職業紹介……………(三二四)
- 第六節 勞働少年保護……………(三二五)
- 第七節 兒童虐待防止……………(三三〇)
- 第八節 不良兒童保護……………(三三二)
- 第九節 異常兒童保護……………(三三六)
- 第十章 社會教化事業……………(三三七)

第一節 融和事業……………(三三七)

一 政府の施設……………(三三九)

二 府縣の施設……………(三五六)

三 融和事業團體……………(三五八)

第二節 隣保事業……………(三五九)

第三節 教化事業……………(三六一)

第四節 矯風事業……………(三六五)

一 廢娼問題……………(三六五)

二 禁煙問題……………(三六八)

三 禁酒問題……………(三六八)

第五節 國民更生運動……………(三七〇)

第十一章 司法保護事業……………(三七七)

第一節 釋放者保護……………(三七七)

第二節 少年保護……………(三八〇)

第三節 控訴院管内司法保護事業研究會……………(三八八)

第十二章 外地に於ける社會事業……………(三八九)

第一節 朝鮮……………(三八九)

第二節 臺灣……………(四〇五)

第三節 樺太……………(四一五)

第四節 南洋群島……………(四二四)

第五節 關東州並に滿鐵附屬地……………(四二八)

第十三章 社會事業に關する會議……………(四五二)

附錄 一

滿洲國社會事業……………(一)

附錄 二

一 社會事業關係法規……………(一)

二 社會事業文獻……………(七)

昭和十一年社會事業日誌

一月〇日	大阪府少年保護團體聯合會 日滿社會事業連絡委員會打合せ 於內務省第二會議室
二日	東京市社會管理局龍泉寺町婦人宿 泊所開設
三日	福井縣下における職業指導研究協 議會 於福井縣會議事室
四日	經濟更生中央協議會主催經濟更生 指導者研究會 於帝國農會講堂
五日	全國的に流感猖獗す 官公立癩療養所長會議十六日まで 二日間於內務省
七日	神戸刑務所に火災起る
九日	福井縣下に於ける職業指導研究協 議會 於敦賀町公會堂
十日	第十回少年保護團體研究會 於名 古屋少年審判所
十一日	北海道廳青森地方事務局共催婦女 子身賣防止事務打合せ 於札幌市
十二日	福井縣主催北陸三縣公益實屋實務 研究會 於縣會議事室
十三日	身賣防止秋田縣社會事業協會評議 員會
十四日	秋田縣公益實屋聯合會於秋田市商 工會議所
十五日	愛知縣名古屋事務所共同主催名
二月三日	古屋市日備労働者統制事務打合せ 於愛知縣事務所長室
四日	名古屋事務所主催少年情報交換會 於名古屋市中職業紹介所
五日	山形縣角川村保健組合開始 日暮里愛隣團創立十六周年記念 式 診察所改築落成獻堂式
六日	文部省廣島縣主催労働者講座 於 廣島市
七日	宮崎縣社會事業大會 於縣公會堂 基督教社會事業講習會自二月八日 至三月十日 毎週火、金
八日	思想犯保護觀察法案議會へ提出さ る
九日	佐世保養老院擴張工事竣工式 於 同院
十日	滿洲國社會事業研究終講式 於 內務省第二會議室
十一日	紀元節の住辰に當り社會事業へ下 賜
十二日	山梨縣主催職業指導講習會 於甲 府市 四日間
十三日	少年保護會館の建築に三菱合資會 社より一萬二千圓寄附
十四日	皇太后陛下養老院へ眞綿御下賜
十五日	全日本方面委員聯盟地方委員並全 國方面委員代表者協議會 於三信 ビル中央亭
十六日	山口縣少年救護委員講習會 於縣 會議事室 向二日間
三月一日	大阪府社會事業聯盟加豐醫療保護 事業團體例會 於天王寺
二日	少年保護會館の建築に三井報恩會 より一萬二千圓寄附
三日	四國縣教育實地指導研究會 於德 島縣立盲聾啞學校
四日	私立癩療養所に對する補助指令發 令 內務大臣
五日	福岡縣方面常務委員會 於福岡縣 廳會議室
六日	文部省主催職業指導研究協議會 於宇治山田市 三日間
七日	岐阜縣及岐阜縣社會事業協會主催 青年幹部講習會 向三日間
八日	第九回愛媛縣方面委員大會 於宇 和島市南予會館
九日	千葉縣、同社會事業協會同方面事 業聯合會主催、千葉縣下方面調査 週間 向一週間
十日	『山形縣に於ける伍什人組復興強 化と協同組織の整備擴充』につき 各町村長に通牒(山形縣知事)
十一日	第九回國民融和日
十二日	富山縣融和會の總會 於大正會館
十三日	愛知縣方面委員總會及少年救護委 員總會 於名古屋公會堂
十四日	少年救護事業協議會 於富山縣廳 會議室
十五日	關東聯合少年救護協會第五回職員 研究會 二日間 於內務省

昭和十一年社會事業日誌

一九日	第十回六大都市社會事業協議會於 神戸市商工會議所
二〇日	東京市巢鴨町の傷兵院は新築の病 舎神奈川縣足柄下郡小田原に移轉 勤勞者教育協議會 於文部省 臺中慈惠院精神病收容所落成式 全國刑務所長會同 於司法省會議 室向三日間
二二日	日本少年教護協會並岡山縣主催第 三回日本少年教護教育講習會 於 岡山縣教育會館 向三日間
二三日	福岡地方職業紹介事務局主催九州 沖繩各縣社會課長會議 於福岡縣 廳 向二日間
二四日	第四回癩豫防デ
二五日	警察部長事務打合會 於內務省 全國融和事業協會主催全國融和事 業協議會 於青島日本青年館 向 二日間
二六日	中國及四國地方除隊者就職斡旋並 軍事扶助事業統制事務打合會 本派本願寺主催少年保護事業協議 會 於本願寺會議室 方面委員制度の法制化に關する特 別委員會 向二日間
二八日	東京地方職業紹介事務局主催日備 勞働者紹介に關する懇談會 於內 務省第四會議室
三〇日	全國學務部長會議 於內務省 向 三日間
七月三日	學務部長會議 於內務省 札幌控訴院管内司法保護事業第九 回研究會總會 二日間 第四回北海道方面委員總會 於函 館市青柳小學校 向二日間 恩賜財團濟生會東京府板橋診療所 開設 德島縣方面委員會 向九日間 大阪セツルメント協會總會 於社 會事業俱樂部 鐵道勞務扶助規則改正九月一日 より施行 軍事扶助方策に關する特別委員會 於內相官邸 第八回全國社會事業大會繼續委員 會第五委員會 於日本赤十字社 宿泊保護事業第三回協議會 於大 阪自強館 女子會館の建設成る 農村社會事業振興方策に關する特 別委員會 於內相官邸 經濟部長事務打合會 於內務省會 議室 宮城控訴院管内司法保護事業 第七回研究會總會 二日間 第八回全國社會事業大會繼續委 員會第七委員會 於內務省會議室
七日	於內相官邸
八日	於內相官邸
九日	於內務省會 議室
二〇日	於內務省會議室
二三日	少年保護婦人協會經營娘の家新築 落成式 第三回國際社會事業會議 於ロン ドン 向七日間 刑事課長事務打合會 向二日間 於內務省 少年審判所長 矯正院長協議會 於司法大臣官邸 栃木縣主催私設社會事業團體協議 會 於縣教育會館 地方長官會議 於首相官邸 地方長官會議 於內務省大會議室 總務部長事務打合會 向二日間 於內務省 第八回全國社會繼續委員會第九委 員會 於日本赤十字社 戒嚴令の緊急勅令公布、翌日より 施行 少年保護會館落成式舉行さる 於 同講堂 日滿社會事業聯合委員會 於滿洲 技術會館 恩賜財團濟生會東京府葛飾診療所 開設 結核豫防國民運動振興委員會 於 內務大臣官邸 第二次大毎滿洲診療團歸隊す 全國社會課長會議 於內務省 向 三日間

三日	猿江善隣館主催夏期臨海學校の開 設 於神奈川縣金澤町 向七日間 退職積立金及退職手当法施行準備 調査會總會 於大臣官邸 向二日 間
三日	司法保護事業第三回協議會 於堺 市大阪刑務所
三日	商工課長事務打合會 於內務省 中小工業經營指導員の養成 於東 京市産業局 向二週間
三日	工場監督並職務監督主任官事務打 合會 向二日間 襄陽に水害あり死者二百三十五を 出す
三日	財團法人中央融和事業協會主催中 國地方融和事業協議會 於廣島縣 農會 向二日間
三日	育兒事業第二回協議會 於大阪市 博愛社
三日	大阪市融和聯盟創立 關東州廳、大連市、滿洲社會事業 協會共催社會事業講習會 於大連 市 向四日間
三日	社會事業調査會は內務大臣の三語 問に對し答申書を提出せり 社會事業調査會 於內務省 富山縣當方面常務委員會 於富 山縣會議室 第二十一回第二十二回國際勞働總 會參列者決定
六日	八月四日
七日	名古屋市中區白川聯區、南區 施屋聯區及東區大成聯區をヘルス センターに指定す 東京市に赤痢患者猖獗す 神奈川縣主催横浜市公營事業に關 する打合會 於縣廳會議室 司法大臣小田原少年刑務所巡視 東京地方職業紹介事務局主催管下 府縣社會課長會議 於內務省第四 會議室 神奈川縣主催神奈川縣下失業者使 用事業に關する打合會 於縣廳會 議室 地方衛生技術官會議 於內務省 向三日間 第三回國際社會事業大會開催於ロ ンドン七月十二日より 新潟縣主催國民更生運動指導者講 習會 少年保護協會岐阜支部發會式舉行 日本結核豫防協會第五回協議會 於青森市公會堂 向二日間 岡山縣恩賜財團愛育會主催中國四 國地方第二回愛育講習會 於岡山 縣鳥取上村小兒保護協會 向三日 間 癩療養所官制改正 長崎縣に青年並婦人方面委員の出 現 畏き邊りでは朝鮮總督府管内に於
七日	九月一日
九日	て七月中旬頃より八月中旬にかけ て再々の中雨あり、被害甚しかり るを以て、天皇、皇后兩陛下より 被災に對し御内帑金一封下賜の御 沙汰あり 職業紹介法中改正法律施行 社會局官制中改正の件施行 入營者職業保障法令中改正の件施 行 營利職業紹介事業取締規則改正の 件施行 退職積立金及退職手当法施行準備 調査特別委員會 於內務大臣官邸 及社會局長官邸 向六日間 我國女工労働史上最初の試みであ る鐘紡工場内労働制が認可さ れる 大阪府は市立宿泊所宿泊の自由勞 働者に公民権及選舉權を附與す 秋田縣及淨土宗主催東北六縣社會 事業講習會 於秋田縣會議事堂 向三日間 社會政策學院講習會開始同年十二 月十二日終講の豫定 昭和十一年度職業指導研究委託職 業紹介所決る 全日本方面委員聯盟主催方面事業 講習會 於華族會館 滿洲國中央社會事業聯合會主催第 三回日滿社會事業大會向三日間 於新京

二日	福岡縣方面事業聯合助成會縣廳にて創立式舉行
二日	滋賀縣育兒院湘南學園と改稱
三日	司法保護
四日	千葉縣下に於ける保護處分の適用に關する講演と座談會行はる 於千葉市日本赤十字社千葉支部 於千葉縣主權縣下職業紹介所長會談
五日	退職積立金及退職手当法施行準備調査總會 於内務大臣官邸
六日	第四回全國醫藥利用組合協會協議會 二日間 於赤坂三會堂
八日	愛媛縣主權縣下職業紹介所事務打合せ會 於縣廳
九日	朝鮮私設社會事業聯盟總會結成式 於京城府廳
二日	兒童擁護協會日本兒童社會學會主催座談會 於寶亭
三日	新潟縣兒童保護聯盟總會 於縣廳
六日	大阪市立天王寺職業紹介所主催婦人職業講座開催 向六日間
十日	第十回刑罰研究會 於刑務協會講堂
十一日	財團法人上智社會事業團主催に於る社會事業に關する講座開始 於上智大學
十二日	官公立癩療養所長會談 於内務省會議室 向二日間
十三日	本研究所主催農村巡回保健婦講習會 於本協會研究所圖書室及其他
二日	向二週間 日本少年救護協會主催第三回少年救護事業講習會 於富山市大正會館 向三日間
三日	第一回職業主任官事務打合せ會 於内務省 向二日間
四日	第十八回國際労働總會採擇の勞働者職業病補償に關する條約公布さる
五日	長野刑務所主催司法保護事業研究會 於長野市 向三日間
六日	青森北海道の暴風雨被害甚大なる趣聞召され御救恤として天皇皇后兩陛下より各金一封を下賜せらる
七日	第二回職業教育協議會 於東京驛學校 向二日間
八日	新潟縣社會事業大會 於新潟市柏崎町小學校
九日	第五回公立及代用精神病院協會總會 於大阪府府會會議室
十日	第二回大阪府青年救護委員總會 於大阪府府會會議室
十一日	青森縣下の風水害に對して御救恤金御下賜
十二日	山口縣及一心會主催滋和事業指導者講習會 向三日間
十三日	内務省社會局並福岡縣主催九州公益質屋事務研究會 於福岡市教育會館 向三日間
十四日	廣島控訴院管内司法保護事業第八回研究會總會 二日間
二日	愛知縣方面委員聯盟結成式 於名古屋市公會堂
三日	古島市方面委員聯盟結成式 於德島市公會堂
四日	岡山縣社會事業協會主催岡山縣公立社會事業大會 於岡山市立實業學校
五日	西日本私設社會事業聯盟總會 於西宮市公會堂
六日	國際社會事業聯盟總會 於西宮市公會堂
七日	九州縣社會事業研究會總會 於熊本市公會堂 三日間
八日	佐賀縣主催九州沖繩山口各縣社會事業大會 於佐賀市公會堂 向四日間
九日	千葉縣方面委員大會 於千葉市教育會館
十日	內務省社會局並愛媛縣共同主催公益質屋事務研究會 於愛媛縣青年會館 向三日間
十一日	京都市公同組合聯合會主催公同組合記念展覽會 於國崎公會堂 向五日間
十二日	愛知縣私設社會事業大會 於名古屋市中區公會堂
十三日	九州沖繩山口各縣少年救護院長協議會 於佐賀縣教育會館
十四日	奈良縣社會事業大會並方面委員總會 於奈良市公會堂
十五日	福井縣立盲學校總理學校移轉新築落成式舉行
十六日	第五回全國都市問題會議總會 於京都帝國大學

一九日	傷兵院落成移轉式 於傷兵院構内 廣島縣職業紹介事務所 於縣廳 向二日間
二〇日	福岡縣並福岡縣親善會主催中堅人會 向五日間 於百道社會教育會館
二一日	社會局主催全國少年救護事業協議會 於内務省會議室 向二日間
二二日	地方社會事業職員制中改正即日施行さる
二三日	結核豫防國民運動開始
二四日	大阪控訴院管内司法保護事業第十五回研究會總會 三日間
二五日	育兒事業第三回協議會 於財團法人聖ヨハネ學園
二六日	皇太后陛下には北部保護院の火災を聞き召され痲患者に金一千五百圓を御下賜遊ばさる
二七日	朝鮮刑務所長會談 於朝鮮總督府會議室 向三日間
二八日	皇太后陛下東京育學學校へ行啓 於内務省第二會議室
二九日	皇太后陛下東京聖母學校へ行啓 於内務省第二會議室
三十日	名古屋控訴院管内司法保護事業第十一回研究會總會 二日間
三一日	第九回廣島縣方面委員總會 於縣教育會館
三二日	名古屋市にては明年度より救護より教化へを目標に職業別教化事業、町の家、宿泊所の相互扶助事業
二日	業強化、地區改良事業、中央社會館の内容充實の五事業を遂行する事となる
三日	臨時療養所長會談 於内務省 向二日間
四日	大阪學校協會主催第三回六大都市學校衛生協議會 於大阪東區役所 向五日間
五日	宮崎縣方面委員聯盟結成式 於宮崎縣公會堂
六日	民衆娛樂改善指導講習會於東京科學博物館 向五日間
七日	道府縣健康保險課長並同健康保險出張所長會談 於内務省會議室 向二日間
八日	岐阜縣社會事業協會主催中堅人物養成講習會 於岐阜市天澤院 向三日間
九日	大阪朝日新聞社會事業團主催九州七縣農村社會事業協議會 於宮崎市縣廳會館 向二日間
十日	第一回學生社會事業大會學生社會事業聯盟結成 於明治學院
十一日	精神作用週開始さる 向一週間
十二日	第七回全國佛教大會並佛教徒社會事業大會 於岡山市公會堂 向三日間
十三日	弘濟會創立二十五周年記念 於大阪市弘濟病院
十四日	財團法人生活改善中央會主催第四回全國生活改善關係者協議大會 於文部省大會議室 向二日間
十五日	文部省主催職業指導研究協議會
二日	於靜岡市 向三日間
三日	第六回全國職業指導週間 向一週間
四日	職業紹介週間 向一週間
五日	光榮の社會事業家親衛會に召さる 於新宿御苑
六日	大島療養所内に恩賜記念診療室落成
七日	社會事業功勞者懇談會 於内務省
八日	栃木縣方面常務委員總會 於縣教育會館
九日	健康保險事務講習會 於芝區協同會館 向十日間
十日	岐阜縣主催少年救護事業講演會並協議會 於岐阜縣町村長會事務所 於東京並近縣社會事業家懇談會 於内務省會議室
十一日	生江孝之氏古稀祝賀會 於丸ビル精養軒
十二日	鹿兒島縣方面委員大會 於縣產業會館
十三日	方面委員令公布
十四日	養老事業研究會 於内務省第二會議室
十五日	關西學院學生セツルメント大阪曉明館竣工式
十六日	方面委員諮詢委員會及方面事業委員會の組織に關する件制定昭和十二年一月十五日より施行
十七日	第四回赤十字デー 向三日間

一六日	全日本私設社會事業聯盟臨時總會於築地本願寺
一七日	母子扶助法案を内務大藏兩省に建議
一八日	財團法人學教育振興會主催第六回研究發表會及九州大會 於福岡縣公會堂
一九日	九州學教育振興研究會 於福岡市教育會館
二〇日	文部省主催職業指導講習會 於高知市 向四日間
二一日	中央融和事業協會主催全國融和事業指導講習會 於護國寺 向八日間
二二日	尾去澤罹災者に對し御救恤として金一封御下賜の御沙汰と共に小倉侍從を御差遣さる
二三日	思想犯保護觀察法施行
二四日	司法保護事業獎勵費取扱規程改正
二五日	奈良縣主催愛知以西二府十六縣の少年救護事業に關する懇談會開催於縣公會堂
二六日	救世軍療養所開設滿二十周年記念感謝會
二七日	九州山口沖繩診療所長會議 於佐世保市役所 向二日間
二八日	嘉義市方面委員助成會を嘉義博愛會と改名
二九日	天皇陛下には尾去澤鐵山の慘事につき深く御軫念あそばされ罹災者御救恤の思召により金一封御下賜と共に現地に侍從を御差遣あそばさる
三〇日	九段日本傷痍軍人會創立發會式 於富山縣同協會主催常設託兒所協議會
三一日	大日本傷痍軍人會創立發會式 於富山縣同協會主催常設託兒所協議會
三二日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
三三日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
三四日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
三五日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
三六日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
三七日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
三八日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
三九日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
四〇日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
四一日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
四二日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
四三日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
四四日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
四五日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
四六日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
四七日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
四八日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
四九日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
五〇日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
五一日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
五二日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
五三日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
五四日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
五五日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
五六日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
五七日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
五八日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
五九日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
六〇日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
六一日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
六二日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
六三日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
六四日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
六五日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
六六日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
六七日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
六八日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
六九日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
七〇日	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
七一	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
七二	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
七三	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
七四	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
七五	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
七六	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
七七	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
七八	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
七九	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
八〇	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
八一	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
八二	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
八三	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
八四	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
八五	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
八六	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
八七	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
八八	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
八九	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
九〇	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
九一	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
九二	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
九三	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
九四	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
九五	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
九六	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
九七	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
九八	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
九九	富山縣同協會主催常設託兒所協議會
一〇〇	富山縣同協會主催常設託兒所協議會

社會事業統計表

第二章 皇室と社會事業
 昭和十一年中社會事業團體賜金
 昭和十一年中の御救恤

第三章 社會事業の統制並聯絡
 社會事業施設數
 カトリック教經營社會事業

第四章 社會事業に關する經費並助成
 國庫社會事業費
 地方社會事業費
 年別慈善救濟資金
 年別賑恤資金
 年別軍人保護資金
 年別罹災救助基金
 年別道府縣兒童就學獎勵資金
 年別市町村兒童就學獎勵資金
 年別其他の社會事業資(基)金
 社會事業資金
 昭和十一年度紀元節賜金
 年別紀元節賜金
 昭和十一年度社會事業團體獎勵金

年別内務省獎勵金
 年別司法省獎勵金
 恩賜財團慶福會事業費支出額
 恩賜財團慶福會私設社會事業助成
 昭和十一年度財團法人輔成會助成狀況
 昭和十一年度財團法人三井報恩會社會事業經營並助成狀況
 昭和十一年度社會事業資金事業別融通額
 年別大藏省預金部資金融通額
 年別簡易保險積立金社會事業融通額
 自大正八年度至昭和十一年度簡易保險積立金社會事業種類別融通額

第五章 救護事業
 昭和十一年度救護法に依る救護狀況
 昭和十一年度道府縣別救護狀況
 昭和十二年度道府縣別救護費豫算
 昭和十一年度救護法に依る被救護者種類別に依る一人當金額
 昭和十一年度救護費一人當金額
 道府縣別救護施設
 年別院外救護事業狀況
 年別院內救護事業狀況
 年別養老事業狀況

昭和九年度行旅病人及行旅死亡人累年行旅病人及行旅死亡人救護狀況
 昭和十一年度罹災救助基金支出狀況
 自昭和十一年度至昭和十一年度罹災救助基金法に依る救助狀況
 昭和十一年度罹災救助基金充當額
 舊土人現住戸口
 法第一條に依り下附したる土地の狀況
 土人病院及土人救護所
 昭和六年度以降舊土人救護成績
 昭和六年度以降救助狀況
 昭和六年度以降勸業費給與狀況
 舊土人共有財産
 法第九條に依り設立したる舊土人小學校
 在籍兒童
 救護種類別軍事救護狀況累年比較
 被救護者別軍事救護狀況累年比較
 傷病に因る除役者數
 自昭和六年度至同十一年度軍人保護資金支出狀況
 出狀況
 年別軍人保護團體狀況
 昭和十一年度軍事扶助事業實施狀況
 市及び町村に於ける方面委員設置狀況
 年別方面委員數

表計統業事會社

昭和九年中方面委員種目別取扱件数
方面委員取扱件数果年比較
方面委員に關する經費果年比較
方面事業後援團體數
方面委員詮衡委員會の組織狀況
方面事業委員會組織狀況

第六章 經濟保護事業

住宅組合
年別住宅組合狀況
低利資金融通に依る住宅建設數
自大正八年至昭和十年度住宅關係低利資
金融通額及建設戶數
不良住宅地區改良事業施行狀況
昭和十一年度以降不良住宅地區改良事業
費並補助年度別内譯
公益質屋市町村別貸付資金
自昭和十年四月至同十一年三月公益質屋
事業成績
自昭和二年度至同十年度公益質屋事業成
績
公益市場賣上成績
年別公益市場成績

共同宿泊所
年別共同宿泊所
公設食堂成績
年別公設食堂成績
公設浴場
年別公設浴場成績

第七章 職業保護事業

失業者數果年比較
昭和十一年中失業狀況
昭和十一年度失業應急事業施行狀況
昭和十一年度失業應急事業施行狀況内譯
東京市勞務者共濟會失業共濟事業成績
年別東京市勞務者共濟會事業成績
神戶勞働保險組合失業共濟事業成績
年別神戶勞働保險組合事業成績
名古屋市勞務者共濟會失業共濟事業成績
年別名古屋市勞務者共濟會事業成績
財團法人大阪市勞働共濟會失業保險事業
成績
財團法人大阪市勞働共濟會特別經濟失業
保險事業費收支決算
昭和十一年度失業者更生訓練所

昭和十一年度失業者更生訓練所入所者の
稼得賃銀並更生貯金狀況
昭和十一年度失業者更生訓練所終了者の
就職狀況
道府縣別職業紹介所
年別職業紹介所數
營利職業紹介營業者
藝娼妓酌婦等周旋營業者數
年別一般職業紹介取扱成績
昭和十一年月別一般職業紹介取扱成績
年別日僱勞働紹介取扱成績
昭和十一年月別日僱勞働紹介取扱成績
年別俸給生活者職業紹介取扱成績
年別退營者職業紹介成績
昭和十一年道府縣別退營者職業紹介成績
昭和十一年度職業紹介所費
年別職業紹介所經費決算額並國庫補助額
自大正十二年至昭和十一年營利職業紹介
取扱成績

第八章 醫療保護事業

昭和十一年度月別營利職業紹介成績
婦女子就職資金貸付狀況
出稼保護獎勵費配賦額

表計統業事會社

昭和十年度診療別醫療救護取扱患者數
昭和十年度醫療救護取扱患者數
昭和十年度醫療救護費決算額
昭和十一年度醫療救護費交付額
昭和十一年度醫療救護實施に伴ふ道府縣
費支出豫算額
農村醫療施設
要救療者
無醫町村數
施療病院
昭和十一年度道府縣救療費配當額
年別道府縣救療費配當額
昭和九年度恩賜財團濟生會救療人員
恩賜財團濟生會年別救療人員
診療所數
齒科診療所數
空床利用委託入院事業成績
空床利用委託入院事業收支計算書
昭和十年度道府縣別精神病者數
年別精神病者總數
精神病者監護法に依る監置者數
道府縣別精神病者監護法に依る患者
精神病院法に依る收容患者數

精神病院法による府縣立精神病院
精神病院法に依る府縣代用精神病院
精神病院法に基く年別國庫補助豫算
昭和十年度道府縣精神病院及代用精神病
院經常費並國庫補助額
昭和九年職業別肺結核死亡
昭和九年年齡體性別結核死亡
結核豫防法設置命令による結核療養所
結核豫防法の設置命令に依らざる結核療
養所
其の他の結核病院
結核早期診斷所
日本放送協會納付金による結核豫防健康
相談所
昭和十一年日本放送協會よりの納付金
昭和十一年度結核豫防費補助豫算額
昭和十一年度結核豫防費豫算並昭和十年
度補助決算額
瘋患者數
官公私立瘋療養所
昭和十二年度瘋豫防費國庫補助額
昭和十二年度國立瘋療養所豫算額
道府縣瘋豫防費

昭和十二年度道村縣立瘋療養所豫算額
昭和十年度私立瘋療養所決算額
年別トラホーム診療成績
受檢壯丁トラホーム患者數
トラホーム治療所
道府縣トラホーム豫防費
受檢壯丁花柳病患者數
年別花柳病死亡者
年別娼妓花柳病患者數
年別密賣淫婦人員及健康診斷結果
業態者健康診斷成績
娼妓病院
代用花柳病診療所
保健組合
麻藥中毒者

第九章 兒童保護事業

年別產院取扱成績
年別產婆取扱成績
年別乳兒院成績
年別病兒保護事業成績
年別兒童健康相談所成績
年別晝間保育所

表 計 統 業 事 會 社

該當種別要保護母子數
身分別累年出生數及身分別出生割合
親子心中件數
母子保護施設別收容世帯定數及收容人員
小學校に於ける虚弱兒童特別學級
道府縣別弱視兒童
年別育兒事業成績
昭和八年度兒童就學獎勵狀況
財團法人兒童愛護會學費補助狀況
學校給食施設概況
學校給食施設費
昭和十一年學校給食文部省交付金
財團法人大里兒童育成會昭和十一年度給
食兒童延人員
日本榮養協會無料給食狀況
十八歳未満者一ヶ年間歴年取扱數
少年職業紹介歴年取扱成績
業態別昭和九年度末少年工場労働者數
年別工場少年労働者數
年別鑛山少年労働者數
昭和十一年度兒童虐待防止法實施狀況
昭和十年道府縣別視察人員年内移動

年別不良少年數
年別少年教護院
少年教護委員數
盲聾啞學校生徒定員學級入學志願者入學
者數
昭和十一年度盲聾啞學校經費豫算額
昭和十一年度盲聾啞教育國庫補助金

第十章 社會教化事業

地方改善地區整理事業施行地區
昭和十年度育英獎勵狀況
昭和十一年度新規育英獎勵狀況
地方改善施設費補助交付額
昭和十年度地方改善應急施設費実績
昭和十年度地方改善應急施設費に依る事
業の種類別經費
昭和十一年度事業別府縣融和事業豫算額
昭和十一年度道府縣別府縣融和事業豫算
額
隣保事業施設數
年別隣保事業狀況
財團法人中央教化團體聯合會に屬する府
縣教化團體聯合會加盟團體數

内地に於ける娼妓數累年比較
遊客人員及遊客消費金額累年比較
内地の藝妓數
藝妓數及稼高累年比較
カフェー及バー女給並酌婦數
遊廓數
料理屋、待合茶屋、カフェー及バー、藝
妓置屋、飲食店
未成年者喫煙者禁止法違反者數
未成年者飲酒禁止法違反者數
國民更生運動

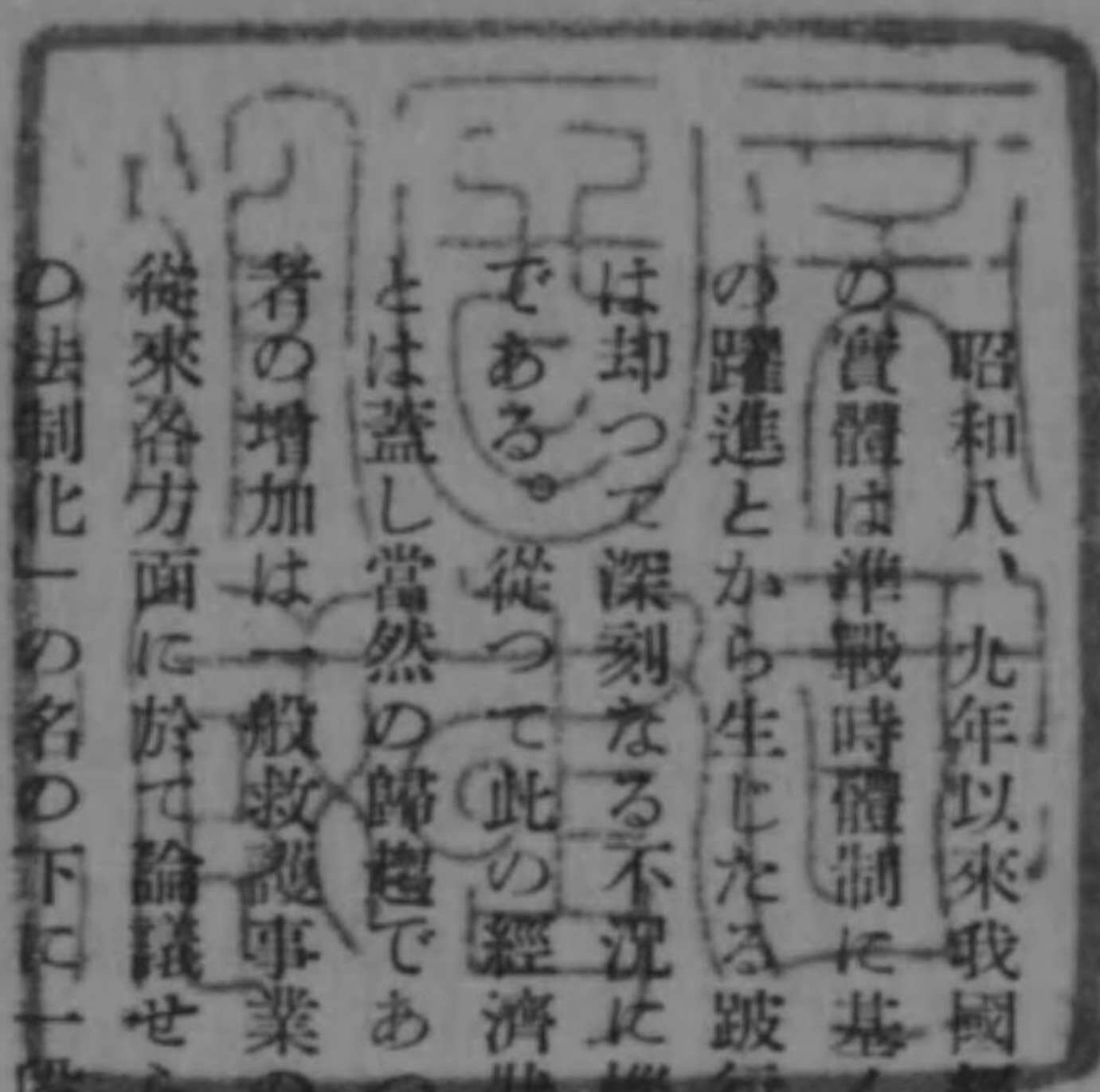
第十一章 司法保護事業

釋放者保護團體
保護を受けたる釋放者の再犯數
地方裁判所々轄別全國少年犯罪數
自昭和七年至同十一年少年審判所取扱事
件數
自昭和七年至同十一年繼續保護少年
自昭和七年至同十一年矯正院收容出院所
少年保護團體

第一章 昭和十一年社會事業概観

救護事業

社會局保護課長 灘 尾 弘 吉



昭和八、九年以來我國經濟界は一部好轉を傳へられたが其の實體は準戰時體制に基く軍需景氣と爲替安に因る對外貿易の躍進とから生じたる跛行的好況であつて、國民全般としては却つて深刻なる不況に備みつつあるものと見受けられるのである。従つて此の經濟狀況が生活困難者の遞増を齎したことは蓋し當然の歸趨であつて、昭和十一年度に於ても要救護者の増加は一般救護事業の活潑なる活動を要請すると同時に從來各方面に於て論議せられた制度の改革が所謂「社會事業の法制化」の名の下に一段の進展を示したのである。即ち本年度十一月方面委員令が公布せられて、同年度内一月より實施せられ、冬の第七十回帝國議會に於ては母子保護法の制定、救護法、軍事救護法、北海道舊土人保護法の改正に關する諸案が提出され何れも通過を見たのである。斯業の上から見て誠に意義深い年と謂ふべきである。

以下昭和十一年度に於ける救護事業の各般に互つて其の實

績並に注意すべき事項等に付一應の叙述を試みることにす

一般救護事業

救護法 救護法は昭和七年實施以來名實共に我國救濟制度の根幹として益々其の重要性を増し、漸次一般に普及し、逼迫せる社會情勢に對應して相當の機能を發揮し來つたものである。即ち其の間に於ける救護人員並に救護費の著しい増嵩に鑑みても自ら明である。之を救護費國庫補助基本額に見ると昭和六年度五十萬圓、同七年度三百八十二萬圓、同八年度五百五十二萬圓、同九年度六百十三萬圓、同十年度六百二十三萬圓、同十一年度六百七十一萬圓（見込額を含む）の累増である。昭和十一年度の數字は下半年分が整はぬ故、確定數の比較は困難であるが、考察の便宜上、上半期分を採つて見るに救護費人員一七七、〇二一人、救護費三、〇三二、二一〇圓に上り前年度のそれに比し相當數の増加を示して居る。

更に之に對する國庫の補助狀況を見るに、其の豫算額は施行當初より前年度に至るまで、同額の二百八十三萬圓であり、従つて左の如き著しい救護の進展に伴ひ、當初の方針たる二分の一の補助率を持続する能はず、既に昭和九年度に於ては四割四分三厘五毛に、更に翌十年度には四割四分一厘九毛に低下するの已むなきに至つた。斯る國庫補助率の低下は市町村をして救護費財源としての國庫補助に對する信頼を失

はしめ適正なる救護を阻害する虞ある實情に鑑み、本年度に於ては當面の急需に應ずる爲、豫算五十萬圓を増額して總豫算三百三十三萬圓とし極力補助率の低下を防ぎ以て本法の運用に遺憾なきを期したのである。

右は本年度に於ける應急の措置であるが、之と相並行して本法改正案が第七十議會に提案されたのである。即ち右の如き發展過程を踏む救護法も其の實績を仔細を検討する時は尙未だ十分でない感があるのであつて、社會局の調査に依れば、昭和十年五月現在市町村數一萬一千四百餘の中救護費豫算を全然計上しない町村が約七百三十、豫算を計上したるも實際に於て支出しなかつた町村が二千三百に上り、結局約三千の町村が事實上救護法を運用して居ないことが明にされたのである。又昭和十年五月一日現在要救護者數は三十八萬五千人に上るに對し、同日現在實際本法に依つて救護せられたつあつた者の數は十二萬五千人で、即ち約三分の一に過ぎない状態であつた。其の原因とも見るべきものは種々あらうが、其主たるものは前述の補助率の低下であるが故に此の補助率を確定し、且町村に對する率を高め其の負擔を軽減し、眞に本法所期の成果を擧げんとするのが救護法改正の第一點であつた。かくて法第二十五條の「二分の一以内」を「二分の一」の確定率と改め、町村の負擔に係るものに對しては其の「十二分の七」を補助することに改正せられたのである。

更に本法第四條の救護委員は從來方面委員を以て充て來つたのであるが、後述の如く、本年度一月より方面委員令が施行せられたるを以て法第四條を改正して同令に依る委員を充つることとし、方面委員をして名實共に救護法の補助機關たらしめたのである。

尙從來救護法に於ては救護を受けたるものの扶養義務者より救護費用を徴收し得る規定が無かつたのであるが、本法施行の實績に依れば不當に扶養義務を免れんとする者も尠くないので、法第二十七條の二を設けて當該費用を扶養義務者より徴收し得ることとしたのである。

此の改正法の實施は昭和十三年一月からであるから本年度の救護の實績の上に何等の影響を齎らさないが、二三年來の改正論が終に本年度に於て實を結んだことは注目し得ると謂はねばならぬ。

私的救護 私設社會事業が過去の社會事業界に残した業績は相當なものであるが、救護法其他公的私設の進出に依り、其の事業分野が變化を來たし、多く補充的傾向を帶ぶるに至つた。由來私設事業の中には財政的基礎の薄弱なる上に、近時經濟上の推移に伴ふ低金利、寄附金の減少、物價騰貴等の爲、益々經營上の困難を加へ事業に對する熱意があつても近來動もすれば事業が沈滞し、其の機能に活潑を缺くの

憾があつた。本年度に於ける私的救護に關する明確な、數字を有しないが、私設社會事業團體數三、四七二（十二年五月現在）施設數四、二〇八（十年三月現在）之が事務費、事業費、其他總經費四〇、一九二、九九一圓（十年）資産總額一八八、七八五、一三九圓（十一年度當初）一ヶ年救助實人員一、八五四、九五六八（九年度）等に依つて其の全貌を伺ふことが出来る。之等私設社會事業に對する奨勵助成金の本年度に於ける交付状況は宮内省九八、一〇〇圓、内務省一六九、六〇〇圓道府縣六八八、三一八圓、市町村二四四、二八二圓、民間助成團體九六四、〇五六圓、合計二、一六四、三五六圓の多額に達して居る。

之等の金額は私設社會事業團體の事業實施の上に與つて力あることは云ふ迄も無いが、前述の如き社會事業不振の趨勢を挽回するには更に根本的な考慮が必要とされ、「私設社會事業助成法」或は「社會事業法」等の制定の要望となり、之を繞つて活潑なる議論が展開された。本年度冬の議會に於ても之が建議案が提出さるゝ等の事があり、政府に於ても慎重なる考慮を拂ふ等之が具體化の氣運が高潮に達したのであるが、之が解決は重要案件として昭和十二年度に引繼がれたのである。

特殊救護事業

罹災救助事業 我國は氣候風土の關係より風水害、震災、

凶饑、火災等の天變地異頗る多く國民生活の上に影響する所極めて甚大である。本年度に於ける災害數は未調査であるが罹災救助基金支出状況に徴し、前年度に比して減少を示して居るのは誠に喜ばしいことである。

畏くも 皇室に於かせられては此種罹災者に對しては常に御軫念あらせられ、御救恤の 恩召を以て御下賜金を賜つたのであるが、本年度に於ても青森縣尾去澤鎮山、靜岡縣持越金山の災害に對し有難き 御汰沙を拜し、皇恩の洪大なるに齊しく感激した次第である。

罹災者救済の樞軸をなすものは罹災救助基金法であるが、本法に依る本年度末罹災救助基金現在高は全國を通じ八九、九七四、九六八圓に達し、北海道、沖繩縣を除けば一府縣當平均一九九萬圓である。而して北海道を除き他の府縣に於ては何れも法定蓄積額を越え、更に東京、京都、神奈川、青森、岩手、沖繩を除く他の府縣に於ては法定額を遙に越え、就中愛知縣は六、四三三、八六二圓、三重縣は四、三二五、四五八圓岐阜縣は四、〇九二、五四五圓の多額に及んで居る。

本年度に於ける救助の概況を見るに其の支出額は一四六、八六五圓にして、前年度に比し約一二九萬圓の減少を示して居る。而して支出額の大部分は食料費、小屋掛費、就業費等であつて運搬用具費、人夫費は比較的寡少に止つて居る。

更に本基金は基金收入の一部を以て救護費施行に要する經

費等に充當し得ることとなつて居り、一般救護事業運用の上
に寄與する所大であるが、本年度に於ける基金充當可能額は
全國を通じて二、一三四、六一一圓であつた。然るに右の中
に法定條件缺如の爲充當し得ざるもの及び充當せざる府縣が
あつた爲、結局本年度に於て充當せるものは長崎縣外二十八
縣にして總額二、〇七五、四四五圓であつた。

即ち救護法施行に要する經費約六十三萬圓、社会事業費三
十六萬圓、農村救濟事業費九萬圓、災害復舊事業費四萬圓、
元利償還費九十六萬圓等である。

郷倉は常に自ら凶作に備へ隣保相扶けて地方の更正に資す
る目的を以て、昭和九、十兩年度に互りその設置が普及せら
れ、之が建設並に擴張工事は有難き 皇室の御下賜金と國費
とに依り、本年度に於て完了したのである。獎勵を受けたる
既設郷倉は一、〇九二棟、新設郷倉は四、九二二棟、計六、一
三〇棟の多きに達して居る。

而して貯穀は五ヶ年位にて満量せしむる計畫を以て獎勵し
つゝあり、本年度十二月末は建設完了後第二回目の貯穀であ
つて、同現在貯穀石數四三九、六〇五石、郷倉利用戸數五三
〇、三八九、同上の中貯穀戸數四一、八九九に及んで居る。
尙貯穀は積立つるを原則として居るが、地方の事情に依
り其の内容を幾分異にし、宮城縣、秋田縣の貯穀中には玄米
を含み、福島縣、岩手縣に於ては稗、粟、麥、大豆等を含ん

てゐる。

農村共同施設は昭和九年十月三井三菱の寄附金二百五十萬
圓を以て東北地方の冷害に依る窮乏町村に設置方を獎勵せる
ものであつて、昭和十一年度中に之が建設を了した。本施設
は農村住民の餘剩勞力を利用して各々其の地方に適する物品
の製造加工を行ひ以て収入の増加を圖り、同時に共同精神を
涵養し、自修勤勞の良習を體得せしむるに與つて力あるもの
である。本年度末に於ては建設總棟數四、〇五九を算し、本年
度下半年分生産高一、二五〇、七三三圓、利用高四四九、五九
七圓を示して居る。

軍事扶助事業

軍事救護法 大正七年本法實施以來の救護状況を見るに大
正年間より昭和五年に至る十數年間に於ては救護人員金額共
に稍々遞増の傾向を示したに過ぎなかつた。然るに大正六年
滿洲事變を契機として準戰時體制下に於ける軍事扶助思想の
普及徹底は經濟上の生活困難累加と相俟つて、年々救護人員
並に救護金額の増當するの結果を齎した。斯くして本年度に
於ては救護人員一、一七、九四三人、金額二、九六八、八三八圓
であつて、前年度に比し人員に於て六、四一〇人、金額に於
て七一、一七三圓の増加を示して居る。尙救護の種類を一瞥
するに生活扶助が殆んど大半を占め、醫療、助産之に次ぎ生
業扶助は全く寥々たるものである。

右の如く最近數ヶ年本法の活動漸く活潑となり、國際情勢
と並行して益々其の重要性を増しつゝある反面に於て、本法
の適用範圍、名稱等に付種々批判が加へられた。即ち前年度
に於ける第八回社会事業大會に於ても、本年度六月及び七月
に開催された社会事業調査會に於ても適用範圍の擴大、資格
條件の緩和が切實なる要望なりと認められ、且軍事救護法な
る名稱も名譽ある兵役義務者に對し妥當を缺くの憾ありとす
るのが一致せる意見であつた。

政府に於ても内外の諸情勢に鑑み之が改正案を第七十議會
に提出し、之が通過を見た次第である。

改正せられた點を要約すれば左の如くである。

- (一) 現行法の名稱を「軍事扶助法」と改めたこと
- (二) 傷病兵の範圍を擴張したこと
- (三) 下士官兵及び傷病兵の家族の範圍を擴張したこと
- (四) 下士官兵及び傷病兵の遺族の範圍を擴張したこと
- (五) 扶助を受け得べき場合の條件を緩和したこと
- (六) 下士官兵の家族に對する扶助を現役兵の退營、下士官
兵の召集解除後仍之を繼續し得ることにしたこと
- (七) 現行法中「下士兵卒」とあるを「下士官兵」、「救護」
とあるを「扶助」を改めたこと

次に軍事扶助法以外の扶助法業の中主たるものは道府縣の
保有する軍人援護資金と民間軍事扶助團體とである。

軍人援護資金は本年度末二、二七九、九三九圓に達し、本年
度中直接扶助を實施せる人員四、五四三人、金額三三、四九〇
圓を算し、補助を爲せる民間團體數八四、金額六九、一六一
圓、合計一〇二、六五一圓であつて前年度に比較するに稍々
減少して居る。

民間軍事扶助團體は夫々相當の資金を持ち法の及ばざる範
圍に於て事業を實施しつゝあるが、特に注目すべきは之等諸
團體が扶助の適正を期する爲連絡統制に關する協定をして居
る點である。即ち昭和九年二月以來中央に軍事扶助中央委員
會、地方に軍事扶助地方委員會を設置し、委員會は全府縣に
及び組織的活動を行つて居るが、本年度に於ける之が扶助狀
況は扶助人員一五八、二九人、金額五一七、八一三圓、外に
慰安會、慰靈祭、弔慰等一〇一、〇〇〇圓に及んで居る。尙
本年度の中央委員會に於て作成せられたる昭和十二年事業計
畫(支那事變勃發前)に依れば其の豫算額七十六萬圓である。

方面事業

昭和五年方面委員制度が岡山縣に創設せられてより一路順
調に發達して全國に及び、今や公私社会事業運用上中樞的機
能を發揮するに至つて居る。本年度の状況を見るに本年度一
月末現在委員設置町村數九、〇一〇、委員數四三、六九四人を
算し、カード登録世帯數は年度當初現在五六四、八二一、人
口一、二〇七人の多きに及んで居る。其の活動狀況を示す取

扱件數に就ては本年度分は調査未完了で此處に掲示出来ないが、生活扶助、保健救療、兒童保護、相談指導、戸籍整理、職業の紹介、斡旋其の他の各般に互り數字的にも内容的にも相當の進展を示して居ることが想像される。

制度本來の使命とする右各種事業の外更に一般社會の斯業に對する理解を深め以て事業を促進せしめんとする努力が續けられた。方面事業強調週間、方面事業展覽會、各種連絡協議會等之である。全國方面委員大會も六月岡山市に於て開催せられた。

總括的に見て右の如き發展を示しつつある本制度も地方的に之を仔細に検討する時には、未だ以て充分に社會的要望を満たし得ざる憾があり、之が機能を促進する爲には更に刷新強化を要する旨が前記諸會合を始め各方面に強調せられた。

即ち各府縣別には夙に實施されて居る本制度も之を町村單位に見る時は未設置町村が全國に三千二百餘を算し、最近の農村方面の疲弊に鑑み、本制度を都市中心に止めず山間僻地に迄擴充することが必要であり、且從來の實績に徴するに地方の任意制度として發達し來つた爲、其の機構、指導精神、運用の方法等區々たるを免れず、従つて其の成果にも著しい高低があり、之が統制の必要なるものが認められたのである。又委員自體に就ても其の素質に關し銓衡上考慮すべき缺陷が認められた。政府に於ても慎重なる考慮を竭し、本制度を法

制化するを以て最善の方策なりとし、各方面の議を経て終に本年度十一月十四日待望の方面委員令が公布せられ、同年度一月十五日から施行せられた。

本令は從來の各地の制を採り、其の長所を綜合して之に國家的指導方針を織り込んだもので、その大綱を擧ぐれば次の如くである。

- (一) 方面委員の指導精神を宣示したこと(第一條)
- (二) 委員の職務を明確に規定したこと(第六條)
- (三) 經營主體を道府縣としたこと 但し東京横濱兩市を除く(第二條)
- (四) 方面委員銓衡委員會を設け委員の人選を慎重にしたこと(第五條)

- (五) 方面事業委員會を設け方面事業の指導的役割を持たしめたこと(第十條)
- (六) 方面委員と市町村との聯絡に留意したこと(第九條)

斯の如くして本會は本年度一月十五日から實施せられたのであるが、本年度は僅か二ヶ月を餘すのみであるから、年度内に於ける顯著なる實績効果を見ることは不可能である。併し凡そ留意すべき現象と見るべきものを擧ぐれば府縣に於ける制度の整備、委員設置町村數の増加、之に伴ふ委員數の増加、銓衡委員會に於ける方面委員の素質の改善等之であらう。適切なる數字は擧げ得ないが、施行前と二月末現在とを

比較するに設置町村數に於て三五一、方面數に於て一、一六二、委員定員數に於て九、一一二名等短期間に夫々増加し其の趨勢が尙繼續された。

かくして本制度は方面委員會に依つて拍車が加へられ、社會一般の正しい理解と支持の下に希望を持しつつ昭和十一年度を送つた。

以上は昭和十一年度に於ける救護事業の實績並に之が動向の概略であるが、詳細なる數字其の他に關しては別章に於て叙述せらるることと思ふ。

經濟保護事業

社會局福利課長 武島 一 義

經濟保護施設は、國民生活に於て經濟條件の比較的劣勢なる状態に在るものに對し、從來の生活資料に缺乏せるものに對する社會事業的給與とは別個に、生活の手段に對する保護助成を目的とする社會政策的事業の最重要部門を占むるものである。而して之に關する諸施設は福利課所管事項に屬するものである。而して之が事業項目を例示すれば、生活資料に關しては、食糧の配給施設として公益市場、公益食堂、白米廉賣施設の如き、金融經濟に對する保護に關しては、庶民金融施設として公益質屋法の如き、また居住問題は經濟生活の一部

門に對する保護事業として住宅の供給若は改善に關するものに於て、例へば住宅組合法、不良住宅地區改良法の如き、何れも國民の生活標準を維持する爲の基本的施設若は法律制度を包括せるものである。現時の如き事變下にありては、國民生活の安定に關する問題が、時局對策上平時に比し更に一段の緊切にして且重要な性質を帯ぶるに至るものであるが、思ふにこれは國民生活の不安を排除若くは緩和し、其生活標準を維持若くは向上せしむる上に於て經濟保護施設は、社會政策の目的達成の方法として極めて重要且基本的地位を占むるものであるからである。茲では、昭和十一年度に於ける經濟保護施設の事業概況に就いて次に述ぶることとする。

公益質屋

金融施設は、國民の經濟生活に於ける流通行爲に對し貨幣的手段に於ける融通性を與ふることに依つて之を圓滑ならしむる金融機構上の設備であるが、經濟生活の程度の中流以下に屬する社會階級にありては、その所得の少額なるに従つて貨幣的融通性に乏しいので、従つて國民生活に對する經濟保護の見地より、此種の適切なる金融保護を加ふる必要がある。公益質屋に關する施設は、此の目的に應ぜむがために講ぜられた庶民金融に對する保護機關であるから、小額所得者並に勞働者階級にとつては質取引は殆ど唯一の金融手段であり、従つて經濟生活の發達並に經濟景氣の變動するに應

して質取引も發展の一途を辿るものと見てよい。之を最近の傾向に就き観するに、昭和十一年に於ける公益質屋の施設は一、二一八で、貸付口數三、七二六、〇七七、貸付金額二一、五一九、一七一四五七錢であるから、これを前年に於ける數字に比すれば、施設に於て三九、貸付口數に於て二二、八五九、貸付金額に於て二、三三〇、〇四五四三錢の増加を示してゐるのである。またこれを公益質屋法設定年度たる昭和二年の翌三年度に於ける數字に對比すれば、昭和十一年度に於ける施設數は其百分比に於て九三割九分五厘、貸付口數に於て六一割七分二厘利用者數に於て六十九割六分四厘の増加を示し、公益質屋が庶民金融機關として如何に顯著なる發展を遂げつゝあるかを知ることが出来るのである。これを利用者數に就き觀するに、昭和十一年度に於ける數は三百三萬九千八百八十三人で、昭和三年度に於ける四十三萬六千五百十三人に對し約七倍近く、即ち百分比に於て六九六・四%の倍數を示してゐるのである。是等利用者に就き職業別に觀すれば、昭和三年に於ける實數を一〇〇と爲す基準に對し同十一年度指數の増加的傾向を示せば、その順位に於て漁業者一、〇一・七、小商人九一五・一、其他八一五・三、農業者七五六・九、勞働者六五五・二、小工業者五二六・一、給料生活者四四六・一の順位であるから、昭和三年以降同十一年に至る九年間の過程に於て、利用者としての増加傾向に於て第一位を

占むるものは漁業者であり、第二位は小商人、第三位其他、第四位農業者、第五位勞働者、第六位小工業者、給料生活者は利用者として末位を占めてゐるのであるが、更に昭和十一年度に於ける利用者總數三百三萬九千八百八十三人を百と爲す内譯に於ける是等利用者の職業者の數量的割合を見るに、勞働者三一・八、給料生活者七・七、小工業者九・八、小商人二〇・七、農業者八・六、漁業者四・六、其他一六・八、の割合であるから、十一年現在に於て利用者として首位を占むるものは勞働者であり、小商人之に次ぎ、其他第三位、小工業者は第四位農業者第五位、給料生活者第六位で漁業者は末位に居るのである。これに依つて公益質屋法制定以來昭和十一年に至る九年間に、利用者として數字的に最も顯著なる増加を示せるものは漁業者で、一〇一・七%の増加であるが、昭和十一年現在に於ける利用者總數に對する割合を見るに、數量的地位に於て最も低く四・六%を示してゐるのである。然るに基準年度に對する指數傾向に於て小商人は九一五・一%を示し増加の地位に於て第二位を占めてゐるが、昭和十一年に於ける利用者總數に對する割合に於て一〇・七%を示し、また第二位を占めてゐるので、これに依れば公益質屋利用者として小商人は、制度成立當初より現在に至るまで利用者として第二位の地位を占めてゐるのである。農業者は増加の割合に於て第四位(七五六・九%)を占め、十一年總數に對する割合

に於て八・六%といふ第五位を示してゐる。増加の傾向から見れば小工業者は農業者よりも低く、即ち農業者の第四位に對し小工業者は第六位であるが、しかし現在は利用者總數に對する内譯に於て農業者の第五位(八・六%)に對し小工業者は九・八%で第四位を占め、前者よりも多數を占めてゐるのである。給料生活者は利用者としての増加の傾向に於て數量的地位は最も低く第七位を占め、また十一年現在利用者總數に對する内譯に於ても第六位を占め、公益質屋利用者として漁業者に次ぎ低い方であるが、しかしこれは公益質屋法制定當初より利用者としての給料生活者の數は初より相當に高く、従つて増加率に於てあまり顯著でなかつたといふわけになるのである。この増加率の順位より見れば、勞働者は漁業者、小商人、農業者よりも低く第五位の六五五・二%の増加を示してゐるが、十一年現在の利用者總數に對する内譯に於て最も多く三二・八%を示し首位を占めてゐるのである。

以上擧げたる數量的觀察に依つて、公益質屋を最も多く利用するものは勞働者階級であり、之に次ぐものは小商人、小工業者、農業者、及び給料生活者であるから、此の見地よりするも公益質屋は社會の下層階級に依つて最も多く利用せられてゐる庶民金融機關たるを知るべきである。また全國公益質屋發達の割合を營利質屋數に對比して觀すれば、昭和八年度に於ける營利質屋數一二、七三八に對し公益質屋數七六五

なるを以て、前者に對する後者の割合は六・〇%を示してゐた。然るに昭和十一年度に於ける營利質屋數二二、五八五に對し公益質屋數一、〇七九なる故、前者に對する後者の割合は八・五七%を示してゐることになるのである。しかし、兩種質屋數の増減の割合を知るためには、次の方法に依つてその傾向を一層明にすることが出来るのである。昭和八年に於ける全國質屋總數一三、五〇三に對する營利質屋の割合は九四・三%で公益質屋五・七%であつたが、昭和十年には質屋總數一三、六六四に對し營利質屋九二・一%で公益質屋七・九%であるから、最近二ヶ年の後に營利質屋は二分二厘の低減を示せるに反し公益質屋は二分二厘の増加を示し、それだけ營利質屋の公益施設化せるを物語るものである。

公益市場

公益市場は、食料品及其他日常必需品を廉價に供給し、兼ねて小賣物價の急激なる變動を調節する效用を與ふることを目的として公共團體又は公益團體の施設する日用品小賣市場であるから、此種施設の社會大衆の日常生活に對する經濟的效用の多きものあるに鑑み、政府は之が設備を勸奨し其の建設に關して大正八年度以降低利資金の融通を圖つて來たのである。日常生活に要する消費財の配給施設としての經濟機構の上より觀すれば、直接生産者と卸賣商との間に介在して需

給の關係を圖る中央市場とは趣を異にするものであつて、公益市場は中央市場より商品の供給を受けて之を直接消費者に販賣する所の小賣施設であるのであるが、其の經營は公共團體又は公益團體の統制下に多數の販賣者を一の施設に集合せしめて比較的廉價に日用品の販賣を行ふ小賣組織であるのである。而して一般市場に對し公益市場が社會政策的意義の存する施設であるのは、一般市場は生産者と消費者との間に存する介在的配給機關たる任務を遂行せんがため、物資の流通行程に於ける時間的、場所的、及び人的連絡の圓滑敏速を期する機能を有するものであるに反し、公益市場は是等の機能に加ふるに市中小賣價格よりも更に廉價に商品を販賣しその差額價格だけ社會大衆の消費經濟に利得を與ふること、且つ市場機構に依つて微弱ながらも市中物價の急激なる變動を抑制せんとする價格調節作用を與ふる所にあるのである。公益市場は配給機關として斯る社會性を有するが故、歐洲大戰後の物價暴騰の際に國民の消費生活に對する經濟的擁護施設としての價値が認識せられ、社會政策遂行上經濟保護施設として政府も之に財政的助成を加へ、其の建設を奨励せむが爲低利資金の融通を行つて來たのである。而して公益市場の現狀は、昭和十一年度現在に於て施設數二六五、同年度中の賣上金總額五千三百三十六萬八千九百九十九圓に達し、公益市場の利用者は、物價騰貴の趨勢に伴つて漸次増加の傾向を招來

してゐるのである。また公益市場が小賣物價に對し一般市價の騰貴を抑制する等相當有效なる影響を與へつゝあるのである。思ふに現存せる公益市場の多くは、世界大戰後に於ける急迫せる事情の下に施設經營せられ今日に及べるものであるから、事變持續せらるゝ現時の經濟狀態の下にありては、物價騰貴の傾向の強めらるゝに従つて此の施設の社會政策的意義が更に加重するに至つたのである。現行施設には相當改善を要するものもあつて、大正十年十月十五日公設市場の改善に關し社會事業調査會に於ける改善要綱の答申もある位であるから、此の問題は更に今後充分考察を遂げ適當の方策を講ずる要あるものと認むるのである。

共同宿泊所

共同宿泊所は、賃銀労働者若しくは労働に依る少額所得者に對し低廉なる料金又は無料にて宿泊設備を利用せしめ、兼ねて修養娛樂を與ふる施設であつて、別名労働宿泊所又は簡易宿泊所とも呼稱せらるゝものであるが、この施設が社會事業的性質を有するのは、施設の對象として獨身にして失業せる労働者や所得が自己の生活を維持するに不充分なる浮浪者に宿泊を得せしむるものであり、また社會政策的意義を有するのは、獨身の賃銀労働者、日傭労働者、若しくは少額所得者を對象として所得の充分ならざる彼等の爲に宿泊上の保護を與

ふる施設であるからである。是等の者の爲に共同宿泊所が宿泊設備に依る一種の經濟保護施設たる所は、全國に木賃宿又は之に類似の間貸同居を認むる營業者極めて多きも、是等の宿泊業者は何れも不廉なる料金を徴收してゐるので、労働者階級の下層者に取つて經濟上の不利を招いてゐること、其の生活は放縱に陥り易く、また衛生上の危険や風氣の類廢等を醸し易いので、之等の利害を免除すると共に宿泊施設に依つて其經濟を救護する要あるを認め、政府は以上の理由に於ける社會政策の見地より之が施設を奨励し助成を圖るに至つたのである。而して此の施設に關する昭和十一年度末現在全國共同宿泊所の施設數は百五十五ヶ所を有し、公設三十九ヶ所、私設百十六ヶ所に上つてゐる。是等宿泊所に於ける一月平均宿泊延人員二十九萬九千九百九十一人を算し、其の一月泊料金は五錢乃至三〇錢にして無料のものは六十六ヶ所あるのである。

労働階級下層者にして是等共同宿泊所に依らざる宿泊設備は民間の宿泊營業者の經營に委ねられてゐるのであるが、然るに斯る營利事業たる木賃宿は大正十四年六月現在調査に依れば、全國に八千八百七十三ヶ所を示し、現時にありては更に多數に上るものと思はれるのである。是等營利宿泊所は料金高く、且風紀衛生上寒心すべき環境に置かれてゐるものと認められるので、之が改善及び施設の普及を圖る要あるの

である。社會局に於ては從來之が建設資金に對する低利資金の融通等の方法に依り施設の奨励に努めて來たのであるが、現在の社會情勢に徴し此種施設の改善普及を圖り度いと思ふ。

公設食堂

公設食堂は労働者其他屋外勤務に従事する少額所得者の爲に、簡易にして清潔且榮養に富める食事を廉價に供給する施設であつて、共同宿泊所と相俟つて都市に於ける重要な社會施設である。本邦に於て此施設の實現せられたのは公益市場と等しく、歐洲大戰後に於ける諸物價昂騰の際に要望せられたる社會政策的施設であつたのである。當時の物價昂騰は未曾有の現象であつて、労働者其他少額所得者階級の生計費を著しく膨脹せしめ、各所に叫ばれたる生活難の聲は社會不安を反映するものとして朝野の人士に認められ、政府に於ても之に處する爲の各般の施設が講ぜられたのであるが、此の施設は大正七年八月勃發の米騒動後に設けられたる白米施與又は廉賣等の應急的施設と共に社會政策的施設として公益市場と同時に實施せられたる經濟保護施設の一種であるのである。併し乍ら、此の施設は公益市場と等しく應急的一時的施設として觀るべきものでなく、社會に労働者階級の存続する限り、是等少額所得者のために廉價にして且榮養價に富める食事を供給することは社會施設として緊切なるものである

が、現行施設は廉價なることの一點を除いては、食事の榮養價の上より見るもまた食堂施設に快適明朗性を缺ける點より見るも猶幾多改善を加ふべきものがあらう。

而して社會大衆の生活が現時の如く經濟條件若くは勤勞狀態の上からその安定が失はれ勝になり又は生活の向上を期し難き際に、價格と時間と場所と且榮養の上に便宜と利益を與ふる給食設備が社會的施設として講ぜられて居ないならば、社會の下層階級に取つて其の蒙る所の不利不便は蓋し多大なるものがあるべく、従つて此種施設に對する社會的要望を抑制することが出来ぬであらう。社會局も此施設の重要性を認め、その設備の普及發達を圖らんがため低利資金の融通を行つて來たのであるが、尙未だ充分之が改善と普及を見るに至つてゐないのは遺憾である。而して昭和十一年度末に於ける施設數は全國を通じ六十五ヶ所であつて、府縣市營五十一ヶ所、町村營二ヶ所、其他十二ヶ所、利用者總數は一ヶ月八十二萬一千五百六十二人、此の年度を通ずれば延人員九百八十五萬八千七百四十九人に達し、一ヶ年間に殆んど一千萬人に垂んとしてゐるのである。而して是等施設に於ける一ヶ年間の賣上金額は百五萬四千七百七十三圓にして一ヶ月平均八萬七千八百八十一圓を示し、一食の料金は七錢より二十五錢が普通になつてゐる。

公設浴場

公設浴場は低廉なる料金を以て庶民に入浴設備を利用せしむることを目的とする社會施設であつて、入浴料金の低廉なるより與ふる庶民生活に對する經濟保護であると同時に洗浴に依る衛生設備として二つの效用を與ふる社會施設であるが爲、公共團體又は公益團體の經營するものを謂ふのである。他の福利施設は多く都市の庶民階級に對して行はれてゐる所にその社會效用を發揮しつゝあるが、しかし公設浴場の施設は都會地以外に於て特に之が施設の發達を助長せしむる要であるのである。而して公設浴場が社會的施設としての重要性の存する所以は、自家に浴槽を有するものは都鄙を通じ極めて少數の家庭に限られてゐるので、社會大衆は錢湯若くは貰風呂に依つて入浴を行つてゐる状態であるが、錢湯は設備の完全なもの少く、且つ入浴料不廉なる故家族人員の多き下層階級に屬するものにおいて、入浴回數を少くし爲に保健上看過することの出来ないものもあるので、國民保健状態を向上せしむると共に入浴料の負擔を軽減せしむる爲には公設浴場の普及發達を圖る要があるのである。故に社會局は從來低利資金の融通等の方法に依つて此施設の普及改善を獎勵してゐるのである。昭和十一年度に於ける此施設數を觀すれば、全國に百七十七ヶ所、この内譯市町村經營八十一ヶ所、其他九十六ヶ所、一ヶ年間の入浴人員二千二百一萬一千四百二十九人、一ヶ月同人員百八十三萬五千百十九人に達してゐる。入浴料

金一ヶ年二十四萬五千二百十六圓、一ヶ月二萬四百三十四圓を示し、入浴料金は平均大人四錢から五錢、小人三錢乃至三厘、無料の施設は三十三ヶ所を示してゐる。

隣保事業

隣保事業は、隣保相助の精神に基き、下層社會の生活標準を向上せしめんが爲、近隣居住者に對する教化指導を加ふると共に生活の充實せざるものに對し經濟保護を行ひ、これに依つて精神的及び經濟的方面より國民生活に對する健實なる發展に寄與せしめんとする綜合的事業體系を謂ふものである。然るに從來に於ける隣保事業に於ける指導的態度を觀するに、十九世紀末葉英國に於けるセツトルメント事業の發生動機たる細民同化に關する宗教的教育的指導運動に拘束せられ、本邦に於ける事業指導傾向に於ては、社會教育的指導扶掖に中樞的重點を置き、若くは都市施設にありては一般市民に對する文化運動として之を觀するものもあり、指導的態度に對する斯る偏差を匡正せんがため、都市社會行政にありては隣保事業の本態を以て方面事業施設に局限したるものもあるが、隣保事業には細民地區居住者に對する救濟、保護、人事相談等の方面事務、兒童保護、診療、情操教育等多分の社會事業を包括してゐると同時に、所得の少額なるが爲に其の生活標準を維持する上に困難を感じる者に對し、生活必需品の廉賣、庶民金融、物資の提供、宿泊設備、公設食堂、公設浴場、

授産設備等の各種經濟施設を講じ、以て地方居住者の經濟生活に於て恵まれざることより生ずる階級的觀念の激化を緩和し、その福祉を増進せしめんとする社會政策的施設をも包括してゐることを強調せざるを得ないのである。それ故、經濟景氣變動し諸物價の昂騰せる場合に隣保館に於ける一施設たる白米廉賣所に購買者の蝟集せる如きは、現下の如き非常時局に於て特に隣保事業に於ける經濟保護施設の強化を痛感するのである。隣保事業の社會施設としての重要性の存するのは、それが單に精神指導運動の殿堂たるに止まらず、之れに有する救濟諸施設と共に併存せらるゝ經濟保護施設の機能が發揮せらるゝが爲であつて、即ち一經營下に併有せらるゝ綜合的社會施設たるが故である。社會局に於ても隣保事業の斯る重要性を認め、助成金交付等の方法に依つて之が施設の發展を獎勵して來たのであるが、昭和十一年度末にありては經營數百九十一ヶ所に過ぎず、その内譯を觀するに市町村立五十二ヶ所、私法人五十三ヶ所、其他八十六ヶ所であつて公共團體施設の少きを知るのである。是等の施設の大半は東京府管内に設置せられ即ち七十四ヶ所で首位を占め、佐賀は第二位で二十七ヶ所、滋賀は第三位であつて十二ヶ所、大阪第四位十ヶ所、其他の府縣にありては極めて少數である。

以上述べたるやうに隣保事業は社會施設としての性質極めて緊要なるもの存するに拘らず、未だ充分全國に普及されて

居らぬのは遺憾である。

住宅施設

住宅問題は、現時の如く都市人口集中現象が益々顯著になるに従つて住宅の質の不良、數量の不足、家賃の昂騰を招來し、都市居住者に取つて家賃と収入との不均衡は生活困難助長の一因として社會問題化するに至り、また都鄙を通じ不良地區に於ける不良住宅の如きも大に改善の必要を痛感せらるゝものもあつて、住宅問題の解決は單に衛生政策の方面ばかりでなく、國民生活の安定を講ずる上から家賃等の生活問題を構成し、従つて社會政策の上から尙大に考察を遂げ、適切なる對策を講ずべきものである。昭和十一年に於ける住宅供給改善施設は前年同様に大藏省預金部より住宅建設資金が融通され、之に要したる低利資金額六九二、七〇〇圓、住宅建設戸數五九四戸の計上を見た。また住宅組合を見るに、昭和十一年十一月末調査に依れば、組合數一、八一三、組合員數三一、六二〇人、住宅建設費六九、三〇六、七六六圓を示し、前年同月に對し組合數に於て四三組合、組合員數に於て五九八人、住宅建設費に於て八二二、一〇〇圓の増加である。而して不良住宅地區改善に關しては、昭和十年度は十五萬圓の補助費豫算を以て改良事業の促進が行はれたが、十一年度以降は此の補助金額支出の繼續豫算として國庫負擔の契約を爲して此の事業の遂行が行はれてゐる。

昭和十一年度福利諸施設の概要に關し右に述べたる如く、いづれも前年度諸事業の繼續であるが、しかし各種施設の事業成績を見るに何れも前年度より一段の發展段階にあると云へるのである。元來福利施設は、經濟保護事業であるが故に經濟産業の不況時や物價昂騰の時代に特にその諸機能を發揮して國民生活の安定に貢獻する所大なるものであるだけ、平時には此の諸事業に對する認識を低く評價するものもあるけれども、これは大なる誤謬であつて、平時に於ても貧困現象存し、社會生活に於ける下層階級の生活困難を告ぐるもの、並に中流階級より下層階級に轉落せんとする生活不安定の状態にある人口の多く、而もかかる状態にあるもの、益々増加の傾向を示してゐる時代においては、諸種の經濟保護施設を具現して之に依つて社會政策遂行上の効果を加ふるに非ざれば、國民生活の安定は斷じて期待することが出来ないのである。況んや昭和十一年晩秋より諸物價騰貴の趨勢を辿り現時の戰時體制下に直面するに至りては、更に一段と經濟保護事業を擴充し、以て國民生活の安定を講ずべきことは現下の時局に鑑み、特に緊切なるを痛感するのである。

職業保護事業

社會局職業課長 近藤 壤太郎

昭和十一年度に於ける職業保護事業を概観するに第一に注目するべきは職業紹介法の改正である。

我國の公益職業紹介事業は大正十年に職業紹介法が實施され、同十二年に特別官廳として職業紹介の聯絡と監督とを掌る職業紹介事務局の設置を見てから略順調に發達して來たと謂ひ得るのである。職業紹介所數は事務局の設置された大正十二年末に於ては一三五ヶ所であつたが、昭和十年末には六七七ヶ所に増加し（一ヶ年平均四五ヶ所増設）、其の取扱數に於ても大正十二年の一般紹介求人數は八十一萬人であつたものが、昭和十年には百九十一萬人に増加し、求職者數は七十二萬人から百六十七萬人に、就職者數は三十一萬人から七十四萬人に増加を示し、日備労働紹介に於ては大正十二年の紹介人員延百九萬人から昭和十年には延千二百八十九萬人に著しく増加を示してゐるのである。斯様な發達を爲し得たことは、歐洲大戰後の社會情勢が然らしめたこと勿論であらうが、一面には特別の官廳があつて専心其の普及發達に力を注いで來たことにも與つてゐる所が尠くないと考へられるのである。然し乍ら時勢の推移に伴つて職業紹介事業の持つ社會的な役割が授職救済、就職難の緩和と云ふことから、次第に産業界に對する所要労働者の供給と云ふ方向に進んで行くの

に連れて、職業紹介事業を一層發達させる爲には産業行政、教育行政等との聯絡を一層緊密にすることが必要とされ、之

が爲に其の行政系統を改めることが適當と認められるに至つたのである。（職業紹介統計は昭和八年迄は求人比し求職超過であつたが、昭和九年以降は求職に比し求人超過であつて社會情勢の變化を反映してゐることが覗れる）仍ち第六十九議會に職業紹介法中改正法律案が提出され、其の協賛を経て昭和十一年九月一日より改正法律が施行された。今其の改正の要點を要約すれば次の三點である。

(一) 職業紹介に關する行政機構の改正されたこと

従來職業紹介所の事業の聯絡統一並監督の事務は内務大臣の監督の下に中央職業紹介事務局並東京、大阪、名古屋、福岡、青森、長野、岡山の七地方職業紹介事務局を設けて之を管掌せしめて居たのであるが、此の事務局制度を廢止して其の所管事項は之を内務大臣及地方長官の所管に移されたのである。然し乍ら此の制度改正の眼目とする所は單なる移管ではなく、之に依て、従來道府縣廳に分屬掌理せられてゐた職業に關する諸般の行政、例へば労働者募集取締、營利職業紹介業取締、職業指導、授産並職業指導、失業救済、移植民等の諸行政と職業行政の根幹を爲し、然も道府縣の外に分離して居つた職業紹介行政とを渾然一體として綜合的に管掌せしめ、産業行政、教育行政とも密接に聯絡せしめることに依つて職業行政の積極化を圖つたものである。

(二) 特別の必要ある場合は道府縣も亦職業紹介所を設置し得ることとせられたること
職業紹介所の経営主體は市町村を原則としてゐるのであるが、職業紹介所の経営を地域的自治體たる市町村のみに委ねることは職業紹介所の分布を適正にし、其の内容を充實して全国的に活潑な聯絡を爲し職業紹介機能を發揮する上から見て不充分と認められるので、特別の必要ある場合には補充的に道府縣も亦職業紹介所を設置し得ることに改正されたのである。この改正の理由とする所は所謂職業紹介所國營論の根據とされる所であつて、今回の改正に依つて市町村營原則主義に對して一つの例外規定が設けられたことは、職業紹介制度の將來に對して意義深い試金石であるかと考へられる。

(三) 多數の勞務者を雇傭せんとする者をして職業紹介上必要なる事項を地方長官に通報せしめることとされたこと
地方長官をして産業界に於ける勞務の需要を知悉せしめ、勞務需給の圓滑を圖るに便ならしめんとする目的を以て此の規程が附加されたのである。

この改正の實施に依つて北海道、東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、新潟、長野、愛知、廣島、福岡の一道三府七縣には職業課が新設され、其の他の三十六縣には職業係の職員が配置され、日々活潑な活動が續けられてゐる。

濟行政の上に新生面を齎したものと謂ひ得ると考へる。

第三には東北地方に於ける出稼者保護施設の助成である。

東北地方は氣候風土の關係上凶作の厄に遭ふこと一再ならず同地方振興に關しては種々の施策が講ぜられてゐるのであるが、同地方には比較的に餘剩勞力多きにも拘らず北海道樺太方面に對する漁夫の出稼を除いては一般に出稼の慣習に乏しく、殊に婦女子に在つては出稼に對し不安を懷き躊躇逡巡する嫌ひあるに鑑み、振興方策の一助として之等餘剩勞力を勞働需要地方に移動せしめ之によつて所得機會を得しむる方策を講ずることとなつた。即ち東北地方の各部落の篤志家を出稼指導員に囑託し、町村當局を中心とし出稼者及其の父兄を團體員とする出稼者保護團體を助成し、之等の保護機關を職業紹介機關に聯絡提携せしめ、出稼事情の普及、共濟、旅行に關す保護、出稼者と郷里との聯絡等に當らしめて、出稼者の保護を圖ることとなつたのである。東北六縣を通じて、出稼指導員の囑託せられたるもの一、二五八名、助成を受けたる團體數一四五に達し、縣當局の指導に依り漸次實績を擧げ得ることと思ふ。

以上の三點を以て大體昭和十一年度の職業保護事業を特徴づけるものと謂ひ得ると思ふ。

次に注目すべきは、失業者更正訓練施設が政府の助成の下に六大都市關係の府縣又は市及福岡縣に於て開設されたことである。失業應急事業は大正十二年以來引續き毎年施行されて來たのであるが、永く失業の状態に在り救済事業に依存して來た失業者の中には相當の素質を有し乍ら自立更生の氣力を喪ひ徒らに救済にのみ頼らんとする者が尠くないのに鑑み、彼等を指導鞭撻して定備的な職業に轉換し得る心構を得させることを目的として此の種施設の助成が爲されたのである。失業者を失業應急事業にのみ倚頼させることは、失業應急事業起興の趣旨にも反し又救済を受ける本人の爲でもない。更生訓練は精神訓練が根本であるから容易な事業では無いが、東京府が昭和九年度から社會事業團體に委託して實施した失業者更生訓練事業の經驗に徴しても指導者に其の人を得れば必ず所期の目的を達成し得ることは明かである。此の點に鑑み各地の施設の開設に先立つて社會局は指導職員講習を開催した。講習會の内容も一切の學理的な講義を排して訓話と行事とを中心とし主催者側と受講者側とが寢食を共にし、各自が指導者としての信念を築き上げることに専念したのである。幸ひ指導員各位の眞剣なる努力によつて第一回の訓練は着々と進められ、年度末には合計二百九十六名の青壯年が社會に送り出されたのである。其の數に於て極めて少數ではあるが、失業者に一縷の希望を與へた施設として失業救

醫療保護事業

豫防局長 高野 六郎

昭和十一年度の臨時救療

昭和十一年度の臨時救療費は百十萬圓である。此の臨時救療費は、御下賜金は別として年額百二十萬圓を大體常額とし、昭和十年の如きは恩賜金の無い代りに國費六十萬圓を増額して、百八十萬圓を以て臨時救療を執行したのであつた。然るに昭和十一年度の豫算査定に於ては百十萬圓に決定した。何故に百十萬といふ半端な金額になつたのかは勿論然すべき筋合ではないが、兎に角臨時救療は是位でもやつて行けると政府が考へたためであらう。之と并らべて論ずるのはをかしいかも知れないが、衛生局の豫算としては結核豫防教育國民運動費として十萬圓計上され、見やうによつては、救療費が十萬圓減つて、結核豫防費が十萬圓増したやうな觀がないでもない。

此の百十萬で昭和十一年度の臨時救療を行つたのであるが、此種の事業は詰れば詰れられる性質のものと思へ、兎に角百十萬の金を前年度と同じ標準で道府縣に分配し、どうやらお茶を濁したのである。配分額不足の文句は各方面から出たには相違ないが、兎に角事済みとなつたのである。十分

であつたか否かは別の問題である。
國庫配當の臨時救療費の不足を補ふべく各地方でも若干の支出をして居るが、之も前年と大差はなかつたやうである。

恩賜財團濟生會への國庫補助は十年度と同様二十五萬圓であつた。濟生會に於ては低金利に災ひされ、年々事業資金の缺乏を感じつゝあるので、資金の増成に多大の努力を致し、相當の成績を挙げた地方もあるが、思ふ通りの仕事をすることは到底望むことが出来ない。國庫補助を僅に増額した程度では資力甚だ手薄である。但し濟生會は今後果して幾何の救療を分擔せざる可らざるものか、其創設時代と現時の社會實況とを對比し、判斷を要する問題なのである。

恩賜財團濟生會創立二十五年

濟生會はその創立から數へて昭和十一年で滿二十五年になるのであるが、二・二六事變があつたり、其他種々の都合もあつて、昭和十二年に及んで其の記念祝典を舉行することにした。此の際濟生會をして更生的事實計畫を樹立させやうとの意見もあつたらしいが、内閣が代つたりして居るうちに新規計畫も沙汰止みとなり、只次の年度からは臨時救療全部を舉げて濟生會に依託することになる方針を取るに至つた。従來は臨時救療費の約半分が濟生會の手を通じて行はれ來つたのであるが、昭和十二年度からは其の全部が濟生會の手で行は

れることになるであらう。

臨時救療費の豫算は昭和十一年度から百十萬圓に固定し、さうな氣がする。(昭和十二年の豫算に於ても同額である)そしてそれが濟生會の豫算に加はるのであるから、濟生會のみについて見れば、救療事業が約倍加した形とも見える。濟生會から見れば事業の増大の如くであるが、我國の救療事業全體から見れば別にさういふことにはならない。

この邊で我國の救療事業にも一時期を劃するやうな變革が行はれてもよかりさうな感があるのであるが、昭和十二年度からは救護法も擴充されるし、保健衛生社會施設に關する中央地方の行政機構も改善されやうとして居るのであるから、而してまた國民健康保險等による醫務施設も増大されんとする氣勢なのだから、救護法に該當する醫務救護と、社會保險制度等による醫務普及と、特殊の救療機關たる濟生會の分擔との間に整然たる協定が出来てもよい筈である。今まで衛生局の救療と社會局の救療といふ風に對立して居るから解決が面倒なのであつて、保健省とか保健社會省とかいふ一省の中の、或る適當な一局の專管事項としてしまへば問題は解消するであらう。昭和十二年度には其所まで進展するのではないかと考へる。

我が國民の要救療量を調査して大體の目算を建て、そのうち濟生會によつて何%、救護法の醫務救護によつて何%、健

康保險によつて何%といふやうに割當が決定され、之に要する國費なり地方費なりが十分支出せられることゝなれば萬事が明朗化する。例へば濟生會にしても、責任引受救療量ははつきりしないで、漠然と資金造成を企てゝも其の遂行は困難である。國家的一機關として、是非とも是々だけの救療をせねばならぬと決定されてあれば、社會も明白に濟生會と協力するに相違ない。

保健國策の進展

二・二六事件の後、世上に國民の健康状態を憂ふる聲が強く顯はれて來た。國防上人的要素が大切なのは云ふまでもないが、産業、教育、其他國民萬般の活動上體力が低下して居ては非常に困るといふことが世上に烈しく取沙汰されるやうになつた。事變後の庶政革新の要望中には衛生省創設が主張されるやうになつた。軍部は徴兵検査の成績に徴して日本國民の體力は逐年低下しつゝあると警告した。内務省衛生局では結核蔓延は結核亡國の憂なしとせずと宣傳した。偶ま内務省衛生局に於ては昭和十一年に獲た新豫算十萬圓を以て結核豫防國民運動に乗り出した。全國を六ブロックに分つて其の中心都市及内務省直營の結核豫防展覽會を開催する外、各地方に互つて猛烈なる結核豫防國民運動を起した。然るに國民體位低下と結核蔓延猖獗の聲が社會を震撼して居た際として、此の結核豫防運動は非常な効果を顯はした。一方政府に於て

も保健衛生國策の樹立に着目し、結核豫防施設擴充、保健所の創設、無醫村の醫務普及等各種の計畫を立て、十二年度の豫算に相當多額の經費を計上するに至つた。

此の豫算案が成立しない内に内閣が交迭して、保健衛生施設費にも多少の減額を來すの已むなきに至つたが、然し結核豫防、醫務充實等には格別の影響はなかつた。

即ち昭和十一年度に於ては、一般救療に於ても、又特殊救療に於ても、格別の發展を見なかつたけれども、此の年に於て、國民保健問題が社會の輿論となり、之に關聯する法律と豫算が議會に提案され、救療事業も亦之と關聯して將來の發展を期待し得るに至つた。

特殊醫務保護

結核豫防施設擴充は此の年度に於て飛躍的發展を期待されたのであつたが、事實は飛躍前の一屈といふ情景を呈した。結核豫防施設中最重要事業たる結核療養所の建設補助費に於て僅に十數萬圓を増したのは輾轉の急に應ずるにも足りないが、結核豫防國民運動振興費として與へられた十萬圓は案外に效果的に作用して、獨り結核對策のみならず、保健國策の確立にまで達したのである。従つて多年待望の結核豫防法の改正も立案され、保健所法案は所要豫算と共に提案され、無醫村に醫務を普及する經費も計上された。結核對策としては、十年間に三萬床を増設する計畫が承認され、其の中に

は結核除役軍人のための国立結核療養所、工場労働者のための健康保険結核療養所も含まれ、又別に文部省に於ては小學校教員のための療養所を建設する計畫も成立した。かくの如くにして將來公設せらるべき療養所に、同様社會の要求に應じて今後或は建設さるべき私設のものを加算すると、十年を待たずして五萬床位に達しさうである。公設結核療養所は收容定員の三分の二を無料とする原則であるから、結核患者の救療は益々増加する筈である。

結核豫防を目的とした事業は各種官廳や事業會社等の従業員のための施設、宗教團體や社會事業團體の救療を目的とした施設等が可なり著しく發達しやうとして居る。

癩の施設は其の根絶を目標として居るのであるが、一面癩療養所は癩患者の救護施設でもある。癩は不治に近い病氣であり、且つ其の経過が甚だ緩慢で發病後の一生を療養のために費すのが常であり、しかも其の期間が頗る長い。發病後數十年を患者として過ごす者も少なくない。故に多少の資産があつても十分の療養を爲すことは不可能と見ねばならぬ。故に政府の方針としては癩は全部官公費を以て療養所に收容する方針なのである。

国立並に公立の癩療養施設は尙不十分であるから、今尙家庭に居るものも少なくはないし、既存の私設療養所も出来る限りその機能を發揮することを希望し、且つ之を助成して居

る。

さて現在癩の收容力は約七千人である。そのうち第三區の外島療養所が先年の大阪風水害の際に壊滅して目下復舊工事中であるが、昭和十二年度内に之が復舊して千人の收容力を備へるに至るので、其をも含めて七千人の收容力である。癩の實人員を最近の癩調査から見ても約一萬五千人と考へ、其の三分の二即ち一萬人收容を以て我國の癩豫防施設の目標として居る。此の一萬人收容計畫を何時完成すべきか問題であつたのである。嘗て日本の癩豫防施設を五千人收容に置いたのであつた。之は第一期計畫である。今や第二期計畫として一萬人計畫を遂行する時が來た。幸にも三井報恩會に於ては此の三千人收容の創設に要する費用を一手に寄附せんことを政府に申出でられたので、昭和十二年から三年を期して、三年間に三千床を増設することを豫算に計上することが出来たのであつたが、此の政府豫算は内閣が代つた爲に模様替となつて、三井報恩會の寄附金を豫算面に出さず、寄附は物品として受け、療養施設擴充に伴ふ經常費の増加は昭和十二年度からの豫算に計上されることになつた。

三千床擴充の内容は東北中部及沖繩に各一ヶ所の国立癩療養所を創設し、草津、大隅、宮古の既設国立癩療養所を擴大しやうといふのである。

癩療養事業は目下發展の途中にあるので、收容定員以上の

患者を收容するのが常態となり、従つて患者の衣食住に多少の窮乏を感じしめることがないでもない。それに何分千人餘の大衆が倦怠な生活を續けるのであるから其の氣分の上にも多少の動搖が生じ易く、昭和十一年八月中國立癩療養所の一に患者不穩の行動が勃發し、世人の注意する所となつたが、今後の療養事業は此の方面へも十分努力せねばならぬことを痛感せしめる。

精神病對策は我國に於て最も閑却せられつゝあるものゝ一である。近頃方面委員等に於ても精神病施設の擴充を要望する聲が盛であるし、結局は相當數の公設精神病院を持たねばならなくなるのは當然の成行と考へられる。精神衛生協會なども色々の活動を起さうとして居るが、此の方面の中心點は精神病院法による病院の擴充である。此の意味に於ては本年度は頗る無爲であつた。昭和十二年度に於ては公立精神病院建設費の補助金豫算が十萬圓ほど承認されて居たのであつたが、豫算の訂正で之すら棒をひかれてしまつたのは近來の痛恨事であつた。然し遠からず精神病院費増額の時が來るものと信じて居る。いつまでも捨て置くことの出来ない問題である。

其他の國民的疾患に就ては特に記すべきことは無い。

思ふに國民の健康を高めやうとする運動に伴つて醫療保護施設も一應は擴充されるであらうが、若し幸にして豫防醫學

的施設が効果を擧ぐるに於ては醫療の必要は追々減少することとなる筈である。元來醫療は食物などは異つて大に節約し得べき一面をも持つものであるし、又一面醫療には浪費に類する部分が多いものである。又醫藥を與ふる代りに、食と安靜とを與へた方が健康を恢復するに役立つ場合も少なくない。國民體位向上の要求が盛んなるに伴つて、國民健康保險制度の如きものが施行される趨勢を顯はすのも結構であるが、吾人の考をもつてすれば、醫療費を保險するよりも寧ろ保健施設に重點を置き、醫療費を要しない生活を國民に成就させる方が第一の急務であると思ふのである。

兒童保護事業

浴風會保護課長 小澤 一

兒童保護に関する會議

昭和十一年の兒童保護事業界を概観するに第一には兒童保護に関する會議である。その開催されたものは左の如くである。

關東聯合少年救護協會第五回職員研究會 昭和十一年三月

十六、十七日。關東聯合少年救護協會主催内務省會

議室に於て

北信五縣少年救護院保母研究會 昭和十一年五月十五、十

六日。長野縣主催。愛國婦人會長野支部に於て中部以北少年救護院長會議。昭和十一年五月二十五、二十六日。富山縣並富山縣社會事業協會主催。富山市大正會館に於て

九州沖繩山口各縣少年救護院長協議會。昭和十一年十月十四日。佐賀縣主催。佐賀縣教育會館に於て

全國少年救護事業協議會。昭和十一年十月二十、二十一日。內務省社會局並日本少年救護協會主催。內務省會議室に於て

斯やうに本年に於て開催された兒童保護關係の會議は凡て少年救護事業に關する協議會並に研究會であつた。

恩賜財團愛育會の活動

兒童相談所

恩賜財團愛育會は幼兒及乳兒の保育、訓練、智能及教養に關し保護者の相談に應じ併せて愛育に關する科學的研究に資する爲左の如く、こども教養相談所又は健康相談所を設置した。

昭和十一年六月三日開設、東京市深川區住吉町財團法人深川母子園内こども教養相談所。同年十月三日左記へ移轉、深川區猿江裏町猿江善隣館内こども教養相談所。昭和十一年九月五日、深川區高橋大富小學校こども健康相談所。同年十月三日左記へ移轉、深川區住吉町母子園こども健康相談所。同年

且つ村内各團體の協調堅實なものを選び、村當局、學校職員、警察官、醫師、助産婦、社會事業家、神職、宗教家、各種團體長、婦人團體及女子青年團體幹部等の協力を求める。愛育村に於ては漸次適切な愛育施設綜合計畫の實施を圖り、愛育班にては醫師、助産婦の率先指導と班員の訓練奉仕を中心として關係方面の斡旋、連絡、家庭訪問及協力保護等を行ふのである。

日之皇子の祝ひ日

昭和十一年十二月二十三日皇太子殿下御降誕日を記念し、愛育會、愛國婦人會及同會の道府縣、朝鮮、臺灣、滿洲、南洋、樺太の各地方本部、支部が主體となり、「日之皇子の祝ひ日」として中央、地方官民、各種團體、放送局等の贊助協力を求め全國一齊に奉祝を實施した。

第十回兒童愛護週間

昭和十一年五月五日端午節を中心として前後一週間例年の通り中央社會事業協會主催にて兒童愛護週間が實施された。

母子保護問題

母子保護法案

救護法は政府が立法の當初母子保護に關する要旨の一部をも採り入れ、救護の客體として十三歳以下の幼者及幼兒保育の母をも救護することとなつたのである。然るに昭和七年同法施行後經濟界の不況は益々深刻となり、庶民生活の困窮が

九月十六日、四谷區新宿伊勢丹内こども教養相談所

愛育研究所

愛育會に於ては兼ねて小兒及母性の保健、教育、保護に關する綜合的研究機關として愛育研究所の設立を計畫してゐたが宮内省の厚意に依り、その敷地として昭和十一年八月六日東京市麻布區盛岡町御料地千五百二十七坪の拂下を受けた。又財團法人三井報恩會より同研究所の建築工事費として約四十萬圓、三菱合資會社より前記敷地拂下代金として約六萬一千圓の寄附を受け、建築工事の設計監督事務を文部省に依頼した。既に建築設計圖案の懸賞募集をも了へ、鋭意建築設計の作製に努めつゝあり、近く起工の豫定である。

愛育村及愛育班

愛育會は農山漁村に於ける乳幼兒の保育方法の正しき知識及技能の普及を圖る爲愛育村及愛育班を設置することとなり、比較的中央に指導に便宜なる地方及北陸地方中乳兒死亡高率なる縣下に愛育村を又比較的中央の指導の便宜乏しき東北地方の縣下に愛育班の設置を勸奨した。その結果昭和十一年四月當該諸縣と協議の上埼玉、神奈川、千葉の三縣及石川、福井二縣に愛育村を又福島、秋田、宮城、岩手、青森五縣に愛育班の指定を終り、夫々具體的事業の實施に着手しつゝある。

愛育村又は愛育班を設置するには成るべく中位の民度にて乳兒死亡率の高き農山漁村の中から村當局者に熱意があり、

彌々増大し、殊に子女を擁する寡婦が生計維持と子女養育の二重負擔に苦惱するものが増加して來た。その爲救護法とは別に母子保護の特別法を制定することの要望が再び擡頭し、昭和六年以來殆んど毎議會に母子保護に關する法律案並に建議が提出され、又社會事業の大會等に於ても母子保護法の制定並に母子ホームの擴充等の問題が中心的議題として論議され、本法に對する社會の輿論が益々昂揚された。政府に於ても本制度に關しては兼ね／＼調査研究を繼續して來たが、國民生活安定の一方策として愈々多年の懸案であつた母子保護法の實施を圖ることとなり、昭和十一年十二月社會事業調査會に對して內務大臣から同法の制定に關して諮問し、その決議要綱に基いて母子保護法を立案し、第七十議會に提出されることとなつた。

要保護母子數

全國に於ける要保護母子數に關し社會局は昭和十一年十月一日現在について調査した。その結果に依れば要保護母子總數は九六、一三六人であつて内母の數二一九、二四五人、十三歳以下の子六六、八九一人である。

母子保護施設

全國に於ける母子ホームの數は昭和十一年十一月末日社會局調査に依れば四十三施設である。之を經營主體別に見れば市營三、法人組織十八、會員組織十二、個人經營十施設であ

る。又是等施設に依つて保護されてゐる母子の總人員は母四九二人、子一、〇〇六八、合計一、四九八八人を數へる。

兒童保護關係法律の施行狀況

兒童虐待防止

兒童虐待防止法の施行狀況を見るに法第二條に依り保護處分を受けたる兒童數は第一項處分を受けたるもの昭和十年度は三四六名、昭和十一年度は三四二名、第二項處分は昭和十年度六名、同十一年度は四名である。法第二條に依る保護處分件數は昭和十年度第一項處分三五二件、第二項處分六件、昭和十一年度は第一項處分三四二件、第二項處分四件である。

法第七條の規定に依る禁止制限に關する違反件數は昭和十年度五一一件、昭和十一年度六六五件である。

少年教護

昭和十一年に於ける少年教護院施設數は五四にて收容定員合計二、六八八名、經費七七八、一七二圓である。

社會教化事業

日本女子大學校教授 生 江 孝 之

昭和十一年度に於ける社會教化事業は之を十年度に比し特に著るしき發展を認めないが、然し年々多少の進捗の見るべきものあるは云ふを待たぬ。以下十一年度の事業概観を叙述

する。

融和事業

昭和十年度に於て融和事業の進展及び之が完成に關し俄然根本的改革を實行せんとし、「融和事業の綜合的進展に關する事項及び融和事業完成十ヶ年計畫」を決定し、各種機關と周到なる協議を遂げ政府當局の了解を得、一大決心の下に十一年度より之が實行に着手するに至つた。そして其の計畫に伴ふ十ヶ年間の總經費は約五千萬圓で年平均約五百萬圓を要し、初年度に於ては特に六百萬圓を要する事は前年度に於て既に記述した通りである。然し之が成否は少數同胞の自力更生の精神的充實を外としては主として政府の態度如何に待つもの多きは敢て言を要せぬであらう。然らば政府は之に對し如何なる態度を取つたかと云ふに、之に對する交附金は前年度事業總額五十五萬四千八百八十四圓に對し、十一年度に於て百二十四萬餘圓となし、五十七萬八千餘圓の増加を見るに至つたのである。そしてその増額五十七萬圓は殆んど全部地方改善補助額である。尤も十年度の補助額は經常費五十五萬圓の外地方改良應急施設として六十八萬圓を補助し、合計百二十三萬四千餘圓であつたが、この應急施設費は其の性質上一時的なものであるのを本年度より經常費として恒久性を有するに至つたのである。之を經常費に編入したる所以は、政府は融和事業の綜合的進展に關する精神とその事業内容を考

慮し、十ヶ年計畫に必ず必要な地方改善施設に重點を置いた結果に外ならぬのである。然し之に依れば初年度の經費六百萬圓と相去る事甚だ遠いので、如何に之を調理すべきや實際上至難な問題ではあるが、然し政府の補助金の外府縣及び市町村の負擔金並に各地方融和事業團體の支出を總和すれば、相當額に達するであらう。之に對する十一年度の見込額を見るに、地方改善事業數一、四四九、事業費百八十八萬四千七百二十一圓で、其の中國庫補助確定額六十八萬九千圓なので、殘額百二十萬圓は前記諸團體の負擔に屬するものである。左すれば融和事業に支出し得る金額は政府の補助金二百四十萬圓と府縣其他の支出額百二十萬圓とで、合計約二百六十萬圓となるが、斯る豫定額に達するを得ば、明らかに府縣及び其の他團體の眞劍なる努力の反映と見るを得べきである。然し之に依ると尙豫定金額六百萬圓と相去る事遠きものがあるも、之は云ふまでもなく物質力の足らざる所は部落民の自覺と、自立更生の精神力を以て之が補充に力むべきである。融和事業團體はこの精神に燃え敢然起つて今後十ヶ年を期し、豫期の目的を達成すべく最善の努力をなすし、あるのである。斯くして第一年を経過したが、其の經營、其の指導宜ろしきを得ば必らず初一念を貫徹し得べしとの曙光を認め得たと云ひ得るであらう。

十一年六月日本青年館に於て開催された全國融和事業協會

議に於て「昭和十一年度融和事業遂行に關する件」を協議したが、之に基づき第一年度の運動方策を樹立し、十ヶ年計畫の第一歩を力強く踏み出したのであるが、其の意氣其の信念の如何に旺盛であるかを覗ひ得るものがある。又政府は十ヶ年計畫第一年度に於て地方長官の通牒を發して「政府は本年度に於て特に地方改善費豫算を増額し各般の施設の擴充強化を圖り、本事業の綜合的進展を策する事と相成り候」云々と云ふて居るが、之を以て見るも政府はこの十ヶ年計畫に多大の關心を持ち、之が中央、地方相呼應して充分力を盡すの意圖あるを認め得るであらう。即ち政府の支持と融和事業團體の眞劍なる努力と部落民の自覺と自力更生との精神とが鼎立的關係に於て益々強固となるを得ば十ヶ年計畫の完成を期して待つべきである。

水平社運動

昭和十一年度の水平社運動は概して平靜である。多年急進的水平運動と、漸進的融和運動とは氷炭相入れざる状態であつたが、兩者の間隔が事實上次第に接近しつゝあるかの觀を呈するに至つた。要するに水平運動は其の終局に於て融和問題に關し一般國民の覺醒を促がし融和事業促進上多大の効果を收め得たと信するのである。そして今やその急進的運動を通しての重大なる役割は最早その大半を演じ了つたのではなからうかを思はしむるのである。十一年度に於ては去る十二

年三月第十四回全國水平社大會を帝都芝協調會で開催したが、出席二百五十名で盛會であつた。そのスローガンの中には融和事業完成十ヶ年計劃反對、封建的身分制の廢止等があつた。此等のスローガンを通じて見れば今尙水平社大會に於ける急進的氣分の片影を偲び得るやうではあるが、尙大會の議長たる代議士松本治一郎氏が帝國議會に於て政府への質問中「政府は部落の産業、經濟、環境、文化の振興向上施設を徹底的に實施するため地方改善費を最少量年度年額一千萬圓を増加するのが當然だと信するが」と云ふて政府の所信を糺して居る。之に依れば水平社も亦國庫補助に依る地方改善事業の計劃に對して最早反對の態度を採らず、寧ろ之が促進を希望して居るのを認め得るではなからうか、それで水平運動者は融和事業完成十ヶ年計劃運動の趣旨に反對するのではなく、寧ろその完成期限の長きに反對するのでなからうかを思はしむるのである。會議は例の如く警察署員の嚴戒裡に終始したとは云へ其の内部の空氣の往年に比して非常に緩和されたるものあるは一般の能く認むる處である。

要するに水平社と融和事業團體とが兩者各々其の主張を異にするを以て外觀上未だ一致點を見出し得ざるが如く見ゆるは已むを得ずとすべきも、その終局の目的に於て兩者その軌を一にするの故を以て、多年の體験は兩者をして遂に相接近せしめつゝあるは見逃し得ざる事實ではなからうか。

隣保事業

我が隣保事業も亦社會事業中に於て近年その重要性を認めらるゝに至つた。昭和十年度の隣保事業數を調ふるに公設四十五、私設百四十四計百八十九に達し前年度に比して二十の増加を見るのである。隣保事業は特定地區に於ける地區住民全體の福祉を増進すべき綜合的事業なので分科事業とは自らその選を異にし、其の經營如何、成否如何地區住民全體の福祉増進に影響する極めて大なるものがある。然るに隣保事業調査に關し常に遺憾に感ずるの一事は最近數年間、之に關する調査の發表は單に經營主體、資産及び經費のみに限られ、其の他は一切之を審びらかにするを得ざる點である。隣保事業は他の事業と同様その團體名及び團體所在地は勿論其の内容を審びらかにするを必要とするも、此點に關し何等の公表なきは研究上不便の感を禁じ得ぬ。之に關し九年度に於てもその希望を一言したが、未だ何等の反響がない。十一年度に於ては宜しく他の一般社會事業の調査とその歩調を一にし、その全貌を審びらかにし得るやう取扱はれん事を切望する。現在の如き程度の内容公示を以てしては隣保事業が現在果して如何なる程度に活動しあるかを覗ひ知るを得ないのである。隣保事業の發達如何がその性質上我が一般社會事業の消長にも少なからぬ影響を與ふるものと信するので重ねて希望を繰返す次第である。

農村隣保事業

農村隣保事業が數年來俄然として飛躍的増進を見るに至つたのは農村社會事業の進展に關する限り洵に慶祝に價する。然しこの農村隣保事業は都市に於けるセトルメントワークと其の意義及び内容を異にするもので之を單に隣保事業の名稱の下に總括せんとするは妥當でないと思ふ。然らば今後之を如何に取扱ふべきやと云ふにこの際寧ろ都會に於ける所謂隣保事業を改名すべきだと思はる。往年之を隣保事業と改稱する際既に幾多反對の議論があつたが、當時は現在の意味に於ける農村隣保事業の勃興を豫想し得なかつたのでその方面よりの意見は起らなかつた。然るに都會に於ける所謂隣保事業はその起原及び發達過程より見るも特定地區に於ける總合的事業であり、會館を中心とせる人格本位の事業と云ひ得るが、農村隣保事業は隣保相扶の情誼に基づき農村全體を對象とする綜合的事業であり、従つて少數人格者を中心とするに代へて五人組制度の如きを現代に當てはめて住民全體が責任を負ふの事業と解すべきだと信する。従つて農村隣保事業の名稱はその儘となし、都會に發達せる隣保事業を改稱するを妥當と信する。會てはセトルメントワークを細民補導事業若しは善隣事業など假稱した事もあつたが、兎に角其の名稱を區別するの要あるを認むる。社會局發行の社會事業統計要覽中には未だ農村隣保事業は見當らないが、中央社會事業協會

が昭和十二年度版として今回全國社會事業名鑑を出版されたものを見るに、隣保事業の總數實に四百五十四に達し、之を社會局發表十年度の隣保事業數百八十九に比し實に雲泥の相違である。その中社會局調査に依る靜岡縣の斯業一に對し、中央社會事業協會の百三十八、東京府の六十八に對し九十八の如き其の最も顯著なるものである。東京府は姑らく別とすも靜岡縣の百三十八は明らかに所謂農村隣保事業であつて、昭和七、八、九の三ヶ年間の設立であり、全部之を新興生活館と呼んで居るが、其の資源は當地方の震災義捐金の剩餘金に依るものである。之が事業項目は地方の實情に應じてその内容に多少の差異はあるが、精神的、經濟的施設を通じて地方文化の中心機關たらしむるに在るのである。そして其の意圖する處は地方文化の中心機關たらしむるもので農村全體を對象とする施設と云ひ得るであらう。一靜岡縣が約百四十の農村隣保事業を特設せるは一異例と見るべきも、宮城縣に於ても亦その數に於ては靜岡縣に比すべくもないが、其の性質に於て稍之と均しき施設を農村に設置して居る。従つて今後斯る施設が他の府縣に設立さるべきは必らずしも想像に難くないので、農村隣保事業は都會隣保事業とは獨自の存在として考慮すべきの理由充分に存すと信するのである。

尙中央社會事業協會が農村社會事業振興計劃の下に農村隣保協會を設立した。そして其の目的は「本協會へ隣保共助ノ

精神ニ則リ居住民ノ一致協力ニ依リ共同ノ福利ヲ増進シ相互ノ生活ノ安定並ニ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス」とあるが、之れまた全面的に其の機能を發揮せしめ農村民全般の福祉増進を企圖するのである。そして斯る計劃の下に既に全國十七ヶ村を選定し大體に同協會規程及び細則等に準じて實施されて居る。創立日尙淺きにも拘らず綜合的社會事業が全面的に行はれて其の成績大に見るべきものがある。而して之が經費は會費、奉仕會、補助會、寄附金等に依るのであるが、中央社會事業協會に於ては豫算一萬圓を以て各施設に對し各五百圓の創立費を補助し、尙慶福會より各々二百圓を助成したのである。斯くして同協會細則に示すが如き各般の事項を調査して之を施設するを得ば、隣保施設を通じて農村各般の改善向上を實現し、遂に優良村を造成し得る可能性が充分にある。社會施設を通じて優良村を造成し得るが如きは全然豫想し得なかつたが、若し之が實現を見るを得ば往年の優良村よりも其の基礎確實にして永久性を有するに至るであらう。能く時代の推移を利導して所期の目的達成を切望する。

教化事業

教化事業の定義は姑らく別として茲には十年度の例に倣ひ主として文部省主管の教化團體に就て叙述する。

中央教化團體聯合會 同聯合會に於ける十年度の事業は大體前年度のそれを踏襲しつゝあるのであるが、其中十一

年二月二十六日會長子爵齋藤實氏が不幸遂難去された後を享けて同年九月十六日伯爵清浦奎吾氏が會長に就任されたのは特別大書すべき事で、同會のため眞に慶賀に堪へぬ次第である。

教化町村の指定 同會が模範的郷土の建設の目的を以て昭和八年度より教化町村の設立を計劃し之を實施しつゝあるは既記の通りであるが、昭和十年度に於ける合計百三が十年度の多きを算するに至つた。十一年度に於ては東北地方を除いた二十二府縣に對し、教化町村運動助成のため九千七百八十圓を分割交付した。斯くして教化町村の名の下に全町村を一圓とする融合の理想郷實現に眞劬なる努力を續けつゝあるのである。

其の他の行事に至つては昭和十年度と格別の變化を認めないが、全國都市教化講習會及び協議會を中央に開催し、更に地方施設としては、各地に教化關係幹部公民教育講習會を開催して國民教化に有用なる人材の養成に力めて其の成績大に見るべきものがある。

非常時國民運動と社會教育 文部省が昭和八年國際聯盟脱退に關し長くも御詔書を換發せられたるに於て既に記述した通りであるが、十年度に於て之を「時局對策講演協議會」と改名し、最初文部省の外、外務省、陸軍省、海軍省の協同事

業であつたのを、十年度より更に内務省、農林省を加へ六省協力の下に時局對策に對し、豫定の行動を繼續するに至つた。斯くて十一年度に於ても亦十年度と同様六省協同上千葉縣、和歌山縣、高知縣、靜岡縣、茨城縣等に於て講演會協議會を開催したのである。斯くて昭和八年度以來時局對策に關し六省協同の下に豊富にして堅實なる資料を提供して國民の認識を深め、その歸嚮を謬ることなきやう努力せられつゝあるは敬服に値する。

文部省社會教育委員 文部省に於ける社會教育委員は昭和七年以降之を實施して居るが、其の目的及び職務等に關しては十年度に於て記述した通りである。そして委員として依頼さるべき豫定人員は十五萬六千人の巨數であるが、十年度に於ては既に九萬人、十一年度に於ては更に増加して九萬六千餘人を算するに至つた。そしてその設置區域は殆んど市町村全部を網羅して居る。かくも各地方の有力者を多數依頼して居るので、此等委員が結束して統制ある組織的活動をなすに於てはその社會教育上資する處極めて大なるものあるべきは決して想像に難くない。然るにその數の増加にも拘らず之に伴ふ社會的貢獻の未だ必らずしも大なるものあるを聞かざるは遺憾である。之れ一は所謂社會教育の範圍が廣汎で明確なる一線を劃し難いのと、他方委員の増加に伴ふ經費の缺乏等がその主因をなすのではなからうか。兎に角十萬の委員を依

囑せる目的と其の努力に對しては敬意を表するも社會教育への貢獻に對しては今後更に一層の工風を要すべきではなからうかと信するものである。

國民更生運動

政府が昭和七年度以降全國一齊に國民更生運動の實施に努められたが、其の意圖する處は「現下の難局を打開するの方便固より多岐なりと雖ども、汎く國民の自覺に懇へ其の依て生ずる禍因を免除するに非ざれば國家が如何なる匡救施設を行ふも其効なきものと認め」らるゝためである。斯る目的の下に於ける數年間の努力は、地方産業經濟、公私生活上次第に時難克服の進境を示しつゝあると云ひ得べく昭和十一年度の運動概況は左の通りである。

十一年度に於ける中央の事業は東京、神奈川、山形、秋田、廣島、高知其の他に國民更生運動講師を派遣したのと共に、他方農山漁村に於ける更生計劃實施に際し、指導誘掖の目的の下に東京、千葉、福岡、宮城、岩手等の府縣の外數縣に講師を派遣して視察指導をなし更に指導者養成を目的とする講演會を開催したのである。尙地方に於ける國民更生運動に關する講演會、協議會、映畫會等の開催は其の數八千七百八件で、參會人員二百二十萬三千八百七十三人に達した。之に對し地方廳に配布したる豫算額は一萬八千八百圓である。斯くて農林省の經濟更生運動、文部省の教化運動及び時局對策

國民運動等と相呼應し協力して、廣義に於ける國民の自覺及び更生に努力せられつゝあるのである。

矯風事業

昭和十年度に於ては其の廣汎なる範圍の中より公娼廢止運動、純潔運動、身賣防止運動及び禁酒運動等を叙述したが、十一年度に於ては以上の外更に禁煙運動及び現下我國に於ても亦重大問題となりつゝある麻薬中毒者問題と、その防止運動とに就て其の概勢を記述する。

廢娼運動の概況 昭和十一年度の廢娼運動も亦十年度と同様不振の状態を脱し得なかつた、「人道上風教上害悪甚だしき國辱公娼制度は多年の運動により漸く最後の關頭に達したるやの感を與へながら、實は今なほ頑強にして容易に解決の見込なきは誠に遺憾千萬である」と廢娼團體の悲觀的態度洵に故あるかなである。昭和九年の我が政府代表の言明に基づき國際聯盟事務局に於ては、我國をば既に公娼廢止國に編入せるにも拘らず、今尙依然として事實公娼國の姿を其の儘現はして居るのである。國家の體面上より考察するも遺憾の極みである。國論は既に廢娼に決定して居る。各種團體が各自の大會に於て廢娼決議をなせる既に二十六回の多きに及んで居る。要は政府當局の斷の一字に存すると云ひ得るのである。湯澤内務次官が岡山市中島遊廓移轉問題を契機として公娼制度廢止近きを言明して「公娼廢止の根本方針は既に決定

し只時期の問題を残すのみである」と云ふて居る。之に依るも政府の方針不變なるは認め得るも、その所謂時期が事實果して何を意味するかが問題である。斯くして一方政府の姑息的態度にも拘らず、他方廢娼決議遂年増加し、十一年度には新たに三重、愛媛の二縣を加へたので、現在では廢娼實施縣五縣、廢娼決議縣十六縣に及んで居る。十二年度に於て更に數縣を加ふべきは想像に難くない。斯くして内務當局に向つて省令の獲得を期待するの運動よりも、廢娼決議可能の府縣と協力しつゝ全國廢娼に邁進するの寧ろ堅實なる方法なるを思はしむるに至つたのである。

本年に於て最も痛恨禁じ難き事件は十一年二月二十二日大阪府下婦人救済館に起つた暴漢襲撃事件である。之は同ミツシヨンの自由廢業をなした二人の娼妓を保護したので、遊廓の樓主が他の暴漢數人を伴ひ救済館に於て暴力を行使し、英國婦人六名と日本婦人九名を負傷せしめた慘劇である。この慘事が痛く社會を刺戟し衆議院に於ては杉山代議士の、そして貴族院に於ては松村義一氏の質問となつたが、政府は之に對し辯明これ努め遺憾の意を表して居る。そして之が單り我が議會の問題となつたのみならず、英國議會に於ても亦之を相當重大視したのである。斯くも國際的に問題化するに至つたのは、一種の國辱たるかの感を禁じ得ぬ。斯る暴舉事件發生に鑑みても、政府は速やかに廢娼を斷行すべきではなから

うかを思はしむるものである。

昭和十一年度に於ける國民純潔同盟の運動は二月中旬の大阪レスキーマイツション襲撃事件起るに際し之が對策を協議し、議會に對し質問運動を試み、又田川代議士外三名の代議士が院内に於て内相と會見して善處方を要望した。昭和十二年一月には新たに廢娼完成促進運動委員會を組織し、最後の運動に邁進中である。又地方に對しては各地に出張して所謂縣會運動に邁進し相當の効果を收めたのである。

更に日本婦人基督教婦人矯風會に於ては創立後五十年に達したので、昭和十一年度に五十年史を完成した。婦人のみに力に依る五十年間の努力が、遂に今日に至りしかを想像すれば、一方如何に多く惡戰苦闘の戰跡を残したかを察すると共に、信仰に依つて結束せる婦人の力亦極めて偉大なるものあるを偲ばしむるのである。現下の會勢を見るに支部百八十、會員約九千五百人、本部には風俗部、廢酒部、少年禁酒部等あつてそれ／＼眞剣な活動を持続せられつゝあり、その風教改善に及ぼす影響の極めて大なるものあるは一般の能く認むる處である。この外社會部として職業紹介、身上相談、婦人ホーム、診療所、細民救済等本部及び支部に於て實施し、何れも相當の治績を挙げつゝあるのである。

身賣防止運動 身賣防止運動の起原及び其の過程に於ては昭和十年度に於て略述したが、十一年度に於ても大體之を踏

襲しつゝあるのである。之が資金は大正九年十一月に於て三井合資會社より十萬圓、わかもと榮養育兒の會より一萬一千圓の寄贈に依るもので其の後十年十二月、十一年五月三井報恩會より各三萬圓の寄贈に預かり、同運動を開始し現下之を實施しつゝあるのである。昭和十一年八月迄に至る婦女子就職資金貸付成績調べを検するに資金十四萬七千九百圓、貸付人員二千六百六十七、金額十五萬二千六百三十一圓、一人平均五十七圓で、之が回收は人員千五百二十、金額三萬四千七百三十六圓、回收率二二・八で、八月末資金現在高三萬八圓である。之は北海道と、東北六縣の外職業紹介事務局、青森支部を加へたるものであるが、同年九月以降青森支部が廢止された關係上同支部よりの貸付も亦自然廢止となつた。然るに支部廢止に伴ひ貸付廢止後に於ける青森支部引繼の分未整理の關係上、前記八月末の統計が一番能く其の活動狀況を明瞭ならしむるのである。何れにしても東北地方は之に依つて少なく共、二千六、七百名の婦女女子が身賣防止運動の手に依つて其の危險より免がれたのである。尙東北の外愛知縣に於ても亦婦女子身賣防止協會を設立し十一年度に於ても十年度同様事業を進めつゝあるが、洵に能く時宜を得たものである。北海道、東北及び愛知縣のみならず廣く他の地方にも普及し、之が徹底的運動に依て所謂前借制度絶滅の一日も早からん事を切望して竭まぬ。

禁酒事業

昭和十一年度の禁酒事業は十年度に比して一層の進捗を見たこと云ひ得るであらう。第十七回全國禁酒大會を金澤市及び河合谷村に開催した。同大會は所謂二・二六事件の後を承け最も緊張したる気分の下に「庶政一新舉つて禁酒」の標語を掲げて、禁酒國策に就て協議した。大會第三日は河合谷村に於て同村舉村禁酒十周年記念式を舉行した。同村は我國十七禁酒村中最も優秀の成績を挙げた村であつて、十年間に經濟、納税、風俗、保健等の状態が全然一新した外人視察者をして禁酒村中世界其の比を見ざる業績なりと三歎せしめたに依るも、其の成績の如何に大なるかを覗ひ知る事が出来る。今回は舉村非常な感激を以て絶対禁酒十周年を迎へ、更に緊張裡に今後五ヶ年を繼續する事となつたのである。同村が禁酒村として永久に其の良範を垂るゝに至るべきは信じて疑はぬ處である。

更に全國産業安全週間が本年より禁酒強調週間となつたのである。工場内に於ける傷害事故の大半は飲酒が其の因をなすの事實を發見したので、十一年度より産業安全週間を禁酒週間たらしめて、傷害減少運動に着手した。禁酒會も亦之に参加し、相呼應して禁酒及び傷害防止運動に邁進したのである。之は十一年度に於て行はれた新たにして意義ある試みである。

尙年中行事として九月一日に全國酒なし日運動を施行し、又二十五歳禁酒法制定に關する立法運動を、又國際運動として世界禁酒同盟と情報を交換して、海外禁酒團體と聯絡を圖り、又世界禁酒第二回常任理事會に對し、一九四〇年世界大會を日本に開催すべきを提言する等、我が日本國民禁酒同盟として活動大に見るべきものがあつた。

十一年度中我が禁酒界中の巨人が相次で逝去されたのは痛惜の到りに堪へぬ。禁酒界中の元勳長尾半平氏が十一年六月京城に於て突如長逝され、其の他禁酒界の長老美山貫一翁及び藤田敏郎氏を失ひ、更に明治大正年間に於て最も熱心に禁酒運動に勇躍せられた。外國宣教師ジョリアス・ソール博士を故國米國に失ふに至つた事である。哀悼の念、寂寞の情轉た禁じ難きものがある。尙十一年度に於て特筆すべき一事は、醫師禁酒會が東京及び大阪の二大都市に於て相呼應して設立された事である。

大阪醫師禁酒會が十一年十月廿名の發起人を以て大阪に呱呱の聲を擧げ、又東京醫師禁酒會が同志三十二名を發起人として、十二年一月に開設されたのである。その宣言の一節に「吾人はアルコール性飲料が人體に對し絶対不必要なるのみならず、保健上有害なることを確信す」とある。斯る態度を以て禁酒を實行するは獨り各自の保健上より必要なるのみならず、醫師が結束して自ら陣頭に立ち以て酒害を世上に宣傳

するは最も有力にして有効なる禁酒運動である。更に他の一事は十一年十一月岡山に於て開催された全國佛敎大會に於て「佛事法要一切禁酒勵行の件」が満場一致可決された事である。全國佛敎大會は佛敎十二宗五十六派の代表僧侶の集合であるが、斯る大會の總意に依る決議が、全佛敎會に一大刺戟を與ふべきは瞭らかである。満場一致之を可決したる一事は少なく其時代の反映として注目に價すると共に之が實行を要望して竭まぬ。

禁煙運動

明治三十三年未成年者喫煙禁止法が發布されて以來之が違反者として説諭せらるゝ者年々三萬人内外に達するが、之に反し喫煙害毒防止運動の如き殆んど等閑に附せらるゝ傾向がある。従つて成年男子の大部分は喫煙の惡習に深むのみならず、近來は婦女子の間にも亦斯る惡習が蔓延しつゝあるのである。それで之が害毒防止の目的を以て設立されたのは「禁煙同盟」である。同盟は昭和七年の創立であるが、創立當初は他の事業と同様極めて微々たる存在に過ぎなかつたが、現時漸く世人の注目を喚起するに至つた。同盟の目的及びその事業は未成年者喫煙禁煙法の勵行、煙草の害毒に關する調査研究並に發表、中小學校内に於ける喫煙禁止の勵行、交通機關内喫煙禁止勵行等に在るが、之等は何れも緊要なる事項である。同盟は目下醫學博士岡田道一氏を委員長とし、之が

宣傳普及に専念して居る。禁酒運動の逐年擡頭せんとするの今日、禁煙運動亦相呼應してその害毒防止に全力を傾注せられんとするは能くその時宜を得たるものと謂ふべきである。

麻藥中毒者救護事業

麻藥中毒者救護の問題は獨り國際的に重要性を有する社會問題たるのみならず、今や我國に於ても亦戰慄すべき社會問題の一つとなつて來た。それで之が治療及び補導の目的を以て設立されたものに麻藥中毒者救護會と麻藥中毒者救護所の二つがある。前者は昭和八年二月有志の發起に依て呱呱の聲を擧げたものであるが、その動機は當時東京市内在住朝鮮人四萬人中實に三千人の麻藥中毒者あるを發見し、しかも此等多數の無產重病中毒者が各所に集團して苦悶懊惱しつゝある慘狀眞に見るに忍びざるものあるのみならず、彼等は此の苦惱を免がれんがため毎日二三圓の麻藥類を購入すべく窃盜を常習とするの已むなきに至る不幸を目撃し、驟然起つて之が救護に當らんと決意するに至つたのである。最初内務省より設備費として金千圓の内助を受けて設立の基礎を堅め、斷禁方法に依る特殊治療を施し、解毒後更に六ヶ月間之が補導に當り相當の成績を收めつゝ、二ヶ年間之を繼續した。然るに突如豫期せざる難關に逢遇したので十一年度以後に於ては警視廳經營の救護施設と連絡を保ち現在同廳經營の救護所に於て解毒したる者のみを收容する事となし、收容期間約六ヶ月を限

度として補導の任に當つて居るのである。現在一萬五千圓の收容所を新築し八九十名を收容し得る設備の下に事業を営みつゝあり、之が経費は主として東京府の補助及び三井報恩會、原田積善會の助成になるものである。その経費は十年度決算四千八百圓で十一年度は九千五百七十圓である。試みに創立以來各年度收容人員表を示せば左の通りである。

自昭和八年十月一日、至昭和十二年三月末日

年次	男	女	計	延人員
昭和八年度	六六	一〇	七六	六、三八七
同九年度	一一〇	三六	一四六	一二、五二四
同十年度	一三六	二四	一六〇	一五、五八五
同十一年度	九九	三六	一三三	一〇、六〇四
總計	四〇九	一〇六	五一五	四五、一〇〇

最初の二ヶ年間は殆んど全部朝鮮人であつたが、現在ではその大半は内地人である。鮮人中毒者減少の理由は多々あるが茲には之を省略するが兎に角洵に喜ばしき現象である。然し他方内地人の激増は戦慄すべき重大問題である。將來この問題を如何に取扱はねばならぬかは識者の研究と政府當局の國策樹立に待つもの多しと信するのである。

警視廳麻藥救護所 同救護所は警視廳に依り昭和十年十月開所されたが、之が設立の趣旨は「近時麻藥中毒者激増シ、單り朝鮮人ニ限ラズ内地人ニモ漸次波及セントス、之等中毒

正を行ひ、十年一月一日より之を實施するに至つた。それは前記數項の外醫師が麻藥の慢性中毒者を診斷したる場合及び該當者に對し麻藥配伍の處方を交附したる場合は何れも之を所轄警察署に届出づる事とし若し之に違反したる場合百圓以下の罰金又は科料に處すとある。要するに時代の必要は藥品に對する取締の外更に中毒者に關する取締規定を設くるの必要に迫らるゝに至つたのである。爾來警視廳は之が勵行に努力し又之と共に密賣者の檢舉にも力めて居る。それで内務省令改正と警視廳の活躍と救護會の補導と相待つて既記の如く鮮人に關する限り之が激減を見るに至つたのである。然し今後内地人中毒者を如何に取扱ふべきかが問題である。之は單に内務省令に依る取締規定では不徹底と信するので、之に關する法律を制定して之を嚴重に取締るべきである。朝鮮麻藥取締令若くは近く實施されんとする滿洲帝國に於ける麻藥法の如きは亦以て他山の石として参考の資たるべしと信するのである。

司法保護事業

司法省保護課長 森山武市郎

釋放者保護

釋放者保護事業の思想的背景は其の發端に於て専ら應報刑

者ハ多ク麻藥購入資金ニ窮シ窃盜其ノ他ノ事犯ヲ反覆シ進ミテハ兇暴性ノ性格異狀者トナリ重大ナル警察事項ヲ惹起セムトスルノ虞レ多ク之等ニ鑑ミ公安上並衛生上之方應急施設ハ喫緊ノ要務ナルヲ認ム云々とある。即ち帝都に於ける麻藥中毒者の激増は公安上衛生上最早之をその儘に放置し能はぬ喫緊の要務なりと認むるに至つたのである。そして入所定員は約三十名、救護日数は約二週間、入所の形式は出願又は承諾に依るものに限る事となつて居る。十年十月より十一年三月までの收容者三九五名、延人員四千三百八十六平均二十三名である。経費は當初設備費等を加へて一萬二千七百圓、更に十一年度は收容人員七百十四、延人員七千九百二十九、平均二十一人、経費一萬四千三百圓である。尙解毒後數回之を繰返して改後の見込なき者は之を朝鮮に歸還せしめつゝあるのである。そして十一年八月以降は解毒者中の希望者を麻藥中毒者救護會に送致し同會に於て約六ヶ月之を補導し、兩者相提携して目的達成に努力しつゝあるの現状である。斯く兩施設協力の結果少なく共朝鮮人中毒者撲滅の期必らずしも遠き將來にあらざるべきを信ぜしむるに至つたのである。

麻藥取締規則 昭和五年内務省令として公布された同取締規則は當時の状況に基づき麻藥の種目、製造、輸出入、並に移出入、販賣譲渡等に關する取締であつたが、時代の推移に伴ひ、内務省に於ては昭和九年十一月麻藥取締規則の一部改理論の實踐に對する社會的無批判への反動感としての慈善性に依りて構成せられたるものと謂ふことが出来る。此の思想的背景は漸次特志社會の機微に投じて斯業の擴大進捗の礎石となり、斯業は夙に社會的性格を獲得するに至れるものであるが、十九世紀後半この方教育刑理論並保安處分理論の攝取移入、從て應報刑理論の後退に於て犯罪激増の現象と控制せんとする刑政實踐の新傾向は自ら斯業の思想背景に劃期的旋向を促し今や釋放者保護事業は保安處分制度組織に於て占むべき當爲的地位を確認せらるゝの機運に到達せるものである。

釋放者保護事業は國家的性格へ移行しつゝあるものと指稱せらるゝは、まさに此の意味に於てあり、最近斯業の制度化の提唱せらるゝも又此の理論を基礎と爲すものである。然れども釋放者保護事業は少年保護との關係に於ては、保護對象の矯正可能度の負數的高次なるが爲に、又思想犯保護との關係に於ては國家社會組織に對する危険性濃度場面に於て一籌を輸するが爲に、今尙國家財政逼迫の理由を超克し得ざるの實狀にあるのである。されば釋放者保護事業の到達せる現段階に於ては其の目的、理論の定位を看たるに拘らず、其の方法論としての組織型態、處遇内容、經濟的基礎、制度的連繫、社會的協力等各般の事項に關する適切有效なる措置は鮮かなる成立を見ずして未だ宿題の中に殘留するものであ

り、其の業績の現勢は釋放者保護團體及保護人員保護團體の經營及び被保護者の再犯統計を看取するを以て満足せねばならぬのである。即ち

(1) 釋放者保護團體及保護人員の調査に依るときは(イ)保護團體数は八〇七團體であり、前年に比して六十一團體の減少を示し表見的には最近五ヶ年間に亘る漸増の趨勢を裏切つてゐる。然れども此の激減現象は思想犯保護觀察法の實施に伴ひ從來の釋放者保護團體中六十五團體が、思想犯保護團體として指定(昭和一一、一二、一三)せられたるに因るものであり、實質的には前年に比し四團體の増加を示し最近五ヶ年間に亘る團體漸増の上向線を形成するものと謂ふことが出来る。(ロ)保護人員數に於ては一五二、七七七人を數へ、保護人員激増氾濫時代たる昭和九年を超越して(三、九〇二人増)最高次點に到達してゐる。斯くて保護人員選増の趨勢は大量的觀察に於て之を肯定することを得るも嗣て保護の態容に就て之を検討するときは、前年の比に於ては各増加し、又最近五ヶ年の趨勢に於ては間接保護(五四、〇四一人)、一時保護(八九、九一三)にありては、上向線を形成するものと看るべく、收容保護にありては寧ろ下向線を畫くものと謂はねばならぬ。蓋、釋放者保護態容に於ける重點の變動と解すべきか、團體經濟事情の逼迫と推定すべきか、前者は處過に關する面であり、後者は財務に關する面であるが故に理論的

には別個に解決せらるべきではあるが、實踐的には後者の前者に對する控制として現はるゝ事實に注目せられねばならぬ。

(2) 釋放者保護團體の經營の調査に依れば、保護事業費は其の總額に於て七八三、八三〇圓であり、一人當保護費は五、一三錢に過ぎぬ。之を最近五ヶ年間の趨勢に付て看るときは總額に於てこそ上向曲線を畫けども、一人當保護費に於ては下向的曲線を形成し、本年は最減低點を符するものである。蓋保護事業費は釋放者保護に於ける經濟的能力の限界點たるに意義を持つものである。前段所説の收容保護に見えたる下向曲線を之に索連せしむるときは、氾濫する釋放者の保護經營に於ける經濟的逼迫の事實は容易に看取することが出来る。

(3) 保護を受けたる釋放者の再犯調に依れば五、二四人、三、四二%の再犯者を計上する。之を最近五ヶ年間に於ける再犯現象に付て看るときは、再犯人員に於ては上向線を形成し平均實數(四、五二二)を遙かに超えてゐるが、再犯率に於ては曲線を畫きて進行し、前年の上向線を阻礙したる點に保護の實績を物語るのである。惟ふに再犯の防過は刑政に於ける希望峯である。然るが故に釋放者保護事業の刑政的機能と再犯防過なる消極的部面に檢討することは斯業制度化提唱の後衛的實證として重要性を持つに至るものである。然れども其の論議を進むるに當りては釋放者保護態容の如何に拘らず

被保護者の再犯率は統計の示すが如く、保護期間の經過に逆比的趨勢を示すものであること、又當該保護期間に於ける現實的保護能力を有機的に反映することを看過せざることを要するものである。

少年保護

少年保護が司法保護制度化の先驅的地位に立てる意味に於ては、少年犯は其の少年なるが故に矯正可能なりとする點に於て理解せらるべきものであり、又司法保護に於ける保護の特殊化たる意味に於ては、刑罰に於ける道義的形成力の強制に對する保護教育の代當性を可成的に認容せんとする點に於て把握せらるゝ。蓋、少年法は保護處分と刑事處分の二個の制度を定立するに當り、保安處分の理論と刑罰個別化の理論を攝取移入しつゝ有機的に組織せられたるものであり、從て少年法に依る少年保護の制度的機能は保護處分と刑事處分との有機的運營に於てのみ全ふせらるべきものである。されば少年法實施の跛行的段階にある現狀に於ては、少年保護の業績に依り刑政的機能の飽和的價値をトすることの正鵠を得ざることを指摘せねばならぬ。然れども吾々は少年法實施區域に於ける少年保護從來の實績を展望することに依りて其の制度的機能の高度的評價を是認し得るものであり、斯くてこそ保護處分の普遍化は人は法の前に於て平等なるべしとの立憲思想及び少年の犯罪、其の他の反社會的行爲に關する近時の

刑政思潮たる保護理論の要請なることを指摘高調することを得るのである。

されば本年十一月千葉埼玉兩縣の東京少年審判所管轄區域への擴張編入は、從來國家財政の逼迫と謂へる理由の下に放任せられたる保護處分實施の跛行性を打開する前衛的的工作として之を評價し、此の評價の意義を全ふせしめんが爲には本年の少年保護實績に於ける跛行性打開の潛勢力を認識することの重要性を意識せざるを得ぬのである。

(1) 少年犯罪數 (A) 本年に於ける全國少年犯罪數は五〇、二一九件であり、最近五ヶ年平均件數に對しては一、〇七三件の増加を示せども、前年の件數に比すれば二、七七〇件の減少を來し、最近五ヶ年の少年犯罪趨勢は昭和九年を頂點として拋物線を畫い進行してゐる。(B) 之を地方裁判所所轄別に看れば (イ) 前年件數より減少の事實は本年の最高件數に當る東京(八、七二二)、次で名古屋(三、〇六四)、降て福岡(二、一五九)、前橋(一、三七二)、岡山(一、〇七六)、京都(九六〇)、山口(八六五)、浦和(七七八)、横濱(七七六)等に現はれ。(ロ) 前年件數より増加の事實は大阪(六、一〇五)、神戸(一、八八一)、熊本(一、九七九)、廣島(一、七三一)、水戸(一、〇二五)、和歌山(一、〇一四)、静岡(八五九)、新潟(八四三)、札幌(八〇五)、宇都宮(七二〇)、松江(七二〇)等に看取せらるゝ。(ハ) 最近五ヶ年の犯罪件數の増減傾向に付

て看るに、宇都宮、静岡、和歌山等の管内の如く遞増の趨勢にあるものは尠く、其の多くは増減の曲線を描きつゝ進行し特に東京、京都、名古屋、安濃津、岡山、新潟等の如く、昭和九年を頂點とする拋物線的趨勢を示すものに注目せらるゝ、(一)五ヶ年平均件數に於ては東京(八、四二五)最も多く、大阪(五、五八三)、名古屋(三、〇九三)、福岡(二、〇七四)、廣島(一、六三四)、岡山(一、六二七)、熊本(一、五七三)、神戸(一、五五六)、前橋(一、〇四二)、京都(九八七)、山口(八八七)、水戸(八八七)、新潟(八四二)、浦和(八三三)の順に相次ぐ。

(2) 少年審判所 少年審判所は反社會的少年に對して保護處分を爲す司法官廳であつて東京、大阪及名古屋の三都市に設置されてゐる。(イ)少年審判所取扱事件の調査に依れば(i)受理件數に於ては二三、一七二件を數へ最近五ヶ年の平均件數(二二、七一一)を超過すれども、前年の件數(二二、四七七)には及ばず。(A)最近五ヶ年の受理趨勢は昭和九年を頂點とする拋物線を以て示すことが出来る。(B)受理件數を受理別に看るときは(a)少年審判所の認知に係るもの(一一、七一一)最も多く(b)檢事送致に係るもの(九、九三三)之に次ぎ、此の兩者と合すれば受理件數の大半を占むる。(c)少年法の認むる通告(第二十九條、第三十條)は少年保護の社會連帶性の顯現として理解せらるゝ制度ではあるが、之に係るもの僅々二二二件最近五ヶ年の平均件數(二四五)

を遙に降てゐる此の事實は前年の轍を踏むものであり、或は檢察網の整備として理解すべきか、又は少年保護に對する社會的關心の稀薄化として指摘すべきかの課題を提供するものである。蓋、前者は少年保護の制度的連繫の問題であり、後者は其の社會的協力の問題に屬すれども共に事件受理の部門に於て競合するが故に其の解決は自ら單純なることを得ぬものである。(d)裁判所送致に係るものは五件に過ぎぬ。此の事實は刑事訴追に於ける便宜主義運用の妥當性が保護處分の運営に展開せられつゝあることを推度せしむる一資料である。(e)他の少年審判所よりの事件送致は八十七件であり、最近五ヶ年平均件數(七九)を超過してゐる。蓋、保護少年の地理的移動繁劇の證左であつて、保護處分法普遍化の曠には莫大なる統計的表示に接することであらう。(ii)保護處分件數に於ては一四、一八〇件を數へ、前年に比し一、〇五四件の増加を示し、最近五ヶ年平均件數(一三、三四八件)を遙に超過してゐる。然れども之を繼續處分に付て看るときは前年件數との關係に在りては五號處分(一、一九三件)及び六號處分(一、二九六件)に於て勝り八號處分(九六件)に於て劣る又最近五ヶ年平均件數との關係に在りては六號處分に於て勝り、五號處分及び八號處分に於て劣れる收容保護漸減の傾向に注目せらるべきである。(ロ)繼續保護少年調に依れば最近五ヶ年に亘る繼續保護件數は逐次増加の上向線を形成し、

本年に於ける繼續保護少年總數は三、五四八人に達してゐる(i)五號處分に依り委託保護中の少年は一、六七九人、六號處分に依り少年保護司觀察中の少年は一、七八二人、七號處分に依り少年教護院入院中の少年は三人、九號處分に依り病院入院中の少年は六人であり、之を前年に比すれば觀察少年に於て増加し、委託少年に於て減少してゐる。又之を五ヶ年平均數の關係に於て看るときは、悉く増加の計數を示してゐる。而して(ii)刑の執行猶豫少年(六二人)、假退院少年(十六人)にして繼續保護を受くるものは、前年件數との關係に於て又最近五ヶ年平均件數との關係に於て孰れも減少してゐる。

(3) 矯正院 矯正院は少年審判所より送致したる者及び民法第八百八十二條の規定に依り入院の許可ありたる者を收容し、此等在院者に對して其の性格を矯正する爲嚴格なる紀律の下に教養を施し、其の生活に必要な實業を練習せしむる國家的施設である。矯正院に於ける收容保護は強制力を伴ふ點に於て特色を有する。現在の矯正院施設は多摩、浪速及び瀬戸の三少年院であり、各少年審判所の管轄区域内に設置されてゐる。

本年に於ける年度末現在收容少年は民法第八百二十二條に依る者一名を除き他は悉く少年審判所の送致に係るものである。其の員數三六八を數へ前年に比し二十四名の増加を示し

最近五ヶ年に亘る統計に於ては遞増の上向線を書いてゐる。又本年に於ける收容總員數は五三九名に上り、前年に比し四名を超え漸増の傾向を示す。但し此の傾向は八號處分件數と在院期間の長短により相關的に動搖を看るものである。而して收容の目的を到達したるときは退院又は假退院を爲さしむるものであるが、本年に於ける退院者は一三三名、假退院者は二〇名を數へ最近五ヶ年の増減曲線は假退院に於て著しく動搖してゐる。又在院者の逃走は矯正保護無反應の徵表として理解せらるゝところであるが、本年に於ける逃走少年は五名にして其の數前年のそれに均しく最近五ヶ年に於ける逃走の趨勢は收容實績の向上を示すものと謂ふことが出来る。

(4) 保護團體 少年保護團體は保護處分を受けたる少年の委託又は假委託を目的とする私法上の團體である。國家は少年の委託又は假委託を爲すべき團體に付ては豫め少年保護團體としての聽許の方針を採る。(イ)少年保護團體の數は逐年遞増の經過を辿れるものであるが、本年度に於ては一〇〇團體を數ふるに止まり前年に比し一團體の減少を看る。此の團體遞増硬塞なる事實は一面社會的協力が團體經營に於ける經濟的至難性を克服する程度の熱意を缺ける證左ではあるが、斯る事情の外にありても前述五號處分漸減の傾向に之を相關せしめつゝ委託收容の領域に於て考究せらるべき點である。蓋、團體遞増硬塞なる事實は團體の淘汰整理として、又

五號處分漸減の傾向は保護對象の嚴選付託として之を理解するときは極めて重要な意義を有つものである。(ロ)委託人員に於ては委託少年三、三三九人、假委託少年一、四四九人其の總數は前年に比し減少を示す。又其の委託少年數は最近五ヶ年に亘り遞増の上向線を形成すれども、假委託少年數は昭和八年を頂點として拋物線を畫いてゐる。但、委託少年數は五號處分の減少に拘らず委託の長期又は處分變更の増加の爲に、暫く上向線を維持する性質を有するものである。(ハ)保護事業費は八七五、五二二圓を算し、前年に比し七三、二八六圓の増加を示してゐる。國庫の委託補給費豫算額は二二四、一二四圓であり、前年に比し一五、〇六〇圓の増加を看てゐる。其の補助率は二五・六%であり、前年より低く最近五ヶ年の趨勢は昭和九年を頂點とする拋物線を形成する。蓋、保護事業費は保護團體の經濟的基礎の反映を爲すべきものであり、委託保護に對する經濟的能力の限界點たるに意義を有する。而して保護處分に於ける保護團體の機能は其の經營上の經濟的基礎並現實的能力の消長に比例するものである。されば少年保護團體の一般釋放者保護團體を凌駕する業績の上の現状を論ずるに當りては少年の改善可能高次性を度外視すること能はざれども、國庫の委託補給費に依る經濟的基礎確立の容易なるところに其の分岐的意義の存することを指摘せらるべきである。

思想犯保護

一、昭和十一年は司法保護に於て新紀元を劃する、思想犯保護觀察法(昭和一一、五法律二九號)の成立がそれである。本法の成立を案するに一般釋放者保護事業制度化の前提たる意味に於ては思想犯たるや、細胞的集團結成の手段性と國家の根本組織破壊の目的性の故に、之が防衛は國家緊急の要務なりとする刑政觀が國家財政逼迫の理由を克服したる點に理解せらるべく、司法保護に於ける釋放者保護、少年保護、思想犯保護なる三態分立に在りて思想犯保護の高次的特殊化たるの意味に於ては、國家組織の基本組織を破壊せんが爲に自己犠牲の意氣に於て細胞的集團を構成せる犯人の教育保護たるの點に是認せらるべく、之を又思想犯即確信犯なりとする刑法論上の理論超克の意味に於ては、犯人の血管に脈々として流るゝ大和民族的精神の復活可能性を確信したる點に於て把握されねばならぬ。

二、本法の内容は治安維持法の罪を犯したる行刑猶豫者、起訴猶豫者、滿期釋放者及び假出獄者本人を保護して更に犯罪をするの危険を防止する爲に其の思想及び行動を觀察する點に存する。斯くて思想犯保護の實體は保護の觀察化に歸するが故に本法の運用に當りては、觀察即保護の有機的關係が全ふされねばならぬ。又思想犯保護の目標は再犯危險性の防止に存するが故に、本法の運用の重點は本人に於ける思想の指

導及生活の確立に設定せらるべきである。

三、斯くて本法は諸般の附屬法令の整備を俟て本年十一月二十日其の實施を看たものである。即ち東京、横濱、水戸、前橋、静岡、長野、新潟、大阪、京都、神戸、高松、名古屋、金澤、廣島、岡山、福岡、熊本、仙臺、秋田、青森、札幌、函館の二十二ヶ所に保護觀察所を設置し、且、補導官、保護司及書記の職員七十三名を任命し、續いて十一月二十五、二十六の兩日に亘り保護觀察所長第一回會同を司法省に開催せられてゐる。又十二月五日には司法省告示を以て東京府保護事業聯合會以下總數六十五團體を思想犯保護團體として指定し、既に十一月二十日司法省訓令を以て釋放者保護事業獎勵費取扱規程を司法保護事業獎勵費取扱規程に改め、釋放者保護及び少年保護の部門のみならず、思想犯保護事業に對する獎勵費下付の手續をも一括して規定したのである。

控訴院管内司法保護事業研究會

一、控訴院管内司法保護事業研究會は大正十一年甫めて大阪控訴院管内に開催せられてより、逐次他の控訴院管内に波及し、昭和五年に至りて漸く全國各控訴院管内に普遍化され、爾來逐年開催の慣例を形成せるものである。即ち本年に於ては東京第七回、大阪第十五回、名古屋第十一回、廣島第八回、宮城第七回、札幌第九回及び長崎第十回の司

法保護事業研究會が各控訴院管内に開催せられてゐる。

二、司法保護事業研究會の權威は其の議案並決議が司法實務家の體験表示に依る綜合意識として成立する點に存する。されば各事業研究會の議案並決議は一面事業の有機推進動力と爲り他面、事業に於ける社會連帶的協同意識の裏付を爲すのみならず、新なる保護思潮を歸納すべき素材として高度の價値を付し得べきものである。本年に於ける各研究會の議案を通覽するに思想犯保護制度化に於ける保護方法論が其の主流を形成するところとなり、特に東京第七回同研究會に於ては社會一般の施設を思想犯保護に動員する良策如何及び思想犯被保護者處遇に關する適切なる方策如何の二題を掲げて協議を重ねてゐる。其の他の議案として注目すべきものを擧ぐるならば少年保護處分の普遍化(長崎第十回、宮城第七回)一般釋放者保護の制度化(長崎第十回、宮城第七回、札幌第九回、大阪第十五回)の二點を指摘せねばならぬ。蓋し司法保護事業躍進の軌道たるに拘らず之が實現は事業多年の懸案として未解決の裡に存するものである。

第二章 皇室と社會事業

皇室が常に社會事業のため大御心を垂れさせ給ひ、天下一

民をも其の所得ざる者無からしめんとの大御心こそ、誠に尊くも亦畏い極みで恐懼感激に堪へぬ次第である。今昭和十一年中に於ける大御心の一般を拜するに、實に次の如き數々がある。

(一) 紀元節賜金

これは大正十年以降年々全國の優良なる私設社会事業團體に御下賜あらせられるものであるが、昭和十一年度に於ける御下賜金は左の通りである。

- 内閣所管 一五團體 三、三〇〇圓
- 内務省所管 三九八團體 九七、四〇〇圓
- 司法省所管 二〇九團體 五二、五〇〇圓
- 逓信省所管 三團體 五〇〇圓
- 文部省所管 五二團體 一二、八〇〇圓
- 拓務省所管 一二一團體 二八、九〇〇圓

(二) 歳末賜金

毎年歳末に當つて、東京府下に於ける生活困窮者救済の思召を以て、東京府へ御下賜金の御沙汰を拜するのであるが、本年も亦金貳萬圓を下し給ふて、歳末飢寒に憫む人々を救済するの資に充てしめ給ふた。

又 皇后陛下に於かせられても、毎年歳末に際し、東京府下の貧困者救済の資として特別の思召を垂れさせ給ふ外、日本赤十字社病院、濟生會病院、東京慈惠會醫院、福田會育兒

院等の收容者に對し有難き御沙汰を拜するのであるが、本年も亦前者に對しては金壹萬圓を御下賜あらせられて、夜間診療の資に充てさせ給ひ、後者には其の收容者に對し、木綿反物、同裏地に裁縫料を添へ又年少者には洋服を夫々御下賜あらせられたのである。

(三) 皇太后陛下の思召

皇太后陛下には常に社会事業に大御心を注がせ給ひ、眞に癩患者御救済の事があつて以來年々御繼續遊ばされて居られるが、本年も亦多額の御内帑金を癩患者救済事業に御下賜あらせられた外、沍寒の折柄老病者の身を御勞りあらせられ東京府管内に於ける養老施設收容者一同へ眞綿一包宛を御下賜の旨仰出され、又先帝の寂慮を體して創設せられた方面事業御奨励の思召を以て全日本方面委員聯盟に對し多額の御内帑金を御下賜あらせられ、其の上多年この事業に従事して功績多き方面委員には蔭繪の御視箱を、物故功勞者には御菓子又は御菓子料を夫々賜ふべき御沙汰を拜し、又人里離れた僻地の燈臺に日夜勤務に従事する看守を稿はせられ慰安の資として特別の思召を垂れさせ給ふたのであつた。

(四) 天災地變による御救恤

本年中天災地變による御救恤は左の通りで、就中被害甚大なるものについては、特に侍従を御差遣遊されたのであつた。

昭和十一年中社会事業團體賜金

二月日	三、〇〇〇	今般再築の趣被開食思召を以て下賜	至誠學會
"	三、〇〇〇	今般改築の趣被開食思召を以て下賜	大森病院
三・一五	眞綿一包宛	沍寒の折柄老病者の身を憫然に被思召 皇太后陛下より下賜	東京府管内養老施設收容者一同
六・二	三、〇〇〇	創立四十年を期し其會の擴育を圖り基礎を充實鞏固ならしむるの趣被開食思召を以て下賜	社團帝國軍人後援會
六・八	三〇、〇〇〇	今般女子修養の中心たる會館を建設し本邦女子教育の振興に資せんとするの趣被開食思召を以て下賜	女子會館
一一・一〇	一、〇〇〇	今般創立滿三十年記念大會を開催するに方り適切なる記念事業を計畫するの趣被開食思召を以て下賜	財團法人修養園
一一・一〇	一〇、〇〇〇	歳末に當り管下に於ける生活窮迫者救済の趣被開食思召を以て下賜	東京府
"	一〇、〇〇〇	歳末に際し府下困窮者救済の目的を以て公私施設團體相協力し無料救済を實施する趣被開食思召を以て 皇太后陛下より下賜	"
一一・一八	五、〇〇〇	其社病院御補助の思召を以て 天皇 皇太后陛下より下賜	日本赤十字社
一一・二三	六、〇〇〇	燈臺看守慰安の思召を以て 皇太后陛下より下賜	社團燈光會

昭和十一年中の御救恤

三・二三	一、〇〇〇	朝鮮、臺灣所在燈臺勤務の看守慰安の思召を以て 皇太后陛下より下賜	拓務大臣
三・三五	蔭繪宛	多年方面事業に従事し功績不鮮の趣被開食 皇太后陛下より下賜	方面事業功勞者 九十二名
"	御菓子	多年方面事業に盡瘁し功績不鮮に付思召を以て 皇太后陛下より下賜	故子爵 澁澤 榮一
"	御菓子	"	故從三位 笠井 信一
"	封料金壹	"	故從四位 小川 滋次郎
三・三〇	三〇、〇〇〇	今般方面事業御奨励の思召を以て 皇太后陛下より下賜	全日本方面委員聯盟
五・二	五〇〇	去月十五日管下飯塚市外忠環炭坑に於て機械破損の爲多數の死傷者を出したる趣被開食 皇太后陛下より下賜	福岡縣
八・二九	三〇、〇〇〇	今般管下豪雨の爲被害不鮮趣被開食御救恤として 天皇 皇太后陛下より下賜	朝鮮總督府
九・八	一〇〇、〇〇〇	去月下旬管下暴風雨の爲被害不鮮趣被開食御救恤として 天皇 皇太后陛下より下賜	"
一〇・七	五、〇〇〇	今般管下暴風雨の爲被害不鮮趣被開食御救恤として 天皇 皇太后陛下より下賜	北海廳
"	三、〇〇〇	"	青森縣

10.11	400	今般管下暴風雨の爲被害不尠趣被開食御救恤として天皇皇后兩陛下より下賜	樺太
11.11	1,500	去月下旬管下暴風雨の爲被害不尠趣被開食御救恤として天皇皇后兩陛下より下賜	南洋廳
11.13	7,000	本月二十日管下尾去澤嶺山嶺毒沈澱池決潰の爲被害不尠趣被開食御救恤として天皇皇后兩陛下より下賜	秋田縣
11.16	1,100	今般管下新島震災の爲被害不尠趣被開食御救恤として天皇皇后兩陛下より下賜	東京府

第三章 社會事業の統制並聯絡

第一節 社會事業行政

一 中央機關

中央に於ける社會事業行政事務は主として内務省社會局保護課、福利課、職業課、内務省衛生局企畫課、保健課、豫防課、司法大臣官房保護課、文部大臣官房體育課、文部省普通學務局學務課、庶務課、社會教育局青年教育課、成人教育課庶務課にて夫々管掌されてゐるが、其他の社會事業及社會事業關係行政事務は宮内大臣官房總務課、内務省地方局財務課、内務省社會局勞働部監督課、大藏省理財局地方債課、陸軍省

人事局恩賞課、整備局戰備課、醫務局醫事課、海軍省人事局第二課、醫務局、文部省教學局企畫課、思想課、指導部指導課、農林省米穀局米政課、經濟更生部産業組合課、副業課、鑛山監督局、逓信省管船局庶務課、海員課に於て分掌されてゐる。

宮内省

大臣官房總務課
救済に關する事項

内務省

地方局財務課
罹災救助基金の運用に關する事項

衛生局

企畫課

妊娠婦及乳幼兒の衛生に關する事項
保健所に關する事項

保健課

恩賜濟生會其他救療に關する事項
豫防課

豫防課

結核、トラホーム、癩、花柳病其他慢性傳染病に關する事項
寄生蟲病、原蟲病及地方病に關する事項
精神病に關する事項

社會局勞働部

監督課

工場法の施行に關する事項但し職工の扶助に關する事項を除く
工業勞働者最低年齢法の施行に關する事項
鑛夫に關する事項但し鑛夫の扶助に關する事項を除く

退職積立金及退職手當法施行に關する事項
其他他勞働者保護に關する事項

社會局社會部

保護課

罹災救助、窮民救助其他賑恤救済に關する事項
軍事救済に關する事項
少年救済に關する事項
兒童保護に關する事項
他課に屬せざる社會事業に關する事項
震災救済殘務に關する事項

福利課

住宅供給改善に關する事項
公設の浴場、質屋及簡易食堂宿泊所其他福利増進に關する事項
社會教化事業に關する事項

職業課

職業紹介其他失業の救済及防止に關する事項
失業保險の調査に關する事項

大藏省

理財局地方債課
罹災救助基金に關すること

陸軍省

人事局恩賞課
扶助に關する事項

整備局戰備課

勞務及陸軍共済組合に關する事項

醫務局醫事課

恩給診斷及傷病に因る除役に關する事項
日本赤十字社及傷病者救恤團體に關する事項

海軍省

人事局第二課
軍事救済に關すること

醫務局

恩給に係る診斷及傷痍疾病に因る免官、免役の診斷に關すること

司法省

大臣官房保護課

第三章 社會事業の統制並聯絡

少年審判所に關する事項
 矯正院に關する事項
 釋放者の保護並釋放者保護事業の監督獎勵に關する事項
 少年保護及身上調査に關する事項
 保護觀察所に關する事項

文部省

大臣官房體育課

學校給食の指導並に學校に於ける飲食物に關すること

身體虛弱又は精神薄弱なる生徒兒童等の監督養護に關すること

普通學務局

學務課

小學校及學齡兒童の就學に關すること

盲學校、聾啞學校其他特殊教育を爲す學校に關すること

庶務課

盲啞教育費補助に關すること

社會教育局

青年教育課

青少年團體に關すること

青年學校に關すること

青年學校教員養成所に關すること

青年教育費國庫補助に關すること

壯丁教育調査に關すること

其他青年教育に關すること

成人教育課

成人教育に關すること

社會教育團體に關すること

庶務課

映畫に關すること

民衆娛樂に關すること

圖書の認定及推薦に關すること

生活改善に關すること

法人に關すること

教學局企畫部

企畫課

教學の刷新振興に關する企畫に關すること

學校及社會教育團體に於ける教學の刷新振興に關する調査に關すること

國民精神文化研究所との連絡に關すること

思想課

學校及社會教育團體に於ける思想上の指導監督に關

すること

學校及社會教育團體に於ける思想上の調査に關すること

こと

内外に於ける社會思想の調査に關すること

其他思想上の指導及調査に關すること

指導部

指導課

學校及社會教育團體に於ける教學の刷新振興に關する觀察指導に關すること

地方國民精神文化講習施設に關すること

農林省

米穀局米政課

凶作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律の施行に關する事項

糧共同貯藏助成法施行に關する事項

經濟更生部

産業組合課

産業組合に關する事項

副業課

副業及農村工業の獎勵に關する事項共同作業場獎勵に關する事項

鑛山監督局

第三章 社會事業の統制並聯絡

鑛夫に關する事務、鑛業及砂鑛業に於ける工業労働者最低年齢法施行に關する事務、砂鑛業に於ける労働者災害扶助法施行に關する事務並に鑛業法の適用を受くる事業に於ける退職積立金及退職手当法施行に關する事務

逓信省

管船局庶務課

水難救護に關する事項

海員課

海員の養成、職業紹介、保護、服務及取締に關する事項

海員の最低年齢及健康證明書に關する事項

二 地方機關

道府縣に於ては社會事業並に社會事業關係行政事務は左の各部に於て管掌されてゐる。

學務部

教育學藝に關する事項

社會事業に關する事項

職業紹介法施行に關する事項

警察部

衛生に關する事項

工場法施行に關する事項

鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工業労働者最低年齢法施行に關する事項

工場法の適用を受くる工場に於ける退職積立金及退職手当當法施行に關する事項及退職金審査會に關する事項

但、東京府は警察部を置かず警視廳にて管掌

地方社會教育職員制

大正十四年十二月十四日勅令第三二四號を以て地方社會教育職員制が公布せられ、社會教育主事專任六十名以内、同主事補百十名以内を置くことが規定せられたが、其後昭和八年七月勅令第一八八號を以て改正せられ、更に十年八月第二四三號を以て社會教育主事九十七名、社會教育主事補二百四名を置き得ること、改正せられた。

地方社會事業職員制

大正十四年十二月十四日勅令第三二三號を以て地方社會事業職員制が發布せられ、地方に於ける社會事業に關する事務に従事せしむるため北海道地方費又は府縣費を以て道廳又は府縣を通じて社會事業主事專任六十一名以内、社會事業主事補專任二百五十三名以内を置き得ることが規定せられたが、昭和十一年十月勅令第三七八號を以て改正せられ社會事業主事專任八十一人以内、社會事業主事補專任二百九十八人以内を置き得ることとなつた。

應府縣衛生職員制

大正十年十一月十二日勅令第四百三十五號を以て應府縣衛生職員制が發布せられ、衛生に關する事務並技術に従事せしむるため、衛生主事十名以内、衛生主事補百二十二名以内、衛生技師四百六名以内、衛生技手九百八十六名以内を置くことが規定せられたが、其後大正十一年九月勅令第四〇一號、十二年五月第二七九號、十五年六月第一七三號、昭和四年七月第二二〇號、九年五月第一二三號を以て改正せられたが、更に昭和十一年七月第二二五號によつて衛生主事專任十五人以内、衛生主事補專任百三十一人以内、衛生技師專任四百三十三人以内、衛生技手專任九百八十六人以内と改正せられた。

第二節 社會事業の聯絡

一 社會事業施設

第五十五回日本帝國統計年鑑に依れば我國に於ける社會事業施設數は、昭和三年末七、五一〇、四年末八、五二九、五年末八、九四五、六年末九、九二二、七年末一〇、二二九、八年末一一、八三二であり各年増加を續けつゝある。

今最近五ヶ年間に於ける社會事業施設數を種類別に見れば次の如くである。

社會事業施設數 資料(第五十五回日本帝國統計年鑑)

社會事業に關する機關	昭和				
	三年末	四年末	五年末	六年末	七年末
總數	七、五二〇	八、五二九	八、九四五	九、九二二	一〇、二二九
聯絡統一	四四	四四	四三	四三	四三
調査研究	三六	三五	三五	三五	三五
養成助成機關	一八	二〇	二二	二二	二二
方面委員	六五	七五	八三	一六六	〇七
方面委員後援	一〇一	一〇九	一五二	六七三	一〇一〇
兒童保護				一、五六二	一、五六二
產婆	三七一	三七八	三九一	三九一	三九一
產院	四三	四〇	三九	三九	四七
託兒所	三六五	四一九	五〇六	五八九	六六一
育兒所	三三	三〇	三〇	三三	三三
教護教育	六三	六一	六一	六一	六一
其他	二四七	二五八	二七〇	二六五	二七〇
經濟保護					
住宅經營	二、六五三	三、一七〇	三、四四三	三、三六二	三、三八四
共同宿泊所	一一四	一四〇	一四八	一五九	一五三
公益市場	三三三	三三三	三三九	三〇九	三二七
簡易食堂	七三	七三	〇	六八	六八
公益浴場	一七九	二二五	二二六	二〇八	一六七
公益質屋	二一九	一九六	二六二	三三四	三四
失業救済及防止					一、〇〇

救護	昭和				
	三年末	四年末	五年末	六年末	七年末
授産	六	七	七	七	七
職業紹介	三七	三五	三〇	三二	三三
職業輔導	六	六	六	五	五
院外救助	一七一	一七八	一九五	一九五	一九五
院内救助	八五	九〇	九六	一〇五	一二七
其他	三七〇	三七二	三七三	三七三	三七九
醫療保護					
施療病院	一一五	一二六	一三五	一四三	一四七
診療所	三六九	三〇三	三三六	三七五	三九七
精神病院	三三	三六	三九	四〇	四四
結核療養所	三三	三五	三六	三七	三九
癩療養所	一一	一一	一一	一一	一一
隣保事業	八九	九七	一一	一一	一一
人事相談	一三六	一四六	一四五	一四五	一六九
婦人保護	一八	一九	一八	一四六	一五三
司法保護					
釋放人	七九七	八〇九	八二一	八二九	八五五
少年	六三	七三	七三	八三	八四
其他	一九九	二〇五	二二七	三三三	三六六

カトリック教經營の社會事業

カトリック教經營の社會事業は經營上に要する人件費の支

第三章 社會事業の統制並聯絡

出の増大に陥らず、比較的規模の大なる事業の維持と經營を行ひ、事業の困難に堪へて之を遂行し、却つて之を以て信仰上の鍛鍊に供するが如きは、恰く社會事業に従事するもの、知る所にして、實に本教團經營の幾多社會事業の特色をなすものである。

我が國に於けるカトリック經營の社會事業は其の端を切支丹宗邪宗門の彈壓の餘風を存したる明治の初年に發せるものにして、我が社會事業史中の開卷幾頁に其の實蹟を有するのである。而して最も此の事實を雄辯に物語るものは左の一表である。即ち、

カトリック社會事業發達年次表

年次	新設	累増
明治元年—五年	二	一
同 六年—十年	四	六
同 十一年—十五年	七	一三
同 十六年—二十年	二	一五
同 二十一年—二十五年	二	一七
同 二十六年—三十年	七	二四
同 三十一年—三十五年	五	二九
同 三十六年—四十年	一	三〇
同 四十一年—四十五年	一	三一
大正二年—五年	三	三四

五〇

同 六年—十年 二 三六
 同 十一年—十五年 一〇 四六
 昭和元年—五年 一二 五八
 同 六年—十一年 五六 一一四

である。我が社會事業は日露戰役終了後、大正七年米騒動勃發の當時及昭和三、四年の變、不景氣の襲來期に於て劃期的進展をなしたものであるが、カトリック經營の社會事業は明治の初頭に於て已に發し、毎年次第堅實なる伸展の歩調を続け、以て今日觀るが如き趨勢を馴致したことは特に注目するに足る事象と考へられる。

而して昭和十二年末に於ける事業施設の數は前表既に示すが如く一一四で、其の内譯に於ては左記の如きものがある。即ち

カトリック教經營社會事業 (昭和十二年末現在)

一、兒童保護施設	六一
育 兒	三一
乳 兒 保 護	一
保 育	二六
虛弱 兒 保 護	二
少年 救護 事業	一
二、醫療保護事業	二八
癩 瘡 療 養	二
結 核 療 養	六

三、救護事業 所 二〇
 養 老 一
 婦 人 保 護 七
 親 子 保 護 二

四、職業保護事業 七
 職 業 補 導 五
 授 産 二

五、隣保事業 三
 セツツルメント 三

六、慈善事業後援及奉仕團體 四

計 一一四

カトリック教經營の事業中に在つて其の最も多數を占むるは育兒保育を主とする兒童保護の施設であり、我が國に於ては比較的多數なる養老事業八を有し、全事業數の七パーセント有餘を示せることも注目に價する。癩瘡養事業に於てはカトリック經營のものが新教の故リデル姉の遺業と共に、先進の位置に在ることは特に叙述する迄もないことである。

事業の分布は、内地一一〇、臺灣二、樺太一、朝鮮一、計一一四であつて、其内臺灣に在るものは安政五年の創始に係り、内地に於ける秋田の感恩講、福山の義倉と拮抗する長期の業歴を有して居る。

二 社會事業聯絡機關

第三章 社會事業の統制並聯絡

我國社會事業の聯絡機關としては中央には財團法人中央社會事業協會があり、地方には各道府縣に社會事業協會が設置せられてゐる。第十四回社會事業統計要覽によれば昭和十年三月末に於ける社會事業聯絡機關は私設四八で、その經費一、一九〇、二三四圓、資産五、〇一三、八五三圓である。

中央社會事業協會は明治四十一年設立以來我國社會事業の中樞機關として、その發達の上に大なる貢獻をなして來たのであるが、昭和三年には社會事業従事者の相互扶助を目的として共済組合事業を創設し、又社會事業従事者の養成を目的として社會事業研究生の制度を置き、更に昭和九年十一月は時勢の要求に鑑み、専ら社會事業に關する調査研究を行ふために新に社會事業研究所を設置し昭和十年中に於ては、従來日本赤十字社に於て執行せる國際社會事業會議日本國內委員會並に第八回全國社會事業大會の結果組織せられたる全國社會事業大會常設委員會に關する事業をも行ふこと、なつた。

本協會に於て昭和十一年中に實施せる主なる事項は左の如くである。

財團法人中央社會事業協會

第一 一般事業

一、社會事業従事者養成
 官公私立の大學又は専門學校出身者にして社會事業を志望する者より十二名を詮衡の上採用し社會事業の理論並實際に付研究修得

せしめ修了者は夫々社會事業關係官公署又は社會事業團體の職員として就職の斡旋をなしたり

一、連絡事業

(一) 五月二十七日日本協會地方事務囑託の上京を機として同囑託會議を開催して各種連絡事務の打合協議をなし同囑託を通じて社會事業の全國的連絡の圓滑を圖りたり

(二) 兒童保護思想の普及並兒童保護施設の擴充を圖るため昭和十一年五月五日を中心として前後一週間第十回全國兒童愛護週間を全國一齊に舉行せり本協會は主唱者として準備委員會を開催して實施要項を決定し各種參考資料宣傳文書の作成頒布をなし又種々に斡旋をなす

(三) 社會事業家懇談會の開催

イ、觀菊御會召宴社會事業家懇談會を十一月十日内務省會議室に於て開催せり

ロ、東京を中心とする近縣社會事業家懇談會を十一月十二日開催し第三回國際社會事業會議出席者の報告感想の發表ありたり

(四) 全國社會事業大會常設委員會事務の執行に當り之が連絡を圖ると共に第八回全國社會事業大會よりの附託事項に就ては夫々繼續委員會を開催して審議の上處理の方途を講じたり

(五) 國際社會事業會議日本國內委員會の事務執行に當り七月英京倫敦に於て第三回國際社會事業會議開催せられたるを以て本部との文書往復國內準備委員會の開催、出席者の取纏め報告書の作成等をなしたり

(六) 九月十日より十二日まで第三回日滿社會事業大會新京に於て開催に付その計畫に種々援助をなし役職員を派遣して日滿社會事業の連繫に努めたり

(七) 滿洲國特派社會事業關係官吏十名來朝して三ヶ月間社會事業の研究を行ふこととなりたるを以て日滿社會事業連絡委員會の關係に於て職員をして實地指導に當らしめたり

(八) 稅制改革に因る社會事業課稅問題對策を講ずるため社會事業團體臨時聯合會の結成を見たるを以てその事務執行に當り社會事業課稅免除に關する建議陳情をなしたる外、更に社會事業の助成問題に關し政府に要望するところありたり

(九) 其他連絡事業

イ、各地方に於ける社會事業の集會に職員を派遣し又は講師の斡旋をなしたり

ロ、社會事業施設の視察に關する計畫及案内をなしたり

ハ、社會事業従事者の就職紹介をなしたり

ニ、社會事業に關する各種の照會質疑に應答し指導を行ひたり

ホ、社會事業に關する各種催物の開催に際し展覽資料の提供ヲイルム斡旋等をなしたり

一、社會事業知識の普及

兒童保護に關する小冊子七編を刊行して廣く頒布し又社會事業に關する知識を説述したる冊子を編纂したり

第二 社會事業研究所

一、調査研究 本研究所々員並研究委員に於て豫定通り左記事項に關する研究調査を行ひたり

(一) 我國社會事業史實の研究

(二) 我國醫療問題に關する研究

(三) 各國養老制度に關する研究

(四) 英國盲人法に關する調査

(五) 不良少年と職業問題に關する研究

(六) 災害及其の對策に關する研究

(七) 海外社會事業に關する調査

一、社會事業資料の調製

前年度調査したる全國公私社會事業施設カードを基本とし其他本所蒐集の資料を参照して全國社會事業名鑑昭和十二年版を編纂刊行し社會事業關係官公署及團體等に配布せり

一、雜誌「社會事業」及「社會事業彙報」の發行

社會事業に關する論説、調査研究、時事問題、隨筆等を掲載したる機關雜誌「社會事業」(一〇〇頁内外)一、五〇〇部及内外社會事業に關する情報、統計資料等を掲載したる社會事業彙報(五〇頁内外)一、八〇〇部を毎月發行し會員、關係官公署及團體等に配布せり

一、社會事業年鑑の編纂刊行

昭和十年に於ける本邦社會事業の動向及現狀を明かにするため斯業に關する各種情報統計等を事業部門別に組織的に記述したる日本社會事業年鑑昭和十一年版を編纂刊行し社會事業關係官公署、團體、會員等に配布せり

一、圖書の刊行

左記調査研究の報告書を刊行せり

第三章 社會事業の統制並聯絡

(一) 養老年金制及一般養老施設資料

(二) 少年と社會關係の異常性

(三) 現代保健醫療並救療問題檢討

一、圖書の購入及圖書室の整備

社會事業に關する内外圖書及雜誌を購入或は蒐集して圖書室の内容を充實すると共に索引カード並圖書目録を作成して所内の調査研究に便すると共に一般社會事業研究者の閲覧に供し又社會事業文獻或は調査資料等に關する各方面の照會に應答せり

昭和十一年度末蔵書數は和書三、七六九冊、洋書八六三冊なり

一、社會事業史料の蒐集

社會事業に關する古文書、書籍、記録、繪畫等の史料を購入し又は筆寫によりその蒐集に努め又各地に所員を派遣して地方所在史料の點檢をなさしめたり

一、農村社會事業の指導

我國農村の振興並農村の福祉増進に資する目的を以て前年度來農村社會事業振興計畫に關し考究し來りしが本年度に於ては右振興計畫に關する具體的要綱を作成し全國十六縣に亘り十七ヶ町村を指定して各町村の特異性に適應したる社會事業施設を講せしめ之に對し左記の如き方法により指導を與へつゝあり

(一) 指導町村の指定と助成金の交付

左記十六縣下十七ヶ町村を社會事業振興計畫實施町村として指定し夫々金五〇〇圓宛の助成金を交付せり

香川縣 綾歌郡 山内村
和歌山縣 日高郡 川上村

鳥取縣	西伯郡	渡村
靜岡縣	濱名郡	新居町
愛知縣	額田郡	形野村
同縣	寶飯郡	一宮村
岡山縣	赤磐郡	西山村
佐賀縣	東松浦郡	名護屋村
長野縣	上水内郡	津和村
山形縣	東村山郡	長崎町
石川縣	河北郡	七塚村
栃木縣	上都賀郡	板荷村
滋賀縣	蒲生郡	安土村
鹿兒島縣	揖宿郡	額媒村
青森縣	下北郡	下田村
宮城縣	名取郡	愛島村
埼玉縣	大里郡	八基村

(一) 職員の現地指導 職員を指定村に派遣して農村振興方針を徹底せしめ具體的方策に就き指導をなす

(二) 農村社會事業講習會の開催

各指定村より農村社會事業振興計畫實施の中心人物を募集せしめ昭和十二年一月二十五日より四日間講習會を開催して農村社會事業の精神並實際を習得せしめたり

(四) 農村保健婦講習會の開催

指定村に對し農村保健婦の設置を促進すると共に既設の保健婦を上京せしめ保健婦事業の技術實際を習得せしめたり

脅かされるものが愈々増加し、ために社會事業の活動に對する要望の愈々切なるものがあるのである。

されば、現内閣に於ても國民生活の安定を重要國策とし、各種の社會政策實施に着手してゐるのであるが、それと共に政府は現下の國際情勢に對應し國策遂行の必要上から、増税を目的とする税制改革を企圖し、先般それが發表されるや各方面に異常な衝撃を與へてゐる。社會事業團體に於ても、その影響が甚大であり、若し税制改革が政府の原案通りに實施されるとすれば、新に加へられる増税額は百萬圓以上に達するべく、社會事業の活動を著しく減殺せしむることとなるので、各團體に於て既に寄々對策を講究中のところ、昭和十一年十二月二十三日午後二時中央社會事業協會主催にて都下二十七の有力社會事業團體、同助成團體の代表者並に社會局關係者が日本赤十字社會議室に參集し「税制問題懇談會」を開いた。當日は種々協議の結果、社會事業に對する課税免除の實現を期するために十六名の實行委員を擧げて對策を講ずることと決定し、愈々積極的に對策運動を起すこととなつたが、其後二十六日午前十時より同潤會會議室に於て第一回の實行委員會を開催し、今後の實行方針につき協議を重ねた結果、先づ大藏大臣並に當局につき税制改革に依る社會事業團體の負擔の範圍、内務大臣並に當局につき税制改革に依る社會事業團體の負擔に關し内務當局としての方針を確めること

第三 共済組合事業

昭和十一年度に於て支給したる各種給與金左の如し

給與金種別	件數	金額
死亡給與金	一一	二、三三五、〇〇
廢疾	三	八七七、五〇
醫療	五八	二、七五〇、一七
罹災	三	五〇〇、〇〇
出產	二七	一、三二五、〇〇
脱退	一〇六	四、八〇六、五〇
計	二〇八	一二、六三四、一七
尙昭和十二年三月三十一日現在組合員數左の如し		
甲種七五〇		
乙種五五九		
計	一、三四九	

税制問題對策運動

近年財界の不況と政府の低金利政策等に依り、主として民間よりの寄附金と所有財産よりの利子収入とを以てその事業資金とする各種の社會事業團體が、一様に甚大な打撃を蒙り經營難に陥つてゐることは一般の周知の事柄である。このことは特に多額の基本財産を擁する團體に於て一層その影響が甚しく、何れも事業の縮小を免れんがために奔命してゐる有様である。

他方、現下の社會情勢を觀るに、非常時局が解消せざるのみか益々深刻の度を加へ、世態の複雑化と共に生活の不安に決定し、夫々これを代表委員に附託した。依つて大久保、河原田、山口、關屋、丸山、原の各委員は二十八日正午内相官邸に於て潮内相に面接、更に河原田、丸山、原の三委員は午後四時大藏省に主税局長を訪問、夫々右の附託事項について當局の方針を確めた上陳情するところがあつた。

越えて昭和十二年に入り、一月六日午後一時半同潤會役員室に於て再び實行委員會を開き、河原田、丸山、原三委員より經過並に陳情の様態等につき報告があり、差し當り議會休會明けまでに清浦奎告伯を會長とし大久保利武侯を實行委員長とする社會事業臨時聯合會を作り、廣田首相以下各大臣を歴訪して陳情することとし、左記陳情文案を決定した。

陳情書

社會事業團體に對する租税免除に關する件陳情

全國社會事業團體の總意に基き標記の件に關し閣下の深甚なる御賢慮を相仰ぎ度茲に一書を奉呈上候
顧ふに我國現下の非常時局は愈々深刻の度を加へつゝ有之候處之は頗に緊迫せる國際情勢の然らしむる所なる可しと雖も一は又世態の錯雜化に伴ひ國民生活の不安動搖著しきに因ること多大なるは贅言を要せざる儀と奉存候我等社會事業に従事する者の日夜念慮とするところは國民生活の安定向上を圖り以て國本の培養に資益せんとするに有之何れも營々辛苦只管その使命の達成に努力致居候次第に御座候然者内閣がその組閣當初に於て深く時弊の趨向を洞察せられ先

づ庶政一新を標榜し國民生活の安定を期するを以て重要國策とせられたるは我等の最も意を強ふるところにして我等は仍ち大に政府の意を體し非常時局の進展に拍車せられて窮乏を訴ふるもの夥しく増加し生活の不安に脅かざるゝもの愈多き實狀に對處して益社會事業の活動力を強化せんことを期しつゝあるものに有之候

然るに社會事業團體は前陳の如くその對象とするもの愈激増し且つその取扱事件は益遞増を來し一方物價の昂騰と相俟つて支出の増嵩は不可避の事情にあり爲めに甚しき經營難に當面するの已むなき狀態と相成りして之等社會事業團體はその資金を主として一般民間の寄附金及所有財産よりの収入に仰ぎつゝある實狀に有之候處その前者は先年來財界事情の影響を受けて漸く遞減しその後者は最近低金利の影響を蒙りて頓に激減し來り著しき打撃の苦悶を重ね居る慘狀に御座候殊に低金利に因る減收額は數年前に比して大約三分の一に達することに依るも其の打撃の痛烈なるを窺知するに足るべく固より金利政策は政府の財政政策たる以上如何とも難致候へ共社會事業の本質上その利益方面に均霑するを得ず唯その犠牲のみを甘受せざるを得ざる苦境にあり今にして何等かの保障を與へらるゝに非れば事業の極端なる縮小が甚しきは廢絶の運命に立到るものなきを保し難く其の對策に焦慮罷在候次第に御座候かゝる折柄目下政府當局に於て企圖せられつゝある税制改革が原案通り實施せらるゝ曉に於てはさなきだに經營難に喘ぎつゝある社會事業に致命的打撃を與ふるものと被存憂慮に不堪候從來社會事業に對しては所得税、資本金子税、家屋税は孰れ免税の恩典有之候へ共地租、登録税に就ても未だ免除の恩典津之而かも之等は社會事業團體にとり相當の負擔な

る爲之が免除を要望する聲極めて熾烈なるもの有之候ひしに今回改正の結果は地租、登録税は勿論新税たる外貨債特別税、有價證券移轉税を課税せらるゝのみならず從來免税たりし資本金子税をも新に賦課せらるゝこととなり又家屋税が國稅移管の結果その免税範圍の縮小を見んとしつゝあるは誠に痛嘆に堪えざるところに御座候庶民生活の安定向上を目的とする社會事業のことたる近代に於ける國家公共團體の最も力を須ふべき要務に可有之社會事業團體は則ち國家公共團體の任務を代行しつゝあるものと謂ふべく其本質は毫も利得の觀念を含まざる全き公益事業たることは今更茲に多言を要せざるところなるのみならず刻下の世相に處して益其機能を發揮せしめざる可からざるものなることは吾等の確信するところに有之候隨て之に對する租税公課等は當然全免せらるべきものと思料仕候へ共此際從來課税せられつゝあるものは致し難しとしても新に社會事業團體に多大の負擔を加重して其の活動力を減殺せしむる如きは國民生活の安定を高調する政府の方針と全く背馳する措置ならざるやを疑はざるを得ず洵に遺憾とする次第に御座候殊に資本金子税の課税の如き從來免税とせられ居りしものだけに甚だ意外にして其の觀面なる打撃は低金利に依り収入減を來しつゝある同一の財源に重加にせらるゝ結果となり資産利子の収入を主たる事業財源として事業の實際經營に當る團體の困惑は云ふも更なり社會事業の助成獎勵を目的とする團體も専ら資産利子の収入を以て事業の執行を爲し居る實狀に付此の助成金額の減少は惹いて一般社會事業の蒙る損害亦多大なるを免れずと被存候吾等は國家躍進の途上に於て國策遂行上國費の膨脹は已むを得ざるものとして今次の増税計畫其ものに毫末も異論を

挿むものに無之候唯今日かゝる巨額の増税を必要とする所謂超非常時國民生活不安を訴ふる聲愈頻なる現今社會狀勢の中に於てこそ社會事業の機能は益その發揮を必要とするものなることを痛感致居候際已に低金利の打撃に悩みつゝある社會事業が更に増税に依りその活動力を萎縮沈滞せしむるが如きことあらばこれ一大矛盾と可申政府が國民生活の安定を庶幾せらるゝ以上自ら必要なる社會政策の實行に着手せらるゝと同時に社會事業團體に對して積極的なる獎勵助長の方策を採用せられんこと最も望ましき次第に有之候就ては此際尠くも社會事業團體の負擔の重加を免れしめられんことは是非共御考慮願度ところに御座候加之今回新に社會事業團體に加へられんとする負擔額は約百萬圓乃至百二十萬圓と推計せられ居候がこの金額は社會事業にとりては眞に浮沈死活を決する重大問題に有之候へ共増收計畫の全貌よりすれば高額は所謂難きものと被存候吾等茲に堪々苦衷を披瀝せるもの唯現下の世狀に於ける社會事業の重大使命を自覺しその健全なる進展を念願する眞情の迸りたるに他ならず何卒閣下に於かれても吾等の眞意を御明察被成下社會事業の公益性並現世相に對するその重要な役割を充分に認識せられて特に左記事項に關し格別の御配慮賜り度茲に切願致す次第に御座候 敬具

記

- 一、資本金子税は従前通り社會事業を目的とする法人には免除せられたること
- 一、外貨債特別税は社會事業を目的とする法人には免除せられたること
- 一、有價證券移轉税は社會事業を目的とする法人には免除せられたこと

きこと

一、家屋税は從來地方税に於て免除せられ居たる社會事業團體には國稅に移管後に於ても凡て免除せられたること

昭和十二月一日

社會事業臨時聯合會

會長 伯爵 清浦奎吾
實行委員長 侯爵 大久保利武

廣田首相並に各國務大臣宛

其の後に於ける運動の經過については、之を更に全國的の運動に擴大せしむべく各道府縣社會事業協會長に對しても運動に参加する様準備方を依頼すると共に、十四日午後三時關屋、山口、原の三委員は潮内相を内務大臣官邸に訪問し、實の實行委員會に於て決定を見た陳情文「社會事業團體に對する租税免除に關する件陳情」を手交陳情を行ひ、同午後四時には聯合會高島、木村兩職員が大藏大臣官邸を訪問、秘書官に面接し同様陳情をなした。更に翌十五日午前九時關屋、丸山、山口、原の四委員は總理大臣官邸に藤沼内閣書記官長を訪ね、總理大臣宛の陳情書を手交し種々懇談的に陳情するところがあり、丸山委員は引續いて民政黨本部に同黨税制委員増田、川崎、渡邊の各代議士と懇談を行ひ目的の達成に努めた。

右の如く各方面に陳情を行つた結果は十五日の閣議に於て

資本利子税と家屋税は課税しないことに決定したことが報ぜられ、目的の一部を達することが出来た。

三 第三回國際社會事業會議

第三回國際社會事業會議は昭和十一年七月十二日より同十八日に亘り、英京ロンドンのベッドフォード女子専門學校の講堂に於て開催された。前二回の大會と同じく今回も、現代社會事業の運営せられてゐる諸國から多數の社會事業學者並に社會事業現業家が相會し、斯業現下の問題と方法とに關し華々しき討議が展開され、今日の社會に於ける社會事業の重要性と生活のあらゆる部面に於て高揚されつゝある社會事業の地位とに對する世人の認識を新にせしめ、更に又公式、非公式の會合を機縁として各國事業關係者が舊交を温め、親睦を深くし、國際的理解と友情とに貢献したのである。

出席者はロシア及イタリーよりは皆無であつたが、米國の四〇八名、英國一九八名に、日本、アルゼンチン、インド、南アフリカ、ベルジウム、チリ、ブラジル、ニュージーランド、オーストリア等三十餘箇國、約一千名に達し從來の通り女性が絶對多數を占めた。

今、本會議要綱並に議題を示せば左の通りである。

第三回國際社會事業會議要綱

一、プログラム

(一) 總會は大會の全會員に對して開かれ大會の議題に關する全

般的問題を討議する

- (一) 五部會の設置
部會では大會協議題に對する各種社會事業の關係を詳細に審議して其の結果を最後の總會に報告する
- (二) 特定人數の社會施設の見學と小旅行
- (三) 國際社會事業に關係ある加盟諸國體の會合
- (四) 晚餐會及招待會
- (五) 二、會 員

社會事業に關心を有する者は總て大會の會員たることを得る

會費は一磅とする然し事情に依つては各國委員會に依つて特別な取計ひをなすことを認むる

會員には左の資格が與へられる

- (一) 會員自身の選擇せる部會に出席して發言し又議長の許可を得て總會に於て發言すること
- (二) 小旅行及各種の社會的催しに参加すること
- (三) 講演及諸決議を含む大會報告書を受取ること

三、大會 便覽

英、佛、獨語の大會便覽を印刷して協議題及び其の豫備的研究調査事項を掲載する

四、豫備的夏期學校

數ヶ國の社會事業家達の希望に依り英國社會事業の中心問題に關しての豫備的な夏期學校を大會の始まる前一週間開催する豫定である

(一九三六年七月五日—十一日) 其の日程並に學課程は左の如くである

ある

課程草案

七月六日(月)

午後十時三十分 失業とその對策

(法令—保險、救護、公的扶助)

午後二時 見 學

午後六時 座 談 會

七月七日(火)

午前十時三十分 失業とその對策

(任意施設)

午後二時 見 學

午後六時 座 談 會

七月八日(水)

午前十時三十分 市民教育

イ、勞働者教育協會及大學の擴張講義

ロ、成人の集團事業

午後二時 見 學

午後六時 座 談 會

七月九日(木)

午前十時三十分 身體的保護

イ、保 健

ロ、住 宅

午後二時 見 學

午後六時 座 談 會

第三章 社會事業の統制並聯絡

七月十日(金)

午前十時三十分 少年保護

イ、閑時の使用

ロ、不良兒の訓練

午後二時 見 學

午後六時 座 談 會

五、會 場

大會の諸會合はロンドン西北部リッジント公園内のベッドフォード女子大學(場合に依つては附近の講堂又は集會堂)を以て其の會場に充てる人數に制限はあるが大學寄宿舎を利用する途も開かれてゐる故に此の寄宿舎の利用を希望する向は早く國際本部に申込まれたい

六、大會の國際本部

大會の國際本部はロンドン・ゴードン街三十五番地、ル・プレイ・ハウスに置くすべての通信は書記長アレキサンダー・ファーカーソン氏に宛てられ度い大會の會員に關する通信は各國の國內委員會宛に爲すのを原則とし國內委員會のない所の會員は國際本部に登錄する

日程草案

七月十二日(日)

一〇、〇〇 常設委員會

各國代議員會(朝或は午後)

二〇、〇〇 代議員歡迎會

七月十三日(月)

第三章 社會事業の統制並聯絡

九、〇〇 大會受付開始

一〇、三〇 總會 社會事業と共同社會

一四、三〇 部會開會

七月十四日(火)

一〇、三〇 公開講演 地域的社會生活に於ける最近の變化

七月十五日(水)

一〇、〇〇 部會

一四、〇〇 總會 社會事業の地域的社會生活に與ふる美的、

社會的、道德的、精神的效果に就いて

七月十六日(木)

オックスフォードへの遠足とロンドンに於ける社會事業對象地

區及び社會施設見學

七月十七日(金)

一〇、〇〇 部會報告

一四、三〇 最終總會 部會の結果の總括

七月十八日(土)

一〇、〇〇 常設委員會

第三回國際社會事業會議々題

第三回會議の一般的議題は「社會事業と共同社會」とす

本題は左記各項に亘りて討議せらるゝこと

一、社會事業と地域的社會 (Local Community)

現状—教區、村落、郡部、郊外、都市、首都等の如き近隣社會及

び地方自治單位の役割、國內的並國際的社會事業

地域的社會生活に對する社會事業の美的、社會的、道德的、精神

的效果

二、地域的社會に關係せる特殊社會事業

1 保 健

保健事業と地域的社會との關係

イ 生理的及び精神的健康の増進

ロ 疾病の治療

ハ 社會的設備

2 教 育

地域的社會と教育事業との關係

3 娛 樂

娛樂事業と地域的社會生活との關係

イ ラヂオ、活動寫眞、營利的競技等の影響

ロ 當該社會の郷土舞踊、地方芝居、音楽等傳統的並近代的娛

樂に對する努力の影響

4 物質上の福祉

地域的社會と物質的福祉設備—年金保險、救恤—との關係

5 社會的調整

地域的社會生活に對する關係より見たる不良行爲及び反社會的

行動の原因並處置

6 失 業

失業と地域的社會生活との關係

國際社會事業會議日本國內委員會

第三回國際社會事業會議は上述の如く七月中旬ロンドンに

於て開催せられたが、これに先立ち日本國內に於ては本會議に關する事務を従來の擔當者日本赤十字社より移管された中央社會事業協會にて斡旋處理することとなつたのであるが、本協會にては従來の常務委員と相諮り、本會議のための常設機關として新に國際社會事業會議日本國內委員會を組織し國內諸事務を處理したのである。本委員會の規程は左の如くである。

國際社會事業會議日本國內委員會規程

第一條 本會ハ國際社會事業會議國內委員ト稱ス

第二條 本會ハ國際社會事業會議ニ關スル大日本帝國内ニ於ケル事務ヲ審議處理ス

第三條 本會ハ委員長一名及委員若干名ヲ以テ組織ス

第四條 委員長ハ財團法人中央社會事業協會々長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ社會事業ヲ有スル官公吏又ハ社會事業關係團體ノ役職員若

ハ社會事業ニ關シ學識經驗ヲ有スル者ニ就キ委員長之ヲ推薦ス

第五條 委員長ハ委員會ノ議長ト爲リ會務ヲ總理ス

委員長事故アルトキハ委員長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 本會ハ事務局ヲ財團法人中央社會事業協會内ニ置キ本會ノ

常務ヲ處理ス

事務局ニ常務委員若干名及幹事若干名ヲ置ク

常務委員及幹事ハ委員中ヨリ委員長之ヲ囑託ス

常務委員ハ本會ノ常務ヲ審議シ幹事ハ庶務ヲ掌理ス

第三章 社會事業の統制並聯絡

第七條 本會ニ顧問又ハ參與ヲ置クコトヲ得

顧問又ハ參與ハ本會ニ功勞アル者ニ就キ委員長之ヲ推舉ス

猶大會組織委員會の希望に應じて本委員會は本研究調査

研究事項を基礎とし、我國農村に於ける隣保相扶制度の過去

現在及び其の將來への展望に關する英文報告書 (Historical

and Present Status of Mutual Aid Organizations of Rural Communities in Japan July 1936 Tokyo)を作成し三、

五〇〇部發送した。本書は大會當日各國出席者に配布した外

日本よりの大會出席者に對し若干額の旅費補助を支給した。

四 第八回全國社會事業大會繼續委員會

昭和十年秋盛會裡に開催された第八回全國社會事業大會に

於て全國の代表者達によつて提出された各方面に亘る協議並

に決議事項に關しては、これを夫々の部門に分類し、部門別

に委員會を設けて更に詳細に研究調査する必要ありと認めら

れたので中央社會事業協會に於ては繼續委員會に關する種々

打合會を開き提出事項の取捨分類委員會の人選に當つてきた

が、昭和十二年三月末日迄の各委員會々合狀況は左記の如く

である、尙繼續委員會に關する詳細は次年度年鑑に收録の豫

定である。

委員會 附 託 事 項 會 合 日 場 所

第一委員會 (母子保護法、昭和一十一年四月十三日
家事調停法、於中央社會事業協會

第四章 社會事業に關する經費並助成

第二委員會 保育所	同	昭和十一年六月二十三日	於日比谷松本樓
第三委員會 (身體並精神異常兒童少年救護法改正)	同	昭和十一年六月二十九日	於內務省會議室
第四委員會 司法保護	同	昭和十一年七月十日	於內務省會議室
第五委員會 救護方面事業	同	昭和十一年七月七日	於日赤會議室
第六委員會 醫療保護	同	昭和十一年六月十八日	於日赤會議室
第七委員會 身體不自由者保護	同	昭和十一年七月十日	於內務省會議室
第八委員會 少年勞働者保護	同	昭和十一年四月十八日	於中央社會事業協會
第九委員會 社會事業行政連絡助成	同	昭和十一年七月十七日	於日赤會議室
		昭和十二年一月二十日	於日赤會議室

第十委員會 非常災害救護農山漁村社會事業生活改善
昭和十一年六月十六日
於日赤會議室

第四章 社會事業に關する經費並助成

第一節 社會事業に關する經費

(一) 國庫社會事業費

內閣統計局編纂第五十五回日本帝國統計年鑑によれば內務省、司法省、逓信省所管國庫社會事業費昭和一十一年度豫算額は一四、〇一九千圓であつて昭和十年度現計額よりは一、一二九千圓の減少である。猶昭和九年度決算額一六、八七九千圓、八年度決算額二〇、五四一千圓、七年度決算額二三、一六六千圓である。

國庫社會事業費 (單位千圓*豫算)

資料 (第五十五回日本帝國統計年鑑)

主要費目	昭和一十一年度現計額	昭和十年度現計額	昭和九年度決算額	昭和八年度決算額	昭和七年度決算額
內務省所管	四四〇	四一七	四〇五	四二二	四七七
司法省所管					
逓信省所管					
總計	四四〇	四一七	四〇五	四二二	四七七

國立少年救護院費	四六	四六	四六	四六
傷兵醫院費	一三	一三	一三	一三
職業紹介事務局費	七	一七	一七	一七
國立癩療養所費	四七	三七	三七	三七
北海道土人保護救濟費	三	三	三	三
軍事救護費	二、五九	二、八八	二、七三	二、四七
少年救護院補助費	一四	一四	一三	一三
精神病院補助費	二六	二六	二六	二六
職業紹介所補助費	三〇	三三	三三	三三
救護費補助費	三、三五	二、七六	二、八〇	一、八五
兒童虐待防止補助費	五〇	二	二	二
行旅病人及死亡人諸費	一	一	一	一
救護費補助給	一	一	一	一
臨時部				
醫療救護費	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
公益質屋設備補助費	五〇	六	六	六
公益質屋獎勵費	一	一	一	一
公益質屋建設補助費	一	一	一	一
國民更生運動獎勵費	五〇	四九	四九	四九
不良住宅地改良費	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
濟生會事業補助費	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
社會事業調査及獎勵諸費	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八
沖繩縣癩療養所費	三	三	三	三
國立癩療養所新營費	一一	* 一〇〇	三五〇	一四九

傷兵院設備費	一	一	一	一
武蔵野學院設備費	一	一	一	一
草津癩療養所設備費	一	一	一	一
失業對策委員會費	一	一	一	一
失業應急施設費	二、六四	三、三三	四、三二	五、四九
失業救濟臨時施設補助費	一	一	一	一
失業救濟事業補助費	一	一	一	一
地方改善費	一、二四五	五九三	五七四	五七三
地方改善應急施設費	一	一	一	一
司法省所管	六八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
司法保護事業獎勵費	一	一	一	一
逓信省所管	一	一	一	一
水難救護補助費	五	五	五	五
船員職業紹介事業補助費	一〇七	九	九	九
海員社會事業補助費	一	一	一	一
失業船員救濟事業補助費	九〇	五	一	一
總計	一、〇二九	一、五三四	一、六八七	一、七六八

(二) 地方社會事業費

昭和一十一年度に於ける道府縣市町村社會事業費豫算額は總額九六、五〇一千圓であつて道府縣費は二、九九七千圓、市費四五、三三四千圓、町村費二八、一六九千圓であり、種別にみれば行政機關費三、五八三千圓、窮民救助費一三、四一二千圓、軍事扶助費二、二二三千圓、醫療保護費二九、二二三千

第四章 社會事業に關する經費並助成

圓、經濟保護費一四、〇八二千圓、社會教化費二、八六三千圓、兒童保護費五、六五二千圓、其他六、五六三千圓である。

地方社會事業費 (昭和十一年度豫算單位千圓)

(社會局保護課調)

種別	道府縣費	市費	町村費	計
行政機關費	八二四	八四五	一、九三	三、五八三
窮民救助費	三、九一五	五七一	三、七三	三、四三三
軍事扶助費	七、三九	一一、五三	二、六八	二、二二三
醫療保護費	二、九七七	一一、〇〇	一四、七四	二九、二二
經濟保護費	一、三四九	三、四〇	六九	四、〇〇
社會教化費	七四	六六	一、四六	二、八六
兒童保護費	二、一七六	二、三六〇	一、二五	五、六五
其他	三、六九〇	一、五九	一、七三	六、五三
計	三、九九七	四五、三四	三六、一六	九六、五〇

第二節 社會事業資金

(一) 慈善救濟資金

明治三十年 英照皇太后陛下の御大喪に際し慈善救濟のため下賜せられたる四拾萬圓に公私の贖金を合せて蓄積せられたるものにして、其後明治四十五年 明治天皇崩御に際し皇室より下賜せられたる壹百萬圓と、更に大正三年 昭憲皇太后陛下の崩御に際し下賜せられたる六拾萬圓が共に加へられた。

昭和十年三月三十一日現在にては慈善救濟資金總額は九、

〇六九、一九二圓にして内有價證券一、八四八、九六九圓、預金一、〇〇一、三二九圓、貸付金六、〇二七、七四二圓、保管金一八九、六九七圓、土地價格一、四五五圓である。

年別慈善救濟資金

資料(社會事業統計要覽)

昭	和	年	金額
同	四	年	八、二三八、七〇三圓
同	七	年	八、九九三、二八九圓
同	八	年	九、〇四五、七二八圓
同	九	年	九、一八四、二五〇圓
同	十	年	九、〇六九、一九二圓

(二) 賑恤資金

賑恤資金は大正四年 大正天皇御即位の大典に際し賑恤の資として御内帑金壹百萬圓を下賜せられ之を基金として蓄積したるものである。

昭和十年三月三十一日現在に於ては總額二、二六九、〇五四圓で内有價證券六八四、七一六圓、預金三三四、六〇二圓、貸付金一、一九四、五八四圓、保管金四九、一五二圓である。

年別賑恤資金

資料(社會事業統計要覽)

昭	和	年	金額
同	四	年	二、一九六、〇八四圓
同	七	年	二、三八五、八七五圓
同	八	年	二、四八九、二七七圓
同	九	年	二、三四九、二四五圓
同	十	年	二、二六九、〇五四圓

(三) 軍人援護資金

軍人援護資金は明治三十九年帝國軍人後援會の殘餘資金を道府縣に分配して軍人遺家族の援護費に使用せられてゐるものにして、昭和十年三月三十一日現在に於ける總額は一、三四六、〇九九圓にして内有價證券七八八、二四三圓、預金三九三、二三三圓、貸付金一、一一三、九八一圓、保管金五〇、六四二圓である。

年別軍人援護資金

資料(社會事業統計要覽)

昭	和	年	金額
同	四	年	二、一六〇、五六二圓
同	七	年	二、五七三、一八二圓
同	八	年	二、四八一、一九九圓
同	九	年	二、四一六、六九二圓
同	十	年	二、三四六、〇九九圓

(四) 罹災救助基金

明治三十二年制定の罹災救助基金法により蓄積せられたる罹災救助基金は昭和十年三月三十一日現在に於て總額九〇、一三三、七二四圓で内有價證券四八、五七五、三〇七圓、預金八、四八〇、三三一圓、貸付金二九、五〇五、三五九圓、保管金三、四四九、五九一圓、土地價格九六、五九二圓、建物價格二六、五四四圓である。

年別罹災救助基金

資料(社會事業統計要覽)

昭	和	年	金額
同	四	年	八一、八五四、二五七圓
同	七	年	九一、六八八、〇一五圓

大正十三年一月 皇太子殿下の御慶事に當り貧困兒童就學獎勵の資として金壹百萬圓の御下賜あり、之を道府縣に交付して蓄積せられたるものであつて昭和九年三月末現在にては三、六四七、四〇六圓に達してゐる。

(五) 兒童就學獎勵資金

年別道府縣兒童就學獎勵資金

昭	和	年	金額
同	三	年度	二、五七九、四三九圓
同	四	年度	三、三九五、九二三圓
同	五	年度	三、四八五、二九一圓
同	六	年度	三、六一七、五九七圓
同	七	年度	三、六一〇、〇五八圓
同	八	年度	三、六四七、四〇六圓

備考 昭和十二年六月刊行兒童就學獎勵概況

年別市町村兒童就學獎勵資金

昭	和	年	金額
同	四	年	一、〇〇五、七二四圓
同	五	年	一、〇九八、四二六圓
同	六	年	一、二九九、二四〇圓
同	七	年	一、二四七、五三二圓
同	八	年	一、三一二、〇一四圓

宮城	一七三、九五六	七九、五六九	五八、九七四	一、一五〇、〇三三	三三、四〇〇、三七七	七五、五〇一
青森	一四三、七九六	五六、三三三	二八一、四〇八	一、二二一、七〇〇	二五、五三二、三〇〇	一一、二〇〇
山形	一一八、三九一	四三、三三三	三三、七七八	五〇、七〇一	二〇、〇九一、一八	—
秋田	一一九、五七四	—	二四、六〇〇	六〇、八、三四四	一八、〇三三、一九	—
石川	三三三、三九一	三九、八八八	六五、七七一	一、四六五、四〇一	三三、六八七、〇〇	—
富山	六三、九七六	—	—	一、〇八六、二六五	三八、七八八、〇〇	—
石川	一五八、六二二	五四、四三五	四四、四七八	一、一五三、六三三	一五、〇三七、〇〇	五、〇〇〇
福井	八二、六九一	三三、九三三	五三、〇五〇	一、六九三、〇七五	二七、八五一、四七	一一、四九九
島根	一〇三、六六〇	二八、七三七	八六、〇〇〇	一、七三一、四三八	一七、五三三、四〇	二八、一〇八
鳥取	一一五、六六一	二〇、八七九	一六、五八〇	一、六七三、三四四	一七、七九六、〇〇	—
岡山	三三八、一九五	三三、二五九	一五、二五五	一、六五〇、五八七	二四、五〇〇、〇〇	—
廣島	三三三、七〇七	一〇七、七五一	五五、〇三三	三、二二四、七七七	五六、〇五五、三〇	二六、五〇八
山口	六八、六〇〇	四三、六四八	七三、八八四	一、六〇六、七〇七	四一、一五七、七	—
徳島	一〇一、九三三	一〇、一五八	三三、〇〇〇	一、五三七、九二六	三三、四一、八	八、〇〇〇
香川	一九三、一八六	—	四四、八八八	二、三三三、五七〇	八八、七四五、八一	—
愛媛	一八〇、三二七	三九、七二六	一五、六三二	二、六二七、六七八	二二、五六九、八〇	—
高知	四三、五四九	二四、〇五〇	六〇、九八四	一、五四四、七八一	一三、六三二、〇〇	—
福岡	二八〇、五八八	一四一、二五三	二九、五三九	二、七三三、八三三	一〇三、三五六、〇〇	—
大分	三六四、五二二	一一三、九八二	一六、八六〇	一、六四七、五四四	六二、六五六、八一	—
佐賀	八六、九四三	六四、七三八	三三、三四一	二、四四六、四〇〇	二九、七九四、六八	—
熊本	三三三、三三九	—	六二、五五三	一、六五七、八〇五	一〇一、一一一、九	—
宮崎	四四、三六六	二九、一三九	五五、九八六	一、八五八、五四八	五三、七四、一八	—

第三節 社會事業の獎勵助成

一 官廳の獎勵助成

(一) 宮内省
 宮内省に於ては大正十年以降毎年紀元節に際し私設社會事業團體に對して獎勵金を下賜せられてゐる。昭和十一年度に於ては七九八團體に對し一九五、四〇〇圓を御下賜あらせられた。

鹿兒島	一七三、六四一	五八、三二五	五〇、七五〇	一、一七三、六二五	四八、九三九、二七	七八〇、六三三
沖繩	七、三三七	—	一七、六四三	三三、〇五七	一〇、六三三、〇〇	—
計	九、〇九九、一三三	二、二六九、〇五五	二、三三六、〇九二	六、一三三、七三二	三、六四七、七六七	三、三三、八〇九

(二) 内務省
 内務省に於ては私設社會事業助成のため明治四十一年始め獎勵金を交付し、爾來毎年全國私設社會事業中成績優良なる團體に對し獎勵金を交付してゐる昭和十一年度に於ては紀元節に際し五三〇團體に對し一五六、六〇〇圓を交付した。

北海道	二四	二四	二四	二四	二四	七、二〇〇
東北	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	三九、五〇〇
東京	一三	一三	一三	一三	一三	四、九〇〇
京都	四三	四三	四三	四三	四三	一三、五〇〇
大阪	二二	二二	二二	二二	二二	六、三〇〇
神奈川	一八	一八	一八	一八	一八	六、一〇〇
兵庫	一七	一七	一七	一七	一七	四、〇〇〇
長崎	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

年別紀元節賜金

昭和三十五年	六六五	一九三、五〇〇
昭和十六年	六八五	一九七、五〇〇
計	—	—
内閣所管	一五	三、三〇〇
内務省所管	三九八	九七、四〇〇
司法省所管	二〇九	五二、五〇〇
逓信省所管	三	五〇〇
文部省所管	五二	一一、八〇〇
拓務省所管	一一一	二八、九〇〇
計	七九八	一九五、四〇〇

其の他 六八 九五、七〇〇

(ホ) 財団法人服部報公會

昭和十一年に於ける公益事業援助決定額は三八、六〇〇円で昭和六年より十一年度迄の援助総額は一四〇、七〇〇円である。猶教育事業援助決定額は二一、四〇〇円で昭和六年より十一年度迄の総額は一〇五、九〇〇円である。

(二) 岩崎家寄附金による助成

男爵岩崎小彌太氏は曩に社会事業助成の資として昭和七年度より同九年度迄の三ヶ年度に亘り金五拾萬圓寄附せられたのであるが、更に前同様の趣旨を以て昭和十年度より同十一年度迄の三ヶ年度に亘り金五拾萬圓を寄附せられた。依て内務省に於ては寄附の趣旨に基き社会事業團體奨励に關する地方長官内申書に依り其の事業成績を調査して助成金を交付しつゝあるが、昭和十年度に於ては助成團體數四一二、金額拾七萬圓である。

(三) 住友家寄附金による助成

男爵住友吉左衛門氏は防貧事業を行ふ私設社会事業團體に對する助成の資として、昭和七年度より同十一年度に亘り金五十萬圓を寄附せられたのである。而して此の助成は(イ)主として授産並職業輔導、職業紹介、生業扶助、宿泊保護、育

兒、隣保事業等を行ふ私設社会事業團體、(ロ)從來本省奨励金交付状況を參照して助成標準を定め之に該當するもの(一般助成、特別助成)、(ハ)助成團體に對しては概ね一般助成に付ては三ヶ年、特別助成に付ては五ヶ年之を繼續すること、なつてゐる。一般助成は昭和九年度を以て完了したので、昭和十年度に於ては特別助成として二團體に對し一千圓の助成金を交付した。

三 社会事業資金融通

(一) 大藏省預金部資金融通

大正八年度以降政府は社会事業の發達を助成促進するため大藏省預金部資金並簡易生命保険積立金より低利資金融通の途を開いてゐる、大藏省預金部より内務省を経て社会事業に融通したる低利資金を見ると昭和十一年度融通額は三、三三四、八〇〇圓であつて、大正八年より昭和十一年度の融通總額は一五〇、五一七、五六〇圓に達してゐる。

昭和十一年度社会事業資金事業別融通額

事業種類	融通額	經營團體數
住宅組合	五六三、〇〇〇	一
公營住宅	一一四、三〇〇	五
罹災住宅復舊		五

(社会局福利課調)

小計(住宅資金)	六七七、三〇〇	一〇
公益質屋	四〇一、六〇〇	六七
公益市場	一六〇、〇〇〇	二
公益浴場	一一、〇〇〇	二
救療施設	一、一三、六〇〇	一二
融和促進生業資金	二、〇〇〇	一
勞銀繰替		一
職業紹介所	一四、九〇〇	四
地方改善地區整理	六〇、九〇〇	三
不良住宅地區整理	二三五、〇〇〇	一
其他	六五八、五〇〇	六
小計(住宅以外の一般社会事業資金)	二、六五七、五〇〇	九八
合計	三、三三四、八〇〇	一〇八

年別大藏省預金部資金融通額

大正八年度	一三、三四四、九三三
同九年度	四、六四六、〇〇〇
同十年度	一〇、一七三、四二〇
同十一年度	八、九二二、六〇〇
同十二年	一三、六二四、一〇七
同十三年	八、九八五、五〇〇
同十四年	一〇、七〇四、四〇〇
同十五年	九、五九一、〇〇〇
昭和二十年	一五、九八七、六〇〇

同三年度	同四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度
一三、七五二、五〇〇	三、六四六、四〇〇	五、一四三、三〇〇	五、〇二八、二五〇	七、五三八、一〇〇	六、五四七、六五〇	四、一二五、八〇〇	五、四二一、二〇〇	三、三三四、八〇〇
								一五〇、五一七、五六〇

(二) 簡易保険積立金融通

簡易生命保険積立金は其の大部分が一般公共事業に融通されてゐるが、その内社会事業資金として融通されたものは大正八年より昭和十年迄の合計は一七四、一〇五、九九五圓である。

年別簡易保険積立金社会事業融通額

大正八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年
一、〇七五、〇〇〇	五九六、五〇〇	七八七、〇〇〇	三、三八七、九〇〇	四、九〇一、一〇〇	五、一六六、六〇〇	六、五六五、四〇〇

資料(簡易生命保険積立金貸付状況)

昭	和	元	一〇、六一五、七〇〇
同	二	年	一三、四三七、〇〇〇
同	三	年	一四、五四五、七〇〇
同	四	年	一五、三四一、七〇〇
同	五	年	一七、五六七、五九五
同	六	年	一七、二五三、三〇〇
同	七	年	一七、二六九、七〇〇
同	八	年	一五、〇〇八、六〇〇
同	九	年	一五、三三六、四〇〇
同	十	年	一五、二五〇、八〇〇
計			一七四、一〇五、九九五

自大正八年度簡易保險積立金社會事業種類別融通額
至昭和十年年度簡易保險積立金貸付状況

資料(簡易生命保險積立金貸付状況)

共	同	宿	泊	所	七〇〇、〇〇〇
簡	易	食	堂		二〇七、〇〇〇
公	益	市	場		五、八二七、一〇〇
食	糧	及	日	用品廉價供給事業	六六、〇〇〇
小	賣	市	場		二、〇七七、四〇〇
實	費	診	療	事業	三、二八六、九〇〇
公	立	結	核	療養所	二七二、四〇〇
公	設	職	業	紹介所	一、三八四、一〇〇
公	設	質	屋		五八〇、三〇〇
計					二、一九二、三九五

第五章 救護事業

第一節 一般救護事業

一 救護法による救護

現在我國救護事業の根幹をなしてゐるものは昭和四年制定の救護法である。此以前に於ける我國の救貧法制としては明治四年の恤救規則があつたが、政府は社會の狀勢に應じて昭和四年救護法を制定して同七年一月一日より之を實施した。

(一) 救護狀況
昭和十年度中に於ける救護法による救護狀況を見ると、被救護者總數二二九、七〇七人で金額五、八九四、五四九圓であ

る、今これを被救護者種類別にみれば六十五歳の老衰者實人員五〇、三一四人、金額一、六五六、二七五圓、十三歳以下の幼者九五、四四〇人、二、二二八、〇八六圓、妊産婦二、三八七人、一、二九七、〇〇圓、不具癱疾一〇、六四八人、三、一七、一九九圓、疾病傷癩四九、六三四人、一、二八八、三一四圓、精神耗弱者又は身體虛弱者一〇、三三二人、四七五、八三〇圓、幼兒保

昭和十年度救護法に依る救護狀況

(イ) 被救護者種類別

被	救	護	者	居	宅	實	人員	金額
種	類	別						
六	十	五	歳以上の老衰者			四、五九〇	一、六五六、二七五	
十	三	歳以下の幼者				九、一三〇	二、二二八、〇八六	
妊	産	婦				一、九四六	一、二九七、〇〇〇	
不	具	癱	疾			一〇、〇四三	三、一七、一九九	
疾	病	傷	癩			四、九七五	一、二八八、三一四	
精	神	耗	弱者又は身體虛弱者			一〇、三三二	四、七五、八三〇	
幼	兒	保	育の母			九、五九七	一、六八四、〇三三	
計						一、二〇、七九七	四、八四六、〇三三	

育の母九六二人、一五、八七五圓である。尙救護種類別では生活扶助一八六、九九三人、五、一六九、七六九圓、醫療三〇、三二〇人、七、一、三三七圓、助産一、八九〇人、八、二六七圓、生業扶助五〇四人、五、一三七圓、埋葬八、九一三人、五四、四六八圓である。

(社會局保護課調)

收	容	計	實	人員	金額
實	人員	金額	實	人員	金額
四、四三三	二、三三〇、〇一〇	五、〇六三、〇二〇	五、〇三三	一、六五六、二七五	
九、一三〇	二、二二八、〇八六	一一、三五六、一五六	九、一三〇	二、二二八、〇八六	
一、九四六	一、二九七、〇〇〇	三、二四三、〇〇〇	一、九四六	一、二九七、〇〇〇	
一〇、〇四三	三、一七、一九九	一三、二六一、一九八	一〇、〇四三	三、一七、一九九	
四、九七五	一、二八八、三一四	六、二六三、一四八	四、九七五	一、二八八、三一四	
一〇、三三二	四、七五、八三〇	一五、〇八九、六六〇	一〇、三三二	四、七五、八三〇	
九、五九七	一、六八四、〇三三	一一、二八一、〇三〇	九、五九七	一、六八四、〇三三	
計		一、二〇、七九七	計		
		四、八四六、〇三三			
		七、七			

(二) 救護法に關する經費

救護法實施に關する國費は昭和十一年度豫算額は三、三三二

五千圓にして昭和十二年度道府縣市町村救護費豫算額は八、〇二七、九一六圓である。

昭和十二年度道府縣市町村救護費豫算

(社會局保護課調)

道府縣	支出豫定額				計	收入豫定額			差引額
	法第十八條乃至第二十一條の費	埋葬費	委員費	救護施設の事務費		法第十八條の收入	寄附金	其他の收入	
北海道	三、三三二	四、四八四	一七、九三九	一、〇七七	二九〇、一七三	三二	—	—	二八九、八六一
東北道	一、四三五、三七八	一一、二〇〇	二五、六七三	—	一、四七二、三五八	五〇〇	—	—	一、四七二、八五八
関東道	三、三九〇、〇九八	二、二五五	五、五三〇	—	三、五〇〇、九九八	一五四	—	—	三、五〇一、七三八
中部道	八、四六〇、〇五一	七、七九〇	—	—	八、五三二、八四一	二、五六八	—	—	八、五三〇、〇七三
近畿道	三、五四四、六三三	三、八〇〇	八、六一三	—	三、七七〇、三三三	—	—	—	三、七七〇、三三三
北陸道	三、六五五、〇七六	三、〇一〇	三、六三三	—	四、〇一、六七七	—	—	—	四、〇一、六七七
山陽道	一〇、八、四七一	一、四三三	四、八四三	—	一、一四、七四〇	—	—	—	一、一四、七四〇
山陰道	一、八五、六三三	二、三一一	一〇、〇三〇	—	三〇、三二九	—	—	—	三〇、三二九
中国道	一、五、五一	四、四六九	五、五六六	—	一八、五四一	—	—	—	一八、五四一
四国	五、〇八四	一、〇二〇	二、五五〇	—	五、七〇四	—	—	—	五、七〇四
香川	六、八一五	一、四八七	二、六七〇	—	七、九七二	—	—	—	七、九七二
徳島	九、三六七	二、三二八	二、四三〇	—	一二、一三三	—	—	—	一二、一三三
高松	五、四三三	一、七三七	五、九一八	—	六、七〇〇	—	—	—	六、七〇〇
愛媛	六、七、三三九	一、四一五	三、一三一	—	七、二二七	—	—	—	七、二二七
高知	三、五八、四六一	五、六九七	一〇、六四九	—	一六、九三三	—	—	—	一六、九三三
山梨	一、二八、八四九	二、三三九	三、三三四	—	四、九六六	—	—	—	四、九六六
長野	三、四、三五六	二、四一〇	三、三三四	—	七、一〇四	—	—	—	七、一〇四
山梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—

道府縣	支出豫定額				計	收入豫定額			差引額
	法第十八條乃至第二十一條の費	埋葬費	委員費	救護施設の事務費		法第十八條の收入	寄附金	其他の收入	
北海道	三、三三二	四、四八四	一七、九三九	一、〇七七	二九〇、一七三	三二	—	—	二八九、八六一
東北道	一、四三五、三七八	一一、二〇〇	二五、六七三	—	一、四七二、三五八	五〇〇	—	—	一、四七二、八五八
関東道	三、三九〇、〇九八	二、二五五	五、五三〇	—	三、五〇〇、九九八	一五四	—	—	三、五〇一、七三八
中部道	八、四六〇、〇五一	七、七九〇	—	—	八、五三二、八四一	二、五六八	—	—	八、五三〇、〇七三
近畿道	三、五四四、六三三	三、八〇〇	八、六一三	—	三、七七〇、三三三	—	—	—	三、七七〇、三三三
北陸道	三、六五五、〇七六	三、〇一〇	三、六三三	—	四、〇一、六七七	—	—	—	四、〇一、六七七
山陽道	一〇、八、四七一	一、四三三	四、八四三	—	一、一四、七四〇	—	—	—	一、一四、七四〇
山陰道	一、八五、六三三	二、三一一	一〇、〇三〇	—	三〇、三二九	—	—	—	三〇、三二九
中国道	一、五、五一	四、四六九	五、五六六	—	一八、五四一	—	—	—	一八、五四一
四国	五、〇八四	一、〇二〇	二、五五〇	—	五、七〇四	—	—	—	五、七〇四
香川	六、八一五	一、四八七	二、六七〇	—	七、九七二	—	—	—	七、九七二
徳島	九、三六七	二、三二八	二、四三〇	—	一二、一三三	—	—	—	一二、一三三
高松	五、四三三	一、七三七	五、九一八	—	六、七〇〇	—	—	—	六、七〇〇
愛媛	六、七、三三九	一、四一五	三、一三一	—	七、二二七	—	—	—	七、二二七
高知	三、五八、四六一	五、六九七	一〇、六四九	—	一六、九三三	—	—	—	一六、九三三
山梨	一、二八、八四九	二、三三九	三、三三四	—	四、九六六	—	—	—	四、九六六
長野	三、四、三五六	二、四一〇	三、三三四	—	七、一〇四	—	—	—	七、一〇四
山梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—

に於ては救護を受けた者の扶養義務者より救護費用を徴収し得るの規定がなかつたが、本法施行の経験に徴するに不当に扶養義務を免がれんとする者もある爲救護を受けた者の扶養義務者よりも救護費用を徴収し得るの規定を新に設けられることになつてゐる。

救護法中改正法律案

救護法中左ノ通改正ス

第四條 方面委員令ニ依ル方面委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ救護事務ニ關シ市町村長ヲ補助ス

第五條 削除

第二十三條 第四條ノ規定ニ依リ方面委員ガ職務ヲ行フ爲必要ナル費用ハ市町村ノ負擔トス

第二十五條 第一項中「二分ノ一以内」ヲ「二分ノ一」ニ改メ同條同項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第一號及第二號ノ費用ニシテ町村ノ負擔ニ係ルモノニ對シテハ其ノ十二分ノ七ヲ補助ス

第二十七條ノ二 救護ヲ受クル者ニ對シ民法ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スベキ者アルトキハ其ノ義務ノ範圍内ニ於テ救護ニ要スル費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣ハ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ其ノ者ヨリ徴收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル費用ノ徴收ニ關シ争アルトキハ民事訴訟ニ依ルモノトス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二 窮民救護事業

(一) 院外救護

第十四回社會事業統計要覽によれば昭和十年三月末に於ける院外救護施設数は公設二、私設一六三計一六五である。これを昭和五年度に比較すれば三〇の減少を來してゐる。尙その事業状況をみるに救護人員一五、三三七人、經費三四九、五〇二圓、資産三、八六四、六二〇圓である。

年別院外救護事業状況

年次	團體數	救護人員	經費	資産
昭和元年度	一五一	九、六七一	五九、一六六	四、〇七七、七〇〇
同 三年度	一七一	九、六七一	五〇、五八六	二、八四二、三三三
同 四年度	一七六	九、六四九	三七、〇三三	三、四八一、八六七
同 五年度	一九五	一四、七三六	三七、八〇三	三、五〇〇、四八八
同 九年度	一六五	一五、三三七	三四九、五〇二	三、八六四、六二〇

(二) 院内救護

第十四回社會事業統計要覽によれば、院内救護施設の数は昭和十年三月末に於て公設一八、私設二二、計四〇であり、昭和七年度よりは六施設増加してゐる。院内救護施設のうち規模の大なるものは東京市養育院、東京聖勞院、淨風園、ベトレヘムの園、横濱市救護所、神戸救護院、名古屋市東山寮、

友樂園等である。次に事業状況をみるに、收容人員四、九一三人、經費九一九、〇四五圓、資産四、三二一、七二四圓である。

年別院内救護事業状況

年次	施設數	收容人員	經費	資産
昭和元年度	二	一、六一四	九四、三六〇	四、六三、七二四
同 三年度	三	一、六六三	八〇、九三三	三、九〇、一八三
同 四年度	元	三、一四〇	八五、二五八	三、八六、七〇〇
同 五年度	三	二、二七五	八四、九六六	三、六五、六五五
同 六年度	三	三、〇〇〇	八〇、一九八	三、九七、九三〇
同 七年度	三	五、九一六	八三、三三三	四、一〇〇、五五七
同 九年度	四	四、九一三	九一九、〇四五	四、三二一、七二四

三 養老事業

第十四回社會事業統計要覽によれば昭和十年三月末に於ける養老事業の数は公設七、私設八二計八九であつて昭和七年よりは十施設の増加を示してゐる、内規模の大なるものは東京養老院、浴風會浴風園、弘濟會養老部、浴風會横濱分園、大阪養老院、札幌養老院、京都養老院、佐賀佛教婦人會附屬佐賀養老院等である。次に事業状況をみるに收容人員三、六五七人、經費五七八、八五七圓、資産七、〇二四、七六五圓である。

年別養老事業状況

第五章 救護事業

年次	施設數	收容人員	經費	資産
昭和元年度	四	一、六七四	三五、四六八	一、〇〇三、七〇七
同 三年度	六	二、二九九	四九、一三三	六、三二、三五五
同 四年度	六	二、五三五	四六、九一二	六、二五八、一五〇
同 五年度	六	二、七五三	四八、四八〇	六、三三、三三六
同 六年度	七	二、八六一	四八、五七七	六、五六、八八四
同 七年度	七	三、一九〇	五二、四三七	六、七六、三五一
同 九年度	八	三、六五七	五七八、八五七	七、〇二四、七六五

第二節 特殊救護事業

一 行旅病人及行旅死亡人取扱

行路病人及死亡人の救済に關しては明治三十二年行旅病人及行旅死亡人取扱法が制定せられ、行旅中の貧窮者にして疾病のため救護を要するもの並に行旅中死亡せるものは原則として扶養義務者負擔を以て救護し、その不能の場合は救護地の道府縣が之を負擔することとなつてゐる。

昭和九年度中に於ける行旅病人取扱状況を見ると、救護人員七、八三二人にして救護費は道府縣支出三九九、三四四圓、扶養義務者一五、八六三圓、計四一五、二〇七圓である。同年中の行旅死亡人取扱件数は救護人員四、八六九人、取扱費は道府縣支出四七、七八一圓、扶養義務者一五、四九三圓、計六三、二七四圓である。

昭和九年度行旅病人及行旅死亡人

(社會局保護課訓)

道府縣	行旅病人		行旅死亡人		合計	
	人員	費用	人員	費用	人員	費用
北海道	五二四	四八、〇四八	一四〇	八、四四四	六六四	五六、四九二
東 京	三、二七三	一〇一、六〇〇	八九三	五、五九八	四、三八〇	一〇七、一九〇
東 京	四、五五五	一〇一、六〇〇	一、八六六	九、九一五	六、四二一	一〇八、〇一五
大 阪	一、〇三三	三、四一八	三〇四	一、五七五	一、三三七	四、七五五
神 奈 川	三三〇	七、七九五	三〇四	一、二一〇	六三四	八、九六五
兵 庫	四一六	八、六三三	七三七	三、七三三	一、一〇一	一二、三六六
長 崎	六九	三、八七三	五二	一、七〇六	一二一	五、五七九
新 潟	五	一、九〇	三二	四、四四	三七	六、三四四
埼 玉	二五	七七一	一九	一、一八	四四	二、九〇九
群 馬	二五	八二八	六三	八二七	八八	一、六五五
千 葉	一七	一、六九	四三	一、五三	六〇	三、二二三
茨 城	五七	八二六	四三	一、五三	九〇	三、二二三
栃 木	七二	二、八九〇	四三	一、五三	一一五	三、九一五
奈 良	三三	三二七	六六	六二〇	九九	九四七
三 重	八〇	九〇九	四四	五三三	一二四	一、四四二
愛 知	三九四	三、八	一三〇	三、八三	五二四	七、六三三
靜 岡	一三四	一、三三一	一七四	一、三三一	三四八	二、六四二
山 梨	三二	一、九三三	三五	二、八三	六七	四、七六六
滋 賀	六三	一、一〇	七八	五〇七	一四一	六、一〇七

道府縣	行旅病人		行旅死亡人		合計	
	人員	費用	人員	費用	人員	費用
岐 阜	五	二、五〇〇	九	三三	一四	六六
長 野	四〇	三、八	五	三〇六	四五	三三八
宮 城	六〇	一、〇〇	四	三三	六四	一、三三
福 島	一〇	二、九二六	一	一〇一	一一	三〇四
青 森	一〇七	一、五八八	二	一五五	一〇九	一、七四三
岩 手	四	四	一	一	五	六
山 形	二二	一、八四三	三〇	四三	五二	一、八八六
秋 田	一一	五三三	二五	一五七	三六	六九〇
福 井	六	二六一	一八	七	二四	一〇七
石 川	二六	一、八九九	四	三三	三〇	四二
富 山	一	六七	八	一七	九	二四
鳥 取	一五	九五四	三	二七	一八	一二
島 根	一	一、八九	二	一七	三	二四
廣 島	七三	二、五七五	二七	三二六	一〇〇	二、九〇一
山 口	九八	三、七三三	五	六六	一〇三	三、八〇〇
和 歌 山	一六五	三、一七六	七	四三	一七二	三、二一九
德 島	四	八三七	六	七	一〇	八四
香 川	一〇九	三、三三三	六	七〇	一一五	三、四〇三
愛 媛	三七	四七七	六	二六	四三	五〇三
高 知	二二	一、四六三	六	一〇	二八	一、四七三
福 岡	七六	二、二六一	九	三三	八五	二、三〇〇
大 分	四三	九、三二四	三九	四八	八二	九、三七二
佐 賀	一五	三、三二七	七	一〇	二二	三、三三九

累年行旅病人並行旅死亡人救護狀況

(社會局保護課調)

年次	行旅病人			行旅死亡人		
	救護人員	道府縣支辨	扶養義務者	支道府縣費	扶養義務者	其他の辨償
昭和二年	九、六〇三	—	—	—	—	—
同三年	八、五六二	四七、二九一	五八、二四四	三、六八八	—	—
同四年	九、一三六	五七、三二一	五八、四九六	三、七五九	—	—
同五年	一〇、三五六	五五、一三三	六〇、二六六	四、〇七	—	—
同六年	一〇、三三三	四九、六三六	五〇、九七〇	四、二五六	—	—
同七年	九、五四九	四三、三六九	四六、九一八	四、四三三	—	—
同八年	九、四八七	五二、八七〇	五二、三六五	四、七二六	—	—
同九年	七、八三一	三九、三四四	四一、一七五	四、八六九	—	—
計	七、八三一	一、五八六三	一、五八六三	四、八六九	—	—
計	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

二 罹災救助

(一) 罹災救助基金法に依る救助

災害に對する救濟制度として明治三十二年制定の罹災救助基金法(北海道罹災救助基金法は明治三十八年、沖繩縣罹災救助基金法は明治四十二年の制定)があり、同法に依つて各

道府縣に一定の基金を蓄積しその利子を以て府縣の全部又は一部に互る非常災害又は多數の人民が同一の災害に罹つた場合に救助することになつてゐる。

而て右貯蓄額は府縣(沖繩縣を除く)各五十萬圓、北海道百萬圓、沖繩縣二十萬圓であつたが、昭和十年二月十五日勅

令第二十號を以て府縣各百萬圓、北海道二百萬圓、沖繩縣四十萬圓に改正せられることとなつた。

罹災救助基金法の改正

(昭和十年二月十五日勅令第二十號)

罹災救助基金法第十五條ノ二ノ規定(之ヲ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル罹災救助基金ノ貯蓄額ハ府縣(沖繩縣ヲ除ク)ニ在リテハ百萬圓沖繩縣ニ在リテハ四十萬圓北海道地方費ニ在リテハ二百萬圓トス

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。當分ノ内務大臣及大藏大臣ハ特別ノ事情アリト認ムル縣ニ付テハ本令所定ノ貯蓄額ノ二分ノ一ヲ下ラザル限度ニ於テ別段ノ貯蓄額ヲ指定スルコトヲ得

昭和十年度罹災救助基金支出狀況

(社會局保護課調)

道府縣	避難所數		食料費		被服費		治療費		埋葬費		小屋掛費		就業費		學用品費		運搬用具費		人夫費其他	
	金額	回數	金額	回數	金額	回數	金額	回數	金額	回數	金額	回數	金額	回數	金額	回數	金額	回數	金額	回數
北海道	二〇、〇〇〇	—	五、二七六、七六二	—	九、四八三、二五三	—	八、四八〇、〇〇〇	—	四、〇〇〇、〇〇〇	—	四、〇〇〇、〇〇〇	—	三、四八四、五五五	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	三、四八二、三五五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都	—	—	三、三三三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	—	—	三、三三三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	三、三三三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	—	—	三、三三三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎	—	—	三、三三三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	三、三三三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	三、三三三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	三、三三三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	三、三三三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年別	救護回數	救護戸數	救護人員	救護費	避難所費	食料費	被服費	治療費	小掛費	就業費	學用品費	運搬用具費	人夫費	埋葬費
昭和二年	117	3,042	1,450	6,033	10,623	25,587	9,499	4,477	71,522	14,097	7,757	5,653	1,939	1,939
昭和三年	138	4,978	2,139	3,751	4,753	13,759	5,075	5,075	84,388	7,705	4,333	6,554	9,816	9,816
昭和四年	133	3,712	1,860	5,112	2,433	11,843	3,500	1,779	77,482	25,637	1,992	4,944	3,895	3,895
昭和五年	139	7,852	2,541	7,649	6,877	23,707	7,744	1,779	330,334	19,564	3,588	11,233	7,774	7,774
昭和六年	129	9,585	3,664	10,000	2,284	33,849	4,612	1,444	66,440	65,193	3,445	2,788	5,455	5,455
昭和七年	?	?	?	1,677,000	5,467	66,970	1,934	1,367	330,334	26,777	1,879	3,598	11,566	11,566
計	1,013	38,755	13,386	127,653	40,000	125,703	39,566	13,681	3,968,891	239,686	37,855	22,564	128,156	128,156

自昭和二年度罹災救助基金法に依る救助状況

(社会局保護課調)

年別	救護回數	救護戸數	救護人員	救護費	避難所費	食料費	被服費	治療費	小掛費	就業費	學用品費	運搬用具費	人夫費	埋葬費
昭和二年	117	3,042	1,450	6,033	10,623	25,587	9,499	4,477	71,522	14,097	7,757	5,653	1,939	1,939
昭和三年	138	4,978	2,139	3,751	4,753	13,759	5,075	5,075	84,388	7,705	4,333	6,554	9,816	9,816
昭和四年	133	3,712	1,860	5,112	2,433	11,843	3,500	1,779	77,482	25,637	1,992	4,944	3,895	3,895
昭和五年	139	7,852	2,541	7,649	6,877	23,707	7,744	1,779	330,334	19,564	3,588	11,233	7,774	7,774
昭和六年	129	9,585	3,664	10,000	2,284	33,849	4,612	1,444	66,440	65,193	3,445	2,788	5,455	5,455
昭和七年	?	?	?	1,677,000	5,467	66,970	1,934	1,367	330,334	26,777	1,879	3,598	11,566	11,566
計	1,013	38,755	13,386	127,653	40,000	125,703	39,566	13,681	3,968,891	239,686	37,855	22,564	128,156	128,156

同 八年度	?	?	五九、九九五	七五	一三〇、六九	三〇、九八三	一、〇八七	七、〇〇五	三三、三三	二、〇〇〇	二、五八八	一、〇八八	八七〇
同 九年度	八九九	—	—	—	三、七七一	五七、七五九	五、〇五一	四、五六一	一、〇七三	三三、四五六	五九、八六六	三、五六五	九、九〇〇
同 十年度	九八九	—	—	—	一、五五四	四一、一〇〇	七五、五二四	八三、三六六	六、五六三	一、五七三	五、八五六	八、五五五	二、五九六

(二) 罹災救助基金の充當

昭和七年九月法律第三十三號を以て罹災救助基金法が改正せられて、昭和七年度乃至同九年度に於て、同基金より救助費を支出する外、一定條件の下に基金収入より救助費其他の必要経費を控除したる残額の二分の一以内を限り救護法施行に要する経費に充當し、尙當分の間は其他の残額をも道府縣の必要なる経費に支出し得ることとなつてゐたが、連年に互る經濟界の重壓尙去らず、而も近年天災相次いで勃發し地

方に於ては特に社會事業の整備充實を圖り農村救濟事業等の施行を必要とする實情にあるので、昭和十年度に於ても従來の通り充當が認められた。昭和十年度に於ける救護費充當額は七八六、九五四圓にして、附則第二項に依る充當額は二、四四六、七一六圓、内社會事業費一、〇四二、五七八圓、農村救濟事業費四〇三、二二三圓、災害復舊費一四四、五七九圓、公債費八五六、三二六圓である。

昭和十年度罹災救助基金充當額

(社會局保護課調)

道府縣	(一)基金より		(二)救助費より		附則第二項に依る充當	合計	残額
	り生したる収入	管理費その他	を控除せる額	充當額			
北海道	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
宮城	六六、四八六	—	—	—	—	六六、四八六	—
秋田	五〇、三三四	—	—	—	—	五〇、三三四	—
山形	六二、三三三	—	—	—	—	六二、三三三	—
福島	一七、三〇六	—	—	—	—	一七、三〇六	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—	—	—	—

道府縣	(一)基金より		(二)救助費より		附則第二項に依る充當	合計	残額
	り生したる収入	管理費その他	を控除せる額	充當額			
北海道	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—	—
北海道	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—			

島根	七六、〇八四	三、五三三	五、五二一	一八、一六〇	三、二八八	一四、五三三	三六、三七七	五、五二一	—
岡山	一四、一八六	四、六三三	一四、五三三	三〇、一七〇	七五、七六五	三六、〇六七	—	—	—
広島	一四三、七二八	一、九六五	一四一、七五三	五〇、四三八	—	—	—	—	—
山口	八九、三九九	六、一八〇	八三、二一九	一七、一九八	—	—	—	—	—
徳島	八三、八〇〇	一、六四九	八二、一五一	一七、一〇八	四三、一九八	三、〇七七	—	—	—
香川	二六、七二七	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	一一、六四〇	七、八六〇	一〇三、七八〇	二、四九〇	—	—	—	—	—
高知	六八、六二八	七三	六八、五五八	九、〇〇〇	—	—	—	—	—
福岡	一四、〇九八	一一、〇一八	一三、〇九一	四六、七三三	—	—	—	—	—
佐賀	二四、四八八	一一、八三五	一〇一、九一三	七、〇九三	—	—	—	—	—
長門	五、六三九	一一、〇四五	四一、五五五	一〇、〇四〇	—	—	—	—	—
熊本	四三、九〇六	七、二〇一	三六、七〇五	一八、三三三	—	—	—	—	—
大分	五九、五九六	—	五九、五九四	八、〇五〇	—	—	—	—	—
宮崎	七七、八九六	一、七〇一	七六、一九五	八、七三四	—	—	—	—	—
鹿児島	七三、五七六	九、七九三	六八、七八六	二六、四九七	—	—	—	—	—
沖繩	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	三、八七七、九九五	四、五五、七四九	三、三三二、三四六	七八、九五四、一〇四、三七八	四、〇〇、三三三	一、四四、五七九	八、五六、三六二、四四六、七六三、三三三、六七〇	—	一、四八、七五六

三 東北振興事業

凶作と云へば、直ちに東北地方を聯想するほど、此の地方民は自然の齋す災禍の前に屈服せねばならなかつた。元來同地方は本州の東北部を占め、氣候寒冷にして春を迎ふること遅く、秋は他地方に比して早く訪れ、其の大半は數月間深雪の底に埋もれ、農を以て生業とするに最も恵まれぬ條件の多

くを有し、加ふるに僻遠に位して大消費地を距ること遠く爲に産業の發達は著しく阻碍せられ、勢ひ人文的にも立ち遅れて今日に至つた。加之周期的に襲ひきたる天災地變は同地方住民の生活を一層窮乏状態に趁ひやり、産業的に經濟的に唯萎靡沈滞の一途を辿るのみである。試みに最近に於ける記録を數へて見ても、昭和六年の大凶作、七年の三陸大震災、九年

の大冷害、十年の大水害と連年災害相踵ぐの有様である。就中昭和九年の冷害は其の被害の甚大なる點に於て到底従來の比ではなかつた。農村は云ふに及ばず、山村、漁村に於て喰ふに食なく働くに仕事無く、住民の天を仰いで長歎息する姿は、何人も涙なくして之を正視することは出来なかつた。

畏くも 天皇 皇后兩陛下に於かせられては、此の大冷害に憫む東北民の上を深く御軫念遊ばされ、昭和九年十一月十日御内帑金五十萬圓を御下賜あらせられ、更に同年十二月十七日 皇后陛下に於かせられては同地方貧困農家の乳幼児を不憫に思召され、當才の者約一萬六千名に對し著物襦袢一組宛御下賜あらせられ、重ね重ね有難き思召に國民齊しく聖恩の浩大無邊なるに感泣した次第である。

(一) 東北振興調査會

此の打續く慘害に直面して、根本的に災禍を除き振興に資すべき適切なる方策を樹立し、速に之が實現を爲すべしとする東北振興の要望は期せずして朝野に昂まつた。政府に於ても夙に東北地方振興の爲に抜本塞源の方途を考究しつゝ、あつた際であるから、朝野の識者を集めて昭和九年十二月内閣に東北振興調査會を設け、更に翌十年五月内閣に東北振興事務局（現在の東北局）を設置し、以て根本的振興對策の樹立並に之が實施に乘出すことになつた。

斯くて東北振興調査會は直ちに活動を開始し、十年一月十

日以来屢次總會を開催、其の間應急の方策及根本的方策に關し既に數項目に互つて政府に答申せられたのであるが、就中昭和十年九月十九日第七回總會に於て答申した東北興業株式會社及東北振興電力株式會社設立要綱並に昭和十一年七月八日第九回總會に於て答申した東北振興第一期綜合計畫實施要綱は其の根幹を爲すものである。是を以て、政府に於ては右諸答申に基き、昭和十年度豫算として約三百五十萬圓及十一年度豫算として約一千萬圓を計上し、既に之が實行を見、又來るべき十二年度豫算としては二千餘萬圓を計上し今議會に提出して其の實現を期してゐる次第である。

(イ) 東北振興第一期綜合計畫實施要綱

東北振興調査會は上述の如く設置以來東北振興の根本策に付鋭意調査研究を進め、東北地方の實情に鑑みて最も急を要する施設より著手し成案を得たものより直ちに答申の手續を採つたのであるが、昭和十一年七月八日第九回總會に於て綜合的根策として東北振興第一期綜合計畫實施要綱を答申したのである。即ち其の要綱は

(一) 東北振興綜合計畫の目的は東北地方に於ける産業の振興を圖りて同地方住民の生活の安定を期すると共に 國家内外の情勢に鑑み 國防上の人的及物的基礎の確立に資する爲所謂廣義國防の實を擧ぐるに在るものとす

- (一) 本計畫は東北地方住民の自力更生と相俟つて始めて其の目的を達成し得べきものにして國費多端の今日徒らに其の費額の多大なるを望むべからざるは固よりなるも政府は前項の趣旨に鑑み之が經費の支出に關し其の目的達成上遺憾なきを期するものとす
- (二) 本計畫は差當り昭和十二年度以降五箇年を以て第一期と爲し繼續實施するを要するものとす
- (四) 東北振興第一期綜合計畫は五箇年間の事業に對する政府豫算額約三億圓を以て之を實施するものとす
- (五) 東北六縣の負擔部分に對しては國に於て低利資金の融通を爲すと共に其の利子を補給し又は必要に依り元利を補給するものとす
- (六) 本計畫として實施すべき事項は概ね別記東北振興第一期綜合計畫要綱中に掲ぐるものたることを要するものとす
- (七) 本計畫實施に要する經費は東北地方振興費たるの趣旨を明らかにし繼續費として關係各省の豫算に計上するものとす尙本經費は必要に應じ公債收入に依ることを得るものとす
- (八) 本計畫の豫算の執行其の他施設の實施に關しては内閣東北振興事務局(現在の東北局)に於て之が連絡統一に努むるものとす

等の諸項目であつて、此の趣旨のもとに左記三十の施設項目に付て夫々詳細なる實施方針を確立したのである。

一、道路の新設及改修

- 二、港灣の修築
- 三、鐵道網の整備改善及鐵道運賃の輕減
- 四、治水事業
- 五、津浪等防備施設の整備
- 六、荒廢地復舊事業
- 七、災害防止林の造成
- 八、林道の開設公私有林造成及農業用採草地の改良其の他施設改善
- 九、國有林野の開放
- 十、耕地改良事業
- 十一、開墾事業
- 十二、自作農の創設維持
- 十三、畜産施設の整備
- 十四、水産施設の整備
- 十五、農山漁村經濟更生の促進
- 十六、産業試験研究指導機關の整備
- 十七、工業振興施設の整備
- 十八、商業振興施設の整備
- 十九、鑛業振興施設の整備
- 二十、農村工業及副業施設の整備
- 二十一、航空施設の整備
- 二十二、航路及航路標識の整備
- 二十三、海洋觀測及測候施設並に陸地測量施設の整備
- 二十四、學校教育及社會教育施設の整備

- 二十五、社會施設の整備
- 二十六、負債整理の促進
- 二十七、金融施設の整備改善
- 二十八、租税其の他公課の輕減
- 二十九、地方團體財政の援助
- 三十、東北關係行政機構の整備

政府に於て明年度豫算として目下帝國議會に提出中の二千餘萬圓の經費は右の趣旨に基いて其の實現を圖つたものである。然し本計畫の實現としては未だ必ずしも十分と云ふことは出來ないので、今後更に一層の努力を要するものである。

(ロ) 東北興業株式會社及東北振興電力株式會社設立

東北地方振興の徹底を期する爲には、既に述べたやうに行政的の立場から各種の施設又は援助を爲すことが必要であることは勿論であるが、更に之等の施設と併行して事業的の立場から、或は資源の開発有利事業の促進等を圖り或は各種産業發展の基礎的要件たる電力を低廉豊富に供給する等、政府と民間との中間的立場に立ち東北振興の第一線に活躍する所の特殊會社を設立することは極めて緊要と認められる。東北振興調査會に於ても夙に此の點に著眼して、昭和十年九月十九日第七回總會に於て東北興業株式會社及東北振興電力株式會社設立要綱を可決答申したのである。仍つて政府に於ては直ちに之に關する法律案其の他の準備に著手し、成案を得て

之を第六十九回帝國議會に提出し其の協賛を經、昭和十一年六月一日より之を實施するに至つたのである。次いで政府に於ては同日附を以て會社設立委員を任命したので、同委員は直ちに會社設立の準備に著手し同年十月七日創立總會を終了し完全に會社の成立を見るに至つた。之と同時に政府より役員即ち東北興業株式會社の總裁、副總裁(各一名)理事(三名)及東北振興電力株式會社の社長、副社長(各一名)理事(三名)の任命が行はれ、今日兩會社共各其の使命に邁進しつゝある次第である。兩會社の役員の人選に付ては政府は兩會社の使命に鑑みて極めて慎重に官民の差別なく廣く人材を求めの方針の下に人選を行ひ、兩會社の使命達成に遺憾なきを期した。

東北興業株式會社の設立目的は、曩に述べたやうに東北振興に關する政府の各種の施設と相俟つて、各種の産業に互つて統一の方針の下に資源開發利用と經濟の振興を圖らんとするもので、(イ)肥料工業其の他電氣化學工業 (ロ)水産、鑛産資源の開発事業 (ハ)水面埋立事業 (ニ)農村工業 (ホ)其の他東北地方振興に關する諸事業等を會社自ら經營し、或は之等の諸事業に投資其の他の助成を爲すことを其の事業目的と定められてゐるので、其の活動範圍は極めて廣汎に互つて居り東北振興の目的を達成するのに遺憾なきを期して居る。本會社に於ては其の成立以來上述の諸事業に關する運營

の具體案を樹立することに鋭意努力して居るので、遠からず實行に著手されるのも尠くないであらう。

次に東北振興電力株式會社の設立目的は低廉豊富なる電力を供給して東北地方の産業の發展と經濟の振興とを圖らんとするものであることは既に述べた所である。惟ふに同地方に於ける電氣事業は概ね規模が小さく建設費も高く、其の施設は局部的に止まり、事業相互間の送電連絡不十分である等著しく施設經營上の弾力性に乏しく、各種の需要を綜合し水力發電の大規模開發を爲す等發送電施設の經濟化を企圖することとは極めて困難な状態に在るので、本會社の設立に依つて有利な水力地點を合理的に開發し、以て低廉豊富な電力を供給せんとするものである。本會社の事業計畫を見るに、會社は差當り昭和十一年から昭和二十年に至る十年間に阿武隈川、田澤湖外數ヶ所に水力發電所出力約十五萬キロワットを開發し、同時に其の電力を供給するに必要な送電線路、變電所を建設して發電所落成と共に逐次營業を開始し、又必要に應じて補給の火力發電所をも建設して水力の有効なる利用を圖る豫定である。而して低廉豊富なる電力の供給は産業發展上一日も早く其の實現を希望せられるものであるから、事情の許す限り本計畫を繰上げ實施する方針を定め、昨年十月會社成立と同時に著々事業を進めつゝあるが、既に阿武隈川發電所に於ては測量設計を了し工事を開始して居り、岩手縣閉伊

川發電所及青森縣奥入瀬川發電所も測量設計を完了し、雪融けを俟つて直ちに工事を開始する運になつて居り、又田澤湖發電所其他に於ても著々準備を進めつゝあるから、當初の十年計畫は相當短縮されるものと期待されてゐる。

東北興業株式會社

- 一、設立趣意書
- 二、事業目論見書
- 三、收支計算書

一、設立趣意書

東北地方の窮乏は既に年久しき問題にして偶々昭和九年の冷害に因る凶作の結果は特に朝野一般の耳目を惹くに至れり當時政府に於ては取敢へず之に對する應急處置を講じたるが更に恒久的の振興方策を樹立する爲昭和九年十二月内閣に東北振興調査會を設置せり爾來同調査會は東北地方振興の根本方策に付鋭意調査攻究を重ね其の一端として政府に對し同地方に株式會社設置の必要なる所以を答申せり政府亦東北地方の深刻なる窮乏の徹底的打開を期するが爲には殖産興業を目的とする特殊の興業會社を設立し之をして政府の施設と相俟ち各産業に亘りて統一的方針の下に資源の開發利用を圖らしむるを最も緊要なりと認め茲に東北興業株式會社を創設するに決せり

本會社は斯くの如く特殊の使命を有する株式會社にして其の目的を達成する爲肥料工業其他電氣化學工業を始めとして水産及礦産の資源開發事業、水面埋立事業、農村工業其他東北地方振興に關

五、其他東北地方振興に關する諸事業

第二事業資金

株金 三千萬圓

但し株式の總數を六十萬株とし一株の金額を金五十圓とす

丙

一、東北六縣引受株金額 一五、〇〇〇、〇〇〇圓

二、一般募集株金額 一五、〇〇〇、〇〇〇圓

但し第一回拂込は一株に付金十二圓五十錢總額金七百五十萬圓とす

第三事業計畫

一、肥料工業

(イ) 石炭窒素の製造

東北振興電力株式會社に於て阿武隈川地點を中心とする發電計畫あるを以て該發電所より電力の供給を受け石炭窒素肥料の製造を爲す

(ロ) 硫安の製造

東北振興電力株式會社に於て田澤地點を中心とする發電計畫あるを以て該發電所より電力の供給を受け硫安肥料の製造を爲す

二、水産工業

(イ) 大型漁船の建造貸付

東北地方に於ける水産資源開發事業の一端として大型漁船を建造し之を六縣下の漁業者に低廉なる使用料に依り貸付くるものとす

(ロ) 漁船用發動機の製造

する諸事業を自ら經營し又は之に對する投資其他の助成を爲すものとす而して會社の資本金額は三千萬圓なるも必要ある場合に於ては資本金額の五倍に達するまで東北興業債券を發行し得るものなり政府は本會社設立の趣旨に鑑み其の配當金が第三營業年度迄は年四分に第四營業年度以降に在りては年六分に達せざるときは創立初期より十五年を限り之に達せしむべき金額を補給し以て本會社の健全なる發展を期せり

本會社事業の運營に關して政府亦大に意を用ひ總裁は自ら之を任命する外監理官を設け常時其の業務を監視せしむると共に定款の設定變更、事業計畫、社債の募集、利益金の處分等重要事項に付ては認可を受けしむることとせり

本會社の創設は上述の如く東北地方振興なる國家の政策に出發するものにして従つて本會社の事業は國家の特別なる庇護と監督の下に極めて堅實に經營せらるるものにして眞に有利なる投資の目標なりと謂ふべし曷くは大方の士、本會社設立の趣旨を諒とせられ株式の引受を爲し以て本事業の援助に力を致されんことを

二、事業目論見書

第一事業目的

東北興業株式會社法の規定に基き左の事業の經營又は之に對する投資其他の助成を爲すものとす

- 一、肥料工業其他電氣化學工業
- 二、水産及礦産の資源開發事業
- 三、水面埋立事業
- 四、農村工業

第五章 救護事業

東北地方には現在優良發動機の製造工場なく之が供給を關西地方より受けつつあり依つて發動機製造の工場を經營し之が供給及其の修繕を爲さんとす

三、鑛産事業

(イ) 金銀鑛の製鍊

有望地帯に製鍊場を建設し附近の鑛山より買鑛し以て製鍊を行ふものとす

(ロ) 金銀鑛區の開發

金銀鑛製鍊場の處理鑛石の一部を充す爲必要に應じ適當なる鑛區を買收し之を開發せんとす

(ハ) 硫黄、硫化鐵鑛區の開發

硫安工場に於て使用する硫黄又は硫化鐵を供給する爲適當なる硫黄、硫化鐵鑛區を買收し之を開發せんとす

四、水面埋立事業

東北地方港灣の發展に必要な水面埋立事業を有望地點に付實施せんとす

五、農村工業

農村工業用の機械器具を出来る限り安價に供給する爲差當り鑛、鑛詰機械、織機等の製造を爲さんとす

六、事業費

前各項に記載する事業を實施するに要する事業費の豫想概算額は左表の如き見込みなり而して其の資金には第一回拂込株金七、五〇〇、〇〇〇圓を以て之に充て第三年、第四年及第八年に於て各四分の一宛の拂込を爲さしめ其の他は東北興業債券の發行又は借入金

に依る等適宜の處置を採るべし但し事情に依り社債又は借入金を以て株金の拂込に代ふることあるべし

事業費概算年度別豫定表

年次	収入	支出	差引利益	配當年率
第一年度	五、八〇〇、〇〇〇	一、九一〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	四分
第二年度	七、四三〇、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇	三、五二〇、〇〇〇	四分
第三年度	一、三三九、〇〇〇	六、三五〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	四分
第四年度	二、三三三、〇〇〇	六、八一〇、〇〇〇	一、五七七、〇〇〇	四分
第五年度	二、二〇九、〇〇〇	六、五八〇、〇〇〇	一、五七九、〇〇〇	四分
第六年度	二、三六〇、〇〇〇	六、三六〇、〇〇〇	一、五九〇、〇〇〇	四分
第七年度	二、三三七、〇〇〇	六、八五〇、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇	四分
第八年度	二、八八六、〇〇〇	七、二二〇、〇〇〇	二、一〇六、〇〇〇	四分

九年 二、八八一、〇〇〇 七、七一〇、〇〇〇 一、〇二〇、〇〇〇 六分
 第十年 一、八四〇、〇〇〇 九、九一〇、〇〇〇 一、〇九〇、〇〇〇 六分

備考 収入ニハ政府補助金ヲ含ム

東北興業株式會社定款

(昭和十一年六月十八日認可)

第一章 總 則

本會社ハ東北興業株式會社法ニ依り設立シ東北興業株式會社ト稱ス

第二條 本會社ハ東北地方ノ振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル殖産興業ニ關スル業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

第三條 本會社ノ資本ハ三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第四條 本會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第五條 本會社ハ本店ヲ仙臺市ニ支店ヲ東京市ニ置ク

第六條 本會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第七條 本會社ノ公告ハ官報並ニ本店所在地ニ於テ所轄裁判所ガ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テス

第二章 株 式

第八條 本會社ノ株式ハ六十萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第九條 本會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セ

ザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得
 第十條 本會社ノ株主ニシテ前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ會社ニ通知シ且其ノ資格喪失ノ日ヨリ二箇月以内ニ其ノ株式ヲ他ニ讓渡スルコトヲ要ス
 株主前項ノ規定ニ違反シテ其ノ株式ノ讓渡ヲ爲サザルトキハ本會社ハ一週間ヲ下ラザル一定ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡スベキ旨及讓渡サザルトキハ其ノ株式ヲ本會社ニ提出スベキ旨ノ催告ヲ爲スモノトス
 前項ノ規定ニ依り株券ノ提出ヲ受ケタルトキハ本會社ハ其ノ株式ヲ賣却ス
 株主第二項ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡サズ又ハ株券ノ提出ヲ爲サザリシ場合ニ於テハ本會社ハ其ノ株式ノ無効ヲ公告シ新株券ヲ發行シテ之ニ依リテ其ノ株式ヲ賣却ス
 前四項ノ規定ニ依ル株式ノ讓渡ニ關スル株券ノ名義書換ハ第十九條ノ名義書換停止期間中ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得
 第三項又ハ第四項ノ賣却ニ依ル賣得金ハ遲滞ナク之ヲ從前ノ株主ニ交付ス但シ賣却及公告ニ要シタル費用ハ之ヲ控除ス
 第十一條 本會社ノ株券ハ一株券、十株券、五十株券、百株券及千株券ノ五種トス
 第十二條 株金拂込ハ一株ニ付第一回ヲ十二圓五十錢トシ第二回以後ノ拂込ハ必要ニ應ジ總裁其ノ拂込ノ金額及期日ヲ定メ少クトモ三十日前ニ各株主ニ之ガ通知ヲ發スルモノトス
 第十三條 株主株金拂込期間内ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支

第五章 救護事業

拂フモノトス

第十四條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノトキ其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ
第十五條 會社其ノ他公私ノ法人ガ本會社ノ株式ヲ所有スルトキハ其ノ代表者ヲ定メ本會社ノ株主名簿ニ之ガ記載ヲ受クベシ

第十六條 株式ノ讓渡ニ依リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者連印ノ書面ヲ作成シ之ニ株式及本會社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添ヘ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

改氏名、相續其ノ他ノ事由ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ前項ニ準ジテ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ
第十七條 株式ノ種類ノ變更ヲ爲サントスル株主ハ株式引換請求書ニ株式ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ

株式ヲ亡失シタル株主ハ其ノ事由ヲ記シタル書面ヲ作成シ本會社ニ於テ適當ト認ムル保證人二名以上ノ連印ヲ以テ本會社ニ新株式交付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ直ニ其ノ旨ヲ公告シ三十日ヲ經ルモ異議ヲ申立ツル者ナキニ限り新株式ヲ交付スルモノトス

株式汚損又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ記シ株式ヲ添ヘ本會社ニ之ヲ提出シ新株式ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ本會社其ノ眞偽ヲ鑑別シ難キトキハ株式亡失ノ例ニ依ル
第十八條 株式ノ名義書換ノ手数料ハ株式一通ニ付二十錢トシ株式ノ引換其ノ他新株式ノ交付ノ手数料ハ新株式一通ニ付五十錢トス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ本會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ本會社ノ業務ヲ監査ス

第二十九條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス
理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス
第三十條 理事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ總會ニ於テ株主中ヨリ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ其ノ後任者ヲ命ジ前任者ノ殘任期間其ノ職ニ就カシム

第三十一條 監事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ總會ニ於テ株主中ヨリ其ノ後任者ヲ選任シ前任者ノ殘任期間其ノ職ニ就カシム
第三十二條 本會社ニ參與若干名ヲ置クコトヲ得

參與ハ本會社ノ重要ナル業務ニ關シ總裁ノ諮問ニ應ズルモノトス
參與ハ總裁之ヲ囑託シ無給トス

第三十三條 本會社ハ其ノ事業ノ經營又ハ之ニ對スル投資其ノ他ノ助成ヲ爲スモノトス
一、肥料工業其ノ他電氣化學工業
二、水産及礦産ノ資源開發事業
三、水面埋立事業
四、農村工業
五、其ノ他東北地方振興ニ關スル諸事業

第十九條 本會社ハ六月一日ヨリ定時總會終結ノ日迄株式讓渡ニ因ル株式ノ名義書換ヲ停止ス
前項ノ外特ニ必要アルトキハ豫メ公告ノ上株式ノ讓渡ニ因ル株式ノ名義書換ヲ停止スルコトアルベシ

第三章 株主總會
第二十條 本會社ノ定時株主總會ハ毎年六月臨時株主總會ハ必要アル毎ニ總裁之ヲ召集ス
總會ノ日時及場所ハ總裁之ヲ定ム

第二十一條 總會ノ議長ハ總裁之ニ當ル總裁事故アルトキハ副總裁之ニ當リ總裁副總裁共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人之ニ當ル
第二十二條 株主ハ本會社ノ他ノ株主ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本會社ニ委任狀ヲ差出スベシ

第二十三條 總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ゲズ
第二十四條 總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲スモノトス但シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十五條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルモノトス
第二十六條 總會ノ議事ノ要領ハ總會決議録ニ記載シ議長及議長ノ指名シタル出席株主二名以上之ニ記名捺印スベシ

第四章 役員
第二十七條 本會社ハ總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク
第二十八條 總裁ハ本會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

第六章 東北興業債券

第三十四條 本會社ハ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ限り東北興業債券ヲ發行スルコトヲ得東北興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ第二十四條ノ規定ニ依ル株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第三十五條 東北興業債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クルモノトス
第三十六條 東北興業債券ハ無記名式トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名式ト爲スコトヲ得

第三十七條 東北興業債券ノ所有者ハ本會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ヲ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス
第三十八條 本會社ハ社債借換ノ爲一時第三十四條ノ制限ニ依ラズ東北興業債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一箇月以內ニ其ノ社債總額ニ相當スル舊東北興業債券ヲ償還スベキモノトス

第三十九條 無記名東北興業債券ヲ亡失シタルトキハ新債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ請求アリタルトキハ本會社ハ請求人ノ費用ヲ以テ公示催告ノ手續ヲ爲シ無効ノ宣告アリタル後ニ非ザレバ之ヲ交付セズ但シ天災事變其ノ他避クベカラザル事由ニ因リ滅失シタルコト明確ナル場合ニ於テハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

第四十條 第十六條ノ規定ハ記名東北興業債券ノ名義書換ノ場合ニ第十七條第二項及第三項ノ規定ハ記名東北興業債券ヲ亡失シタル場合ニ第十七條第四項ノ規定ハ東北興業債券ヲ汚損又ハ毀損シタル場合ニ第十八條ノ規定ハ東北興業債券ノ名義書換及債券ノ引

換其ノ他新債券ノ交付ノ手數料ニ之ヲ準用ス

第七章 計算

第四十一條 本會社ノ營業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第四十二條 本會社ハ當該年度總益金(政府ヨリノ補助金ヲ含ム)ヨリ總損金(政府ヘノ償還金ヲ含ム)ヲ控除シタル殘餘ヲ以テ利益金トス

第四十三條 本會社ノ利益金ハ左ノ方法ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分スルモノトス

- 一 法定準備金
- 二 役員賞與金
- 三 利益金額ヨリ前二號ノ金額ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ株主ニ配當シ又ハ後期繰越金ト爲スベシ

第四十四條 本會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ在リテハ百分ノ四、第四營業年度以降ニ在リテハ百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ第十五營業年度迄之ニ達セシムベキ金額ハ政府ノ補助ヲ受タルモノトス但シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合各營業年度ヲ通ジテハ五百五十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ前項ノ規定ニ依リ補助金ノ償還ニ充ツルモノトス

第十五營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂

込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ年百分ノ六ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分ノ九ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ金額ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツルモノトス

第二項ノ規定ニ依リ補助金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依リ積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依リ補助金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第四十五條 株主配當金ハ六月一日現在ノ株主名簿ニ登錄セラレタル株主ニ之ヲ支拂フモノトス

配當金ノ拂渡期日及場所ハ總裁之ヲ定メ株主ニ通知スルモノトス

附則

第四十六條 本會社ノ設立費用ハ八萬圓ヲ限度トス

前項ノ金額中政府ノ立替ニ係ルモノハ政府ニ之ヲ返納スルモノトス

東北興業株式會社法

(昭和十一年五月二十七日公布)
法律第十十五號

第一章 總則

第一條 東北興業株式會社ハ東北地方ノ振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル殖産興業ヲ目的トスル株式會社トス

第二條 東北興業株式會社ノ資本ハ三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 東北興業株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第四條 東北興業株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第五條 東北興業株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章 役員

第六條 東北興業株式會社ニ總裁各一人理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第七條 總裁ハ東北興業株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ東北興業株式會社ノ業務ヲ分掌ス監事ハ東北興業株式會社ノ業務ヲ監査ス

第八條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス第九條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 營業

第十條 東北興業株式會社ハ左ノ事業ノ經營又ハ之ニ對スル投資其

ノ他ノ助成ヲ爲スモノトフ

一 肥料工業其ノ他電氣化學工業

二 水産及鑛産ノ資源開發事業

三 水面埋立事業

四 農村工業

五 其ノ他東北地方振興ニ關スル諸事業

第四章 東北興業債券

第十一條 東北興業株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ限リ東北興業債券ヲ發行スルコトヲ得

東北興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第十二條 東北興業債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十三條 東北興業債券ハ無記名式トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名式トナスコトヲ得

第十四條 東北興業債券ノ所有者ハ東北興業株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第十五條 東北興業株式會社ハ社債借換ノ爲一時第十一條ノ制限ニ依ラズ東北興業債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月以内ニ其ノ社債總額ニ相當スル舊東北興業債券ヲ償還スベシ

第五章 準備金

第十六條 東北興業株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第五章 救護事業

第六章 政府ノ監督及補助

- 第十七條 政府ハ東北興業株式會社ノ業績ヲ監督ス
- 第十八條 東北興業株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ
- 第十九條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
- 第二十條 東北興業株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第二十一條 東北興業株式會社事業計畫ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ
- 第二十二條 政府ハ東北興業株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ東北地方振興上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第二十三條 政府ハ東北興業株式會社監理官ヲ置キ東北興業株式會社ノ業務ヲ監視セシム
- 第二十四條 東北興業株式會社監理官ニ何時ニテモ東北興業株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得
- 東北興業株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ東北興業株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
- 東北興業株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 第二十五條 政府ハ東北興業株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

- 第二十六條 東北興業株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ在リテハ年百分ノ四、第四營業年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ第十五營業年度迄之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合各營業年度ヲ通ジテハ五百五十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ
- 第十五營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ年百分ノ六ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ全額ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ
- 第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該年度ノ利益金ト看做ス
- 前二項ノ規定ニ依リ積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依リ補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第七章 罰則

- 第二十七條 東北興業株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ
- 一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルト

キ

- 二 第十條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ
 - 三 第十一條ノ規定ニ違反シ東北興業債券ヲ發行シタルトキ
 - 四 第十五條ノ規定ニ違反シ東北興業債券ノ償還ヲ爲サザルトキ
 - 五 第二十二條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ
 - 第二十八條 東北興業株式會社ノ總裁副總裁及理事第九條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス
 - 第二十九條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス
- 附 則
- 第三十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十一年六月一日ヨリ施行)
 - 第三十一條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北興業株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
 - 第三十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ
 - 第三十三條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ
 - 第三十四條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株主申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ
 - 第三十五條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
 - 前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ
 - 第三十六條 創立總會ニ於テハ第八條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選

第五章 救護事業

- 學及監事ノ選任ヲ行フベシ
 - 第三十七條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ東北興業株式會社總裁ニ引渡スベシ
 - 第三十八條 登録税法第六條第一項第十一號中「又ハ東洋拓殖債券」ヲ「東洋拓殖債券又ハ東北興業債券」ニ改ム
- 東北振興電力株式會社
- 一 設立趣意書
 - 二 事業目論見書
 - 三 收支計算書
 - 一 設立趣意書
- 東北地方の窮乏は既に年久しき問題にして偶々昭和九年の冷害に因る凶作の結果は特に朝野一般の耳目を惹くに至れり當時政府に於ては取敢へず之に對する應急的處置を講じたるが更に恒久的の振興方策を樹立する爲昭和九年十二月内閣に東北振興調査會を設置せり爾來同調査會は東北地方振興の根本方策に付鋭意調査研究を重ね兼に其の一端として政府に對し同地方に特殊會社設置の必要なる所以を答申せり政府亦東北地方の産業の開發と經濟の振興とを圖るが爲特殊の電力會社を設立し之をして未開發水力の尙極めて大なる同地方の有利なる水力地點を開發せしめ各種産業發達の基礎的要件たる低廉にして豊富なる電力を供給せしむるの最も緊要なるを認め茲に東北振興電力株式會社を創設するに決せり
- 本會社は資本金三千萬圓を以て東北地方に數箇所の水力發電所を建設し出力合計約十五萬キロワットを開發して低廉なる電力を供給

するを目的とし必要に應じては補給用の火力発電所をも建設し水力の有効なる利用を圖るものとす而して政府は本會社事業の健全なる發展を期する爲其の配當金が第三營業年度迄は年四分に、第四營業年度以降に在りては年六分に達せざる時は本會社の創立初期より十年を限り之に達せしむべき金額を補給す尙東北地方に於ける發電用水利權は將來原則として本會社に對してのみ之を特許する政府の方針を以て本會社の經營は此の點に於て獨占的地位を有するものとす

政府は社長及副社長を任命すると共に監理官を設け常時其の業務を監視せしむるの外定款の設定變更事業計畫債の募集利益金の處分等重要事項に付ては認可を受けしむることとせり

本會社の創設は上述の如く東北地方振興なる國家の政策に出發するものに従つて本會社の事業は國家の特別な庇護と監督との下に極めて堅實に經營せらるるものにして眞に有利なる投資の目標なりと謂ふべし冀くは大方の士本會設立の趣旨を諒とせられ株式の引受を爲し以て本事業の援助に力を致されんことを

二 事業目録見書

第一 事業目的

東北振興電力株式會社法の規定に基き東北地方の振興を圖る爲同地方に於ける電氣事業を經營するを目的とす

第二 事業資金

株金 三千萬圓
但し株式の總數を六十萬株とし一株の金額を五十圓とす

内

- 一、東北興業株式會社引受株金額最低 一〇、〇〇〇、〇〇〇圓
 - 二、一般募集株金額 殘額
- 但し第一回拂込は一株に付金十二圓五十錢總額金七百五十萬圓とす

第三 事業計畫

一、工事計畫

昭和十一年より昭和二十年に至る十年間に左の工事を施行し發電所落成と共に逐次營業を開始す

(イ) 阿武隈川、田澤湖外數ヶ所に水力發電所合計約十五萬キロワットを開發す

(ロ) 電力供給に必要な送電線及變電所を建設す

二、發生電力消化

發生電力の一部は東北興業株式會社事業に供給し他の一部は本會社の施設する送電幹線に依り既設事業者に供給し之をして一般の需用に充つ(既設事業者を経て供給することが設備の關係上不經濟と爲るが如き場合には許可を得て直接需用者に供給す)るものとす

三、工事費

毎年支出する工事費豫想額は次表の如き見込みなり而して其の資金には第一回拂込株金七百五十萬圓を以て之に充て第二年度九百三十萬圓(一株十五圓五十錢) 第三年度四百二十萬圓(一株七圓) 第六、七、八年度各三百萬圓(一株五圓)宛の拂込を爲し其の他は適宜社債又は借入金に俟つものとす但し事情に依り社債又は借

入金を以て株金の拂込に代ふることあるべし

工事費概算年度別確定表

年 度	毎年支出額(圓)	累計額(圓)
第一 年	三、八六〇、〇〇〇	三、八六〇、〇〇〇
第二 年	六、九三三、〇〇〇	一〇、七九三、〇〇〇
第三 年	一一、一三三、〇〇〇	二一、九二六、〇〇〇
第四 年	三、七五〇、〇〇〇	二七、六七六、〇〇〇
第五 年	四、五五九、〇〇〇	三二、二三五、〇〇〇
第六 年	五、七九九、〇〇〇	三八、〇三四、〇〇〇
第七 年	七、三三三、〇〇〇	四五、三六七、〇〇〇
第八 年	六、九三九、〇〇〇	五二、三〇六、〇〇〇
第九 年	三、七九六、〇〇〇	五五、九五五、〇〇〇
第十 年	二、一四七、〇〇〇	五八、一〇二、〇〇〇

三 收支計算書

年 度	收 入(圓)	支 出(圓)	差引利益(圓)	配當年率
第一 年	三、四四〇、〇〇〇	五九、〇〇〇	一、八五、〇〇〇	四分
第二 年	五、八七〇、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	四、七九〇、〇〇〇	四分
第三 年	一、〇七一、〇〇〇	二、五五〇、〇〇〇	七九六、〇〇〇	四分
第四 年	二、三三三、〇〇〇	九七、〇〇〇	一、三三八、〇〇〇	四分
第五 年	二、三三三、〇〇〇	一、四九三、〇〇〇	一、三三八、〇〇〇	四分
第六 年	三、三三三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四三三、〇〇〇	四分
第七 年	四、〇〇〇、〇〇〇	二、四七七、〇〇〇	一、六二二、〇〇〇	四分
第八 年	四、六三三、〇〇〇	二、八八一、〇〇〇	一、八〇二、〇〇〇	四分

第五章 救護事業

第九 年	五、八六〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	一、八九四、〇〇〇	六分
第十 年	五、八〇七、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇	一、九〇七、〇〇〇	六分

備考 收入中には政府補給金を含む

東北振興電力株式會社定款

(昭和十一年六月十六日認可)

第一章 總 則

第一條 本會社ハ東北振興電力株式會社法ニ依り設立シ東北振興電力株式會社ト稱ス

第二條 本會社ハ東北地方ノ振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル電氣事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第三條 本會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ミ又ハ東北地方ニ於ケル他ノ電氣事業ニ投資スルコトヲ得

第四條 本會社ハ本店ヲ仙臺市ニ支店ヲ東京市ニ置ク

第五條 本會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第六條 本會社ノ公告ハ官報並ニ本店所在地ニ於テ所轄裁判所ガ商業登記事項ヲ公告スル新聞紙ヲ以テス

第二章 株 式

第七條 本會社ノ株式ハ六十萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第八條 本會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ

資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第九條 本會社ノ株主ニシテ前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ會社ニ通知シ且其ノ資格喪失ノ日ヨリ二箇月以内ニ其ノ株式ヲ他ニ讓渡スルコトヲ要ス

株主前項ノ規定ニ違反シテ其ノ株式ノ讓渡ヲ爲サザルトキハ本會社ハ二週間ヲ下ラザル一定ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡スベキ旨及讓渡セザルトキハ其ノ株式ヲ本會社ニ提出スベキ旨ノ催告ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ニ依リ株式ノ提出ヲ受ケタルトキハ本會社ハ其ノ株式ヲ賣却ス

株主第二項ノ期間内ニ其ノ株式ヲ讓渡セズ又ハ株式ノ提出ヲ爲サザリシ場合ニ於テハ本會社ハ其ノ株式ノ無効ヲ公告シ新株券ヲ發行シテ之ニ依リテ其ノ株式ヲ賣却ス

前四項ノ規定ニ依ル株式ノ讓渡ニ關スル株式ノ名義書換ハ第十條ノ名義書換停止期間中ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

第三項又ハ第四項ノ賣却ニ依リ賣得金ハ遲滞ナク之ヲ從前ノ株主ニ交付ス但シ賣却及公告ニ要シタル費用ハ之ヲ控除ス

第十條 本會社ノ株式ハ一株式、十株式、五十株式、百株式及千株式ノ五種トス

第十一條 株金拂込ハ一株ニ付第一回ヲ十二圓五十錢トシ第二回以後ノ拂込ハ事業ノ必要ニ應ジ社長其ノ拂込ノ金額及期日ヲ定メ少クトモ三十日前ニ各株主ニ之ガ通知ヲ發スルモノトス

第十二條 株主株金拂込期間内ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ

拂込ムベキ金額ニ對シ百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂フモノトス

第十三條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノトキ其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ツベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十四條 會社其ノ他公私ノ法人ガ本會社ノ株式ヲ所有スルトキハ其ノ代表者ヲ定メ本會社ノ株主名簿ニ之ガ記載ヲ受クベシ

第十五條 株式ノ讓渡ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者連印ノ書面ヲ作成シ之ニ株式及本會社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添ヘ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

改氏名、相續其ノ他ノ事由ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ前項ニ準ジテ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベシ

第十六條 株式ノ種類ノ變更ヲ爲サントスル株主ハ株式引換請求書ニ株式ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ

株式ヲ亡失シタル株主ハ其ノ事由ヲ記シタル書面ヲ作成シ本會社ニ於テ適當ト認ムル保證人二名以上ノ連印ヲ以テ本會社ニ新株券交付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ直ニ其ノ旨ヲ公告シ三十日ヲ經ルモ異議ヲ申立ツル者ナキトキニ限り新株券ヲ交付ス

株券汚損又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其ノ事由ヲ記シ株式ヲ添ヘ本會社ニ之ヲ提出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ本會社其ノ眞偽ヲ鑑別シ難キトキハ株式亡失ノ例ニ依ル

第十七條 株式ノ名義書換ノ手数料ハ株式一通ニ付二十錢トシ株式

ノ引換其ノ他新株券ノ交付ノ手数料ハ新株券一通ニ付五十錢トス

第十八條 本會社ハ六月一日ヨリ定時總會終結ノ日迄株式讓渡ニ因ル株式ノ名義書換ヲ停止ス

前項ノ外特ニ必要アルトキハ豫メ公告ノ上株式ノ讓渡ニ因ル株式ノ名義書換ヲ停止スルコトアルベシ

第三章 株主總會

第十九條 本會社ノ定時株主總會ハ毎年六月臨時株主總會ハ必要アル毎ニ社長之ヲ招集ス

總會ノ日時及場所ハ社長之ヲ定ム

第二十條 總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長事故アルトキハ副社長之ニ當リ社長副社長共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人之ニ當ル

第二十一條 株主ハ本會社ノ他ノ株主ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本會社ニ委任狀ヲ差出スベシ

第二十二條 總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ妨ゲズ

第二十三條 總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲スモノトス但シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルモノトス

第二十五條 總會ノ議事ノ要領ハ總會決議録ニ記載シ議長及議長ノ指名シタル出席株主二名以上之ニ記名捺印スベシ

第二十六條 本會社ニ社長副社長各一人理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第五章 救護事業

第二十七條 社長ハ本會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ本會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ本會社ノ業務ヲ監査ス

第二十八條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第二十九條 理事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ總會ニ於テ株主中ヨリ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ其ノ後任者ヲ命ジ前任者ノ殘任期間其ノ職ニ就カシム

第三十條 監事中缺員ヲ生ジ補缺ノ必要アルトキハ總會ニ於テ株主中ヨリ其ノ後任者ヲ選任シ前任者ノ殘任期間其ノ職ニ就カシム

第三十一條 本會社ニ參與若干名ヲ置クコトヲ得

參與ハ本會社ノ重要ナル業務ニ關シ社長ノ諮問ニ應ズルモノトス

參與ハ社長之ヲ囑託シ無給トス

第三十二條 本會社ノ營業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第三十三條 本會社ハ當該年度總益金（政府ヨリノ補助金ヲ含ム）ヨリ總損金（政府ヘノ償還金ヲ含ム）ヲ控除シタル殘餘ヲ以テ利益金トス

第三十四條 本會社ノ利益金ハ左ノ方法ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ之上ヲ置ク

ヲ處分スルモノトス

一 法定準備金

二 役員賞與金

三 利益金額ヨリ前二號ノ金額ヲ控除シタル殘餘ハ之ヲ株主ニ配當シ又ハ後期繰越金ト爲スベシ

第三十五條 本會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ在リテハ年百分ノ四、第四營業年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ第十營業年度迄之ニ達セシムベキ金額ハ政府ノ補給ヲ受クルモノトス但シ其ノ額ハ毎營業年度ニ於テハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合各營業年度ヲ通ジテハ五百五十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツルモノトス

第十營業年度迄毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ年百分ノ六ヲ超ユル額ニ付テハ其ノ金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分ノ九ヲ超ユル金額ニ付テハ其ノ全額ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツルモノトス

第二項ノ規定ニ依リ補助金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ

第五條 東北振興電力株式會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第六條 社長ハ東北振興電力株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監査ス

第七條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第八條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監督ス

第十條 東北振興株式會社債ヲ募集セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第十一條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十二條 東北振興電力株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 東北振興電力株式會社事業計畫ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第十四條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ東

依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十六條 株主配當金ハ六月一日現在ノ株主名簿ニ登錄セラレタル株主ニ之ヲ支拂フモノトス

配當金ノ拂渡期日及場所ハ社長之ヲ定メ株主ニ通知スルモノトス

附 則

第三十七條 本會社ノ設立費用ハ七萬圓ヲ限度トス

前項ノ金額中政府ノ立替ニ係ルモノハ政府ニ之ヲ返納スルモノトス

東北振興電力株式會社法

(昭和十一年五月二十七日公布)
法律 第十六號

第一條 東北振興電力株式會社ハ東北地方ノ振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル電氣事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

東北振興電力株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ミ又ハ東北地方ニ於ケル他ノ電氣事業ニ投資スルコトヲ得

第二條 東北振興電力株式會社ノ資本ハ三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 東北振興電力株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 東北振興電力株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

北地方振興上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 政府ハ東北振興株式會社監理官ヲ置キ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第十六條 東北振興電力株式會社監理官ハ何時ニテモ東北振興電力株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得東北振興電力株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ東北振興電力株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

東北振興電力株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十七條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ決議又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ヲ解任スルコトヲ得

第十八條 東北振興電力株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ在リテハ年百分ノ四、第四營業年度以降ニ在リテハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ第十營業年度迄之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ毎營業年度ニ於テハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合各營業年度ヲ通ジテハ五百五十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第十營業年度迄毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ年百分ノ六ヲ超ニ百分ノ九迄ノ金額ニ付テハ其ノ二分ノ一、年百分ノ九ヲ超ニル金額ニ付テハ其ノ全額ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第十九條 東北振興電力株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法ニ依リ認可ヲ受タベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十四條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第二十條 東北振興電力株式會社ノ社長副社長及理事第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十一月六日ヨリ施行)

第二十三條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北振興電力株式會社ノ設立ニ

關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ

第二十五條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第二十六條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ檢査ヲ受タベシ

第二十七條 設立委員ハ前條ノ檢査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第二十八條 創立總會ニ於テハ第七條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第二十九條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ東北振興電力株式會社社長ニ引渡スベシ

(二) 東北更新會

東北地方の振興を期する上に於て同地方住民の生活の改善向上を圖るは最も緊要の事である。本會は即ち此に鑑み昭和十年五月設立し同十一年十月財團法人組織に改めたるものであつて、東北地方住民の生活の更新産業の開發並文化の進展に貢献するを目的とし、東京に本部を、東北各縣に支部を指定町村に分會を設置し中央地方相呼應し諸種の事業を綜合的に經營助成し以て東北振興に資することゝしてゐる。

財團 東北更新會設立趣旨

吾國奎運の進勢逐年顯著なりと雖も東北地方に至りては動もすれば中央の文化に後れ加ふるに天象の災禍に遭ふこと頻にして國民生活の眞相尙日新の開明に副はざるの觀なきにあらざる是に於て朝野大に之を憂へ其の原因を究め對策を樹て特に客年の天災以來政府に於ては東北振興調査會並に内閣東北振興事務局を新設して専ら該地方の振興に關する施政の實行に努められ民間諸團體亦各種の事業を創始するに至りたるは頗る機宜に適したる施措なりと雖各其の目的を貫徹して實効を民生の實際に徹せしめんか爲めには彼此其の歸旨を一にして施設の重復を避くると共に又其の連繫を密接にして互に補益するの途に出でざるへからざるや言を俟たず

本會の設立は即ち此の情勢に鑑み一面に於ては東北振興調査會と經緯相倚り他の一面に於ては日本學術振興會等の事業と脈絡相通し以て東北振興上全局の進運に貢獻するを本旨と爲す蓋し本會は昨年五月十一日主として東北出身有志に依り東北生活更新會の名稱を以て創始せられ其の目的事業は専ら同地方に於ける住民の實生活當面の改善にありたりと雖も爾來各般の情勢は之を財團法人の組織に改め其の事業を擴張して一層斯地民生更新の實を擧ぐるの急務なるを致せり

本會の組織に關しては本部を東京に、支部を東北六縣に、分會を指定町村に置き本部は支部及分會の事業を指導助成するに適切なる事業を施行し支部は本部の方針に依り分會の事業を指導助成し分會は本部及支部の指導の下に専ら事業の實施に當るを以て常例とすへし而して其の事業は東北の振興に關し生活の改善、産業の開發、人

心の作興等の諸項に互り之を綜合的に施設して其の實效を收めんことを期し徒に名を調査研究に籍りて實際を輕するの弊に墮する如きことなからんを力むへし

要之本會設立の趣旨は東北の振興に關し政府の施設と呼應し更に學術上の研究に基きて諸般の事業を實行し兩々相待ちて該地方に於ける奎運の光澤に寄與する所あらんことを期するに外ならず

財團 東北更新會寄附行爲

第一章 名稱及事務所

第一條 本會ハ財團法人東北更新會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ東京市麩町區大手町一丁目七番地内閣東北局内ニ置ク

第二章 支部及分會

第三條 本會ハ青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島ノ六縣ニ支部ヲ置キ必要ナル市、町、村ニ分會ヲ置ク

第三章 目的及事業

第四條 本會ハ東北地方ニ於ケル生活ノ更新、産業ノ開發並ニ文化ノ進展ニ貢獻スル諸事業ヲ綜合的ニ經營助成シ該地方ノ振興ニ寄與スルヲ以テ目的トス

第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、生活改善ニ關スル施設又ハ助成
- 二、産業開發ニ關スル施設又ハ助成
- 三、人心ノ作興ニ關スル施設又ハ助成
- 四、其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル諸般ノ事項

第五章 救護事業

第四章 資産及會計

第六條 本會設立ノ日ニ於ケル資産ハ本會設立者ノ寄附シタル別紙

目録ニ掲クルモノヨリ成ル

第七條 前條資産ノ内金貳萬圓並ニ將來基本財産ニ編入スヘキ旨ヲ

指定シテ寄附セラレタル資金及繰越金ニシテ基本財産ニ編入スヘ

キコトニ決定シタルモノハ之ヲ本會ノ基本財産トス

第八條 基本財産ハ評議員四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ

處分スルコトヲ得ス

第九條 本會ノ資産ハ國債證券又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ若ハ

郵便官署又ハ確實ナル銀行、信託會社ニ預入ルモノトス

第十條 本會ノ經費ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、資産ヨリ生スル收入

二、設立當初ノ資産ノ内基本財産ニアラサルモノ

三、補助金及寄附金

四、其ノ他ノ收入金

第十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ

終ル

第十二條 本會ノ豫算ハ會計年度開始前評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ

定ム

第十三條 本會ノ決算ハ會計年度終了後三ヶ月以内ニ監事ノ意見ヲ

附シ評議員會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第五章 役員

第十四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

一、副會長 二名

一、理事 若干名

内一名ヲ専務理事トス

一、監事 二名

一、評議員 若干名

前項ノ役員ノ外本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

第十五條 會長及副會長ハ評議員會ニ於テ之ヲ推薦ス

理事及監事ハ評議員會ノ推薦ニ依リ會長之ヲ委嘱ス

専務理事ハ理事中ヨリ會長之ヲ指名ス

評議員ハ理事會ノ議ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

顧問ハ會長之ヲ委嘱ス

第十六條 會長、副會長、理事及監事ノ任期ハ三箇年トシ評議員ノ

任期ハ四箇年トス但シ重任ヲ妨ケス

補缺トシテ選任セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任ニ至ル迄其ノ職務ヲ行フモ

ノトス

第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十八條 専務理事ハ常務ヲ掌理シ會長、副會長共ニ事故アルトキ

ハ緊急ノ事件ニ付其ノ職務ヲ執行スルコトヲ得

第六章 會 議

第十九條 會議ハ評議員會及理事會トシ會長之ヲ召集ス

第二十條 評議員會ニ出席スルコト能ハザル評議員ハ書面ヲ以テ表

決ヲナシ又ハ他ノ評議員ヲ以テ代理人トナスコトヲ得

第一、農家住宅の改善に関する施設

東北地方に於ける農家住宅の構造は經濟、衛生、能率等の見地よ

り改善を要するもの尠からざるを以て該地方に適切なる方式を普

及する爲左の施設を實行せんとす

一、日本學術振興會等の調査研究に基き改良住宅の方式を決定し

之に準據して住宅を建築し又は改造せむとする者に數を限りて

補助を與へ以て改善の模範とすること

二、改良設計圖、仕様書等頒布すること

第二、栄養改善に関する施設

東北地方に於ける舊態依然たる栄養状態は一般住民の活動力を減

殺するのみならず或は乳幼児の死亡率を高め或は壯丁の合格率を

低下する等看過すべからざるものあるを以て之を改善する爲左の

施設を實行せむとす

一、米を常食とせざる栄養食に関する知識を普及すること

二、食糧の配合、調理方を實地指導すること

三、食糧の配給、蓄藏方を實地指導すること

四、栄養食料品の自給自足の方法を實地指導すること

五、栄養組合を設置すること

第三、乳幼児の保護に関する施設

東北地方に於ては凶作、貧窮、迷信、醫療機關不備等の諸因によ

り乳幼児の死亡率最も高く寒心に堪へざるものあるを以て之が保

護の爲め左の施設を實行せむとす

一、乳幼児の保健衛生並急救治療等に関する智識の普及を圖るこ

と

評議員會ハ出席ノ評議員並ニ前項書面表決及代理人ノ數全員ノ半

數以上ニ達スルニアラサレハ議決ヲナスコトヲ得ス

評議員會ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長

ノ決スル所ニ依ル

第七章 雜 則

第二十二條 本會附行爲ヲ施行スル爲ニ必要ナル規定ハ評議員會ノ

議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第二十三條 本會附行爲ヲ變更セムトスルトキハ評議員四分ノ三以

上ノ同意ヲ得且ツ主務官廳ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス

特別ノ事由ニ依リ本會ヲ解散セムトスルトキ又前項ニ同シ

附 則

第二十四條 本會設立當時ノ役員及豫算ハ設立代表者ノ定ムルトコ

ロニ依ル

財團 東北更新會事業概要

一、事業實施上の系統

本會は規則上本部（東京）及支部（東北各縣）並分會（指定町村）

を置く本部は支部及分會の事業を指導助成するに適切なる事業を施

行し支部は本部の方針に據り分會の事業を指導助成し分會は本部並

支部の指導の下に専ら實際生活の更新に必要な事項の實行に當る

ものとす

二、施設事項

第五章 救護事業

- 二、保健婦及巡回産婆を設置すること
- 三、出産扶助組合を設置すること
- 四、母乳代用品を共同供給すること
- 第四、トラコーマの撲滅に關する施設
 - 東北地方に於てはトラコーマの病毒に對し無關心なるもの多き爲蔓延甚しく之が豫防撲滅容易ならざるものあり依て之に對し左の施設を實行せむとす
 - 一、トラコーマの簡易治療所を設置すること
 - 二、學校、青年會、處女會、婦人會、衛生團體等連絡して豫防撲滅に關する要項を實行せしむること
- 第五、清潔整頓の勸奨に關する施設
 - 東北地方に於ける住宅の内外は舊態依然として家事衛生等の見地より清潔整頓の勸奨を要すること頗る切實なるものあるを以て左の施設を實行せむとす
 - 一、家の内外の諸設備（臺所、流し、寢室、既舎、畜舎、作業所等）、造作、家具、衣類、寢具、其の他業務用具等の清潔整頓を勸奨し其の實行を指導すること
 - 二、住宅の部分改善と相待ち家の内外の整理、利用を勸奨し其の實行を指導すること
 - 三、日常生活に密接する衛生上の知識を普及すること
- 第六、産業の開發に關する施設
 - 東北地方は産業の開發に關する施設を要すること最多し本會は之が實效擧揚の要諦に考へ政府及地方廳等の施設と聯携呼應して左の施設を實行せんとす
 - 一、東北地方の住民に對し興業治産の原勢根本となるべき産業開發上の精神志向を作興振起するに緊切なる啓蒙運動を爲すこと
 - 二、前項の一方として各支部に指導員を置き各部落毎に懇切に誘掖指導の任に當らしむること
 - 三、政府又は地方廳等の委託に應じ簡易なる産業開發上の施設を實行すること
 - 四、地方特産品の展覽會を開催すること
 - 右の諸施設は經費支出額に依り自から制限を受けざるを得ざるも改善の徹を重んじて施設の中心を支部に置き之をして特殊の町村に施設事項を指定して本部の交付金其の他を以て補助金を與へしめ最も効果的ならむことを期すべく又將來資金の充實に伴ひ醫療施設の普及、寄生蟲驅除、結核の豫防、共同浴場及農業期に於ける託児所の設置、主として部落を対象とする簡易更生農場の設置、簡易工業指導所の設置等必要なる施設を漸を追つて實行せむとす

四 盲人保護

我國に於ける盲人の數は昭和六年十二月の全國盲人調査によれば男三八、三〇四人、女三七、九五八人、合計七六、二六〇人にして内救護を要するもの一三、五六〇人の多數に上つてゐる。全國に於ける盲人保護團體の數は現在五十餘に達してゐるが中央盲人福祉協會、佛眼協會、新潟恩光會、神奈川縣盲人福祉協會、岡山縣盲人協會等を除いてはいづれもその活動微々たるものである。

中央盲人福祉協會の昭和十一年度中の事業の主なるものは

次の如くである。

中央盲人福祉協會

一、盲人福祉事業

- (一) 第二回全國盲人調査の實施
 - 本協會の主唱により昭和六年第一回全國盲人調査を實施してより五ヶ年を経過するので本協會に於ては第二回調査の必要を認め委員會を組織して調査に關する打合せをなし且つ調査要項を作成し内務省衛生局の盡力により十月十日を期し第二回全國盲人調査を實施せり
 - (二) 盲人保護に關する講演會の開催
 - 世界盲人の母ウイニフレッド・ホルト・マザー夫人の來朝を迎へ本協會に於ては諸官廳關係者財界有力者、京濱地方盲人事業關係者を集め四月十八日盲人保護に關する講演會を深川清澄公園に開催する外、日本女子大學校、東京盲學校、フレンド女學校横濱青年會等、東京及横濱市内數ヶ所に於けるマザー夫妻の講演會開催を斡旋し又同夫妻の諸官廳訪問に關しても斡旋盡力せり
 - (三) 盲人保護に關する研究會の開催
 - 數回に亘り京濱地方盲人保護關係者の研究會を開催して盲人福祉事業の擴充に關し協議し我國の中心地であり又最も多數の盲人を有する東京に盲人保護施設として東京盲人會館建設の計畫案を作成しまた東京盲人保護事業實施計畫案をも作成して府知事に獻策する等の方法を講じたり
 - 二、失明防止事業
 - (一) 第六回全國視力保存デーの實施

三、連絡事業

- (一) 雜誌の發行
 - 十月十日第六回全國視力保存デーを全國一齊に開催せり本協會は主唱者として中央準備委員會を組織し實施要項を作成して道府縣廳及關係方面に配布し又宣傳に要するパンフレット及びポスターを作成頒布せり
- (二) 弱視學級設置促進
 - 本協會の建議に基き昭和十年十月文部省に於て實施せる弱視兒童の數は一〇、〇三四人を算するを以て本協會に於ては之等弱視兒童の視力を保護して失明に至らざらしむることの緊要なるを認め専門眼科醫師及關係者を以て特別委員會を組織し「弱視學級設置要綱」を作成し關係方面に配布して弱視兒童の爲の特別學級設置方を促進せり
- 四、調査研究
 - 諸外國に於ける盲人保護事業、盲人保護制度につき調査せり
- 五、各種相談
 - 盲人の生活相談、眼科治療に關する相談、盲人保護事業計畫に關する相談等に應じ之に適切なる指導援助を與へたり

第三節 北海道舊土人保護事業

北海道舊土人はアイヌ人種に屬し昔時に於ては山に獵し河海に漁り唯一天然資源に依食した。康正年間足利時代の中期松前藩の始祖武田信廣等渡來して本道の統治を創始するに及び漸次桃源陵裡の夢を破らるゝに至つたが、當時は和人の人數極めて少數たりし爲之が影響も少く同族等は其獵獲物を藩の派遣せる商買と交易しつゝ生計を營んだ。總て藩の制度が確立するや藩は獵獲物の生産する地域を區劃し一定の運上金を徴して一私人に之が産業の獨占權を請負はしむるに至つたが、彼等は自然産業的獨立性を失ひて漸次請負人の下に於て漁夫として使役さるゝに至つた。

藩は統治政策上アイヌ族に對し非同化政策を執り即ち和人地、蝦夷地の區別を設け兩者の混住を許さず又アイヌ族が和人の風俗習慣に同化することを禁止した。故に其の治世四百餘年に及んだが殆んど同化と見るべきものがなかつたのである。

明治維新の新政なるや政府は北海道全土の土地を擧げて國有とし、之を開拓するに内地移民を以てした結果頗る人口の増加を來し、天然資源も亦隨つて激減し之が爲同族は著しく生活上窮乏を告ぐるに至つた。

茲に於て政府は從來の漁獵の生活より農牧の農に轉向せし

護法を制定し以て明治當初以來施行し來れる保護對策を制度化し且其の體系を整へた。

本法の目的は之を大別すれば勸農、教育、救助、救療の四項目に岐たれ即ち舊土人にして農業に従事し、又は従事せむとするものには適農地五町歩以内に限り一定の制限を附して無償給與し、農業本位に依り生活の安定を圖ると共に不具、老衰疾病者には從來の一般の成規に依り救助するの外、尙本法に依り救助し貧困の子弟には授業料を給與し且土人多數居住の部落には國費を以て小學校を建設し以て教育の普及同化を圖るにある。本法は明治三十二年四月より之が施行を見た故夫々施行手續規定を制定し、爾來本法の趣旨を體し施行し來たが、大正八年に至り一少部分の改正——治療に關し傷痍及救療の事項の追加——を行ひ以て今日に及んだ。

(一) 保護救濟の狀況

舊土人現住戸數は昭和十年六月一日現在調によれば戸數三、七、一、三、一、人口一、六、三、二、四、名で内男八、〇、三、四、名、女八、二、九、〇、名である。其の分布狀況は日高支廳管内最も多く膽振、十勝、釧路國各支廳管内之に亞き、全道に散居してゐる。人口は明治五年以來些したる増減少く一進一退の狀況であるが、右は諸種の事情に依り調査困難なる爲詳かにすることが出來ぬが、婚姻等に依つて同化融合するものが多い結果で純粹土人として近年衰退の傾向を示してゐる。舊土人の保護救

め、以て其の生活の安定を圖らむとし明治五年制定の土地拂下規則に依り一般同様土地を給與したが、既往久しく漁獵の裡に育ち農耕に經驗なき同族は之を利用管理するの途を辨へず、勿論其の價値を判断すべき知識なきが故に、他人に乗せられ容易に之を喪失し瞬く間に苦境に陥つた。仍而明治十年北海道地券發行條例を制定し其の第十六條に依り土人の土地は當分の内官有地に編入し、彼等には單に事實上の占有を爲さしむるに停め之が喪失を防いだ。然るに歲月を経過するに隨ひ、取扱官吏が交迭し斯る沿革は次第に忘れられ、普通の官有地と誤認し、一般人に拂下げられ、土人等は多年居住耕作の土地を追放さるゝと云ふ弊害を生じたのみならず、本地は畢竟舊土人に歸屬すべき性質のものたるを以て將來永く斯る曖昧の關係に放置するを許さず茲に本件の土地問題は何等かの解決を要すべき機運に逢着せり。加之同族等は過去藩政時代非同化政策の下に統治せられ來たが故に彼等の文化は著しく懸隔せる處、明治維新後遽かに施政一變、同化政策の下に一般人の中に投し而も本道拓殖計畫の實施に伴ひ洪水の如く移入し來る内地人の社會に伍し生活戦線に立ちしが、固より其の優勝劣敗は争ふべくもあらず、忽ち敗慘の憂目を見極度の貧困に陥つた。仍而茲に之が貧困問題の解決並に併せて前陳土地問題の解決を遂げ、將來同族の生活安定を期し併せて同化向上を圖るべく明治三十二年に至り北海道舊土人保

濟に付ては彼等が特殊なる立場に在る點に鑑み、一般的の指導教化は勿論農事の獎勵に、教育の普及徹底に、救助救濟の適正に共有財産の管理並に活用を將又互助組合の指導確立、指導委員の活動等に留意してゐるが、近時土人の自覺に伴つて其効果が大きいに揚り、風俗、習慣共に殆んど同化し智力も亦一部を除いては一般の程度に達し遜色を見ぬ様になつた。

舊土人現住戸口 (昭和十年六月一日現在)

(社會局保護課調)

支廳市名	戸數	男	女	計
石狩	1,031	2,433	2,533	4,966
渡島	26	124	140	264
檜山	26	140	140	280
後志	26	140	140	280
空知	26	140	140	280
上川	26	140	140	280
留萌	26	140	140	280
宗谷	26	140	140	280
網走	26	140	140	280
膽振	745	1,830	1,655	3,485
十勝	1,526	3,011	2,655	5,666
日高	2,927	5,854	5,526	11,380
釧路	2,246	4,492	4,164	8,656
根室	1,013	2,026	1,872	3,898

第五章 救護事業

支 府 計	三、四三三	七、三六三	七、五九六	一、四九七
旭 川 市	七五	一六三	一八二	三四五
室 蘭 市	八六	一七二	一八四	三五六
鋼 路 市	八三	二〇〇	二〇八	四一八
帶 廣 市	四六	一〇六	一〇〇	三三六
合 計	三、七三〇	八、〇二二	八、二九〇	一、六四五

(イ) 土地の下附

昭和十年五月十五日現在調によれば法第一條に依り下附したる土地は現在戸數三、七二三の内下附戸數は二、七一四であるが、その土地臺帳段別七、六〇五町に達するその土地臺帳段別の内譯は開墾段別田七六〇町、畑四、四五二町、未開墾地段別一、五二三町開墾不能段別五九〇町、宅地段別〇・七二二三町、流失缺壊段別二八八町である。

法第一條に依り下附したる土地の状況

(昭和十年五月十五日現在) (社會局保護課調)

支 府 市 名	現在戸數	下附戸數	土地臺帳段別
石 狩 支 府	一〇〇	七	三、九六、三〇三
渡 島 支 府	七	七	五、一〇三
後 志 支 府	七	七	一、一〇、五二八
空 知 支 府	七	七	一、四三、八五八
上 川 支 府	七	七	八、五、六二〇
留 萌 支 府	七	七	一、六〇、六三〇
網 走 支 府	七	七	一、七、三七一
日 高 支 府	七	七	一、七、三七一
十 勝 支 府	七	七	一、七、三七一
旭 川 支 府	七	七	一、七、三七一
室 蘭 支 府	七	七	一、七、三七一
鋼 路 支 府	七	七	一、七、三七一
帶 廣 支 府	七	七	一、七、三七一
合 計	三、七三三	八、〇二二	一、七、三七一

(ロ) 救 療

舊土人の疾病治療に關しては當初に於ては薬價のみを給與しつゝありし處、之のみにては完璧を期し難き爲大正八年本法の一部——治療の事項を加ふ——を改正して廣く醫療を受けしむるの途を開き、土人多數居住せる部落には土人病院を設置し、其の他の部落には救療所を設置して治く救療の普及徹底を圖つた。其の施設の状況及実績左の如くである。

土人病院及土人救療所 (昭和十一年五月十五日現在)

(社會局保護課調)

支 府 計	三、四三三	一、二八〇	二、一五三	七、一五七
旭 川 市	七五	五〇	二五	五〇・七〇〇
室 蘭 市	八六	六三	二三	二、三、五〇六
鋼 路 市	八三	五五	二八	五、四、九一七
帶 廣 市	四六	三三	一三	三、三、七〇三
合 計	三、七三三	二、二二四	一、一四五	一、七、三七一

支 府 市 名

石 狩 支 府	三	三	三
渡 島 支 府	二	二	二
後 志 支 府	二	二	二
空 知 支 府	二	二	二
上 川 支 府	二	二	二
留 萌 支 府	二	二	二
網 走 支 府	二	二	二
日 高 支 府	二	二	二
十 勝 支 府	二	二	二
旭 川 支 府	二	二	二
室 蘭 支 府	二	二	二
鋼 路 支 府	二	二	二
帶 廣 支 府	二	二	二
合 計	二四	二四	二四

備考 脇書は土人の病院數を示す

昭和六年度以降舊土人救療成績 (社會局保護課調)

年 度	實人員	延 人	往 診 人	入 院 人	救 療 金 額
昭和六年度	一、〇四六	二、四七二	一、七三三	一、三五六	二、八、四、五五

第五章 救護事業

(ハ) 救 助

本法第六條により自活し得ざる者の救助並に死亡者の埋葬状況は昭和十年度に於ては救助米支給實人員一七六人、延人員四四、六五七人、金額五、一七〇圓であり、埋葬費支給は實人員二五人、金額一二五圓である。

昭和六年度以降救助状況 (社會局保護課調)

年 度	實人員	延人員	金 額	實人員	金 額	救 助 費 計
昭和六年度	七二	二、五四六	一、五三、四七	一〇	五〇	一、六〇、三、四七
同 七年度	八三	二、六三三	一、六六、八二	一一	五五	一、八三、一、八一
同 八年度	一五	三、〇七五	二、八七、七〇	九	四五	三、〇三、一、六〇
同 九年度	一七	三、八七〇	三、〇八、四四	一三	六〇	三、二四、一、〇四
同 十年度	一七	四、〇七五	三、一七、〇〇	一五	七五	三、三二、一、〇〇

(ニ) 勤 農

昭和十年度に於ける勤農状況は農具支給實人員一〇八人、

第五章 救護事業

沙流郡各村土人共有	四三九	一、九〇〇	同	九〇〇・〇〇〇	二八・八〇	同	一三〇
色丹村同	一五	四	現金及有價証券	六、四八・八二四	三〇七・四二	同	
白老村同	一五	一、〇〇八	現金	三〇・七八五	九・六三	同	
計				三、六六・三九	一、六三・八九	同	

(口) 不動産の部

共有關係別	共有者		財産種別	數量	時價	一ヶ年の管理費	一ヶ年の收益	差引純收益
	戸數	人口						
厚岸町舊土人共有	三	六	海産干揚	二町二反〇九步	一六、〇〇〇・〇〇	一七・六一	一、六四一・〇〇	一、五三三・九元
帯廣市舊土人共有	四	三六	宅地	三三坪	五、〇〇〇・〇〇	五五・〇〇	一、四四一・〇〇	一、三九六・〇〇
帯廣市舊土人共有	四	三六	雜種地	四町二反六畝二步	一、〇〇〇・〇〇	一〇・〇〇	一、四四一・〇〇	一、三九六・〇〇
同	同	同	雜種地	三、八八坪	一〇〇・〇〇	五・〇〇	三〇・〇〇	一、六〇〇
同	同	同	雜種地	三町九反七畝七步	一、〇〇〇・〇〇	一〇・〇〇	三〇・〇〇	一、六〇〇
同	同	同	雜種地	四、七三坪	一〇〇・〇〇	五・〇〇	三〇・〇〇	一、六〇〇
旭川市舊土人共有	五	三〇	畑地	交町一反七畝二步	二〇〇、〇〇〇・〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇	九、八二四・〇〇	五、八二五・〇〇
同	同	同	水田	七町九反三畝一歩	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	九、八二四・〇〇	五、八二五・〇〇
同	同	同	宅地	二町二畝九步	一、〇〇〇・〇〇	三・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一〇二・〇〇
同	同	同	畑地	二町七反四畝二六步	二、〇〇〇・〇〇	三・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一〇二・〇〇
同	同	同	畑地	八町三反三畝一歩	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	九、八二四・〇〇	五、八二五・〇〇
池田町舊土人共有	一	一	宅地	二町三反三坪	三、〇〇〇・〇〇	三・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一〇二・〇〇
計			畑地	二町七反四畝二六步	二、〇〇〇・〇〇	三・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一〇二・〇〇
			畑地	八町三反三畝一歩	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	九、八二四・〇〇	五、八二五・〇〇
			畑地	二町三反三坪	三、〇〇〇・〇〇	三・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一〇二・〇〇

尙昭和十年度に於ける舊土人共有財産より支出したる救護費決算額は救護費四三八四〇六錢、救護費一、四六九四五八錢、勸業費三、一二二四三〇錢、教育費八九六四八四錢、計

五、九二六四七八錢である。
本法制定當時に於ては同族の同化程度未だ進まず、従つて

教科の如きも一般的に律し難き事情があつた爲、明治三十四年舊土人特別教育規定を設けて之に依らしむると共に、舊土人多數居住する部落に對しては同年より十ヶ年を期し、法第九條の小學校二十一校を設立することを計畫し、明治四十二年に至り豫定通り之が竣工を遂げた。而して其の他一般和人類内に混住せる兒童に付ては委託料を給して一般小學校に收容し就學上遺憾なきを期した。爾來其の效果に依り彼我兒童の同化著しく進み、特別教育の必要なきに至りたる故、大正十一年之を廢止し小學校の設備も本道拓殖の進展に伴ひ市町村財政の基礎漸く革りたるを以て、事情の許すものは町村の經營に移管し來れるが現在の維持校數は左記八校である。

法第九條に依り設立したる舊土人小學校
在籍兒童 (昭和十年七月三十一日現在)

小學校名	舊土人兒童		和人兒童		計	
	男	女	男	女	男	女
上貫氣別尋常小學校	一八	二五	一五	三三	三三	五八
二風谷同	二六	四六	二四	五七	五〇	九三
果標同	三三	三六	三〇	五五	六三	一〇〇
白老第二同	三三	三六	三〇	五五	六三	一〇〇
姉茶同	三三	三六	三〇	五五	六三	一〇〇
長知内同	三三	三六	三〇	五五	六三	一〇〇

第五章 救護事業

荷負同 三五 二四 四九 五六 六一 四九 一〇〇
新平賀同 一四 一四 一八 一四 一四 一八 一三
合 計 一九 一九 二九 二九 三三 三三 六六

(二) 北海道舊土人保護法中改正
本法は北海道に於ける舊土人を保護し之が向上を圖る目的を以て明治三十二年に制定實施せられたのであるが、其の後大正八年救助の範圍に付き一部分の改正があり、今日に至つては舊土人の生活状態は本法の制定當時に比較して相當改善せられたのみならず、一方拓殖事業の進捗と共に四圍の情勢も著しく變遷を見た結果、本法中舊土人の生活の實際に適應しないものがあるに至つたので、第七十議會にそれが改正法律案が提出される事となつた。

北海道舊土人保護法中改正法律案
北海道舊土人保護法中左ノ通改正ス
第二條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム
第三條ノ規定ニ依ル没收ヲ受クルコトナキニ至リタル土地ニ付テハ前項ノ規定ハ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テ讓渡又ハ物權ノ設定行爲ハ北海道廳長官ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ但シ相續以外ノ原因ニ因ル所有權ノ移轉アリタル後ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
第二條ノ二 第一條ノ規定ニ依リ下付セラレタル土地ニハ其ノ下付ノ年ヨリ起算シ三十年ヲ經過シタル後ニ非ザレバ地租ヲ課セズ又地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ相續以外ノ原因ニ因リ所有權ノ移

轉アリタル土地登記シタル質權ノ目的タル土地又ハ登記シタル百
年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ此ノ
限ニ在ラズ

前項ノ期間内ハ下付ヲ受ケタル者又ハ其ノ相續人ニ對シ下付ヲ受
ケタル土地ノ下付若ハ相續ニ因ル所有權ノ取得又ハ遺産ノ分割ニ
關スル登録稅ヲ課セズ

第四條中「農具及種子」ヲ「生業ニ要スル器具、資料又ハ資金」ニ
改ム

第七條中「授業料」ヲ「必要ナル學費」ニ改ム

第七條ノ二 北海道舊土人ニシテ其ノ不良ナル住宅ヲ改良セントス
ル者ニハ必要ナル資金ヲ給スルコトヲ得

第七條ノ三 北海道舊土人ノ保護ノ爲ニ必要アルトキハ之ニ關スル施
設ヲ爲シ又ハ施設ヲ爲ス者ニ對シ補助ヲ爲スコトヲ得

第八條中「第四條乃至第七條」ヲ「第四條乃至前條」ニ改ム

第九條 削除

第十條第二項中「内務大臣ノ認可ヲ經テ」ヲ削ル
第十一條 削除

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

從前ノ規定ニ依リ設ケタル小學校ハ其ノ必要アルモノニ限り當分ノ
内國庫ノ費用ヲ以テ之ヲ存置スルコトヲ得

旭川市舊土人保護地處分法第二條中「北海道舊土人保護法第二條第
一項」ヲ「北海道舊土人保護法第二條」ニ改ム

第四節 軍事扶助事業

(一) 軍事救護法による救護

軍事救護法は大正六年七月法律第一號を以て公布、同七年
一月一日より施行せられたのであるが、昭和六年三月法律第
二十七號を以て改正して救護種類と傷病兵の範圍を擴張し翌
七年一月一日から施行せられた。

(社會局保護課調)

年次	現金給與			現品給與			醫療救護		
	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額
昭和六年	三、三三四	七、五三七	一、六九八、〇八一	一	一	五九	四七	三、九四四	七
同 七年	三、〇六五	九、六七七	二、三三七、七二八	一	二	一三五	五七	四三、一五五	三

年次	生業扶助			勅令第三條臨時救護			埋葬			合計		
	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額	戸數	人員	金額
昭和六年	四一	五	一六九	一	一	三	二八	二八	二六	三、六〇四	七、六四三	一、七三二、六二四
同 七年	四一	五	一六九	一	一	三	二八	二八	二六	三、六〇四	七、六四三	一、七三二、六二四
同 八年	二二	三三	一、一七八	七	七	四〇	四三	四三	四〇	一、〇九四	九、八〇三	二、四三七、四九六
同 九年	二一	三三	一、一七八	七	七	四〇	四三	四三	四〇	一、〇九四	九、八〇三	二、四三七、四九六
同 十年	二一	三三	一、一七八	七	七	四〇	四三	四三	四〇	一、〇九四	九、八〇三	二、四三七、四九六
合計	一四八、五七四	四六、〇六一	一、二八三、四六八	二	二	一四	一四	一四	一四	一、〇一〇	三、〇二二	一、一四一、二二四
平均	二九、七一五	九、二〇二	二、五六六、九一四	一	一	三	三	三	三	〇、二〇〇	〇、六〇四	〇、二二八

備考 括弧内の数字は一種以上の救護を示す

被救護者別軍事救護状況累年比較

昭 和 六 年 度	昭 和 七 年 度	昭 和 八 年 度	昭 和 九 年 度	昭 和 十 年 度	傷病兵の遺族			傷病共及其の家族			下士兵卒の家族		
					戸数	人員	金額	戸数	人員	金額	戸数	人員	金額
六	六	一〇	一〇	一六	一、〇八六	四、五一一	一、〇八六	四、五一一	三〇、六二〇	六五、一六〇	一、〇八六	四、五一一	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
二七	二七	二七	二七	二七	一、〇八六	四、五一一	一、〇八六	四、五一一	三〇、六二〇	六五、一六〇	一、〇八六	四、五一一	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一、〇八六	四、五一一	一、〇八六	四、五一一	三〇、六二〇	六五、一六〇	一、〇八六	四、五一一	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
一六	一六	一六	一六	一六	一、〇八六	四、五一一	一、〇八六	四、五一一	三〇、六二〇	六五、一六〇	一、〇八六	四、五一一	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
六三	六三	六三	六三	六三	一、〇八六	四、五一一	一、〇八六	四、五一一	三〇、六二〇	六五、一六〇	一、〇八六	四、五一一	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
二二	二二	二二	二二	二二	一、〇八六	四、五一一	一、〇八六	四、五一一	三〇、六二〇	六五、一六〇	一、〇八六	四、五一一	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	一、〇八六	四、五一一	一、〇八六	四、五一一	三〇、六二〇	六五、一六〇	一、〇八六	四、五一一	
平 均	平 均	平 均	平 均	平 均	一、〇八六	四、五一一	一、〇八六	四、五一一	三〇、六二〇	六五、一六〇	一、〇八六	四、五一一	

備考 家族を有する傷病兵の分は「傷病兵及其の家族」欄に之を算入し更に其の傷病兵数は「傷病兵」欄に△印を附し再記したり

(二) 軍事救護法中改正法律案

軍事救護法は兵役の大任に服する者をして後顧の憂なく安んじて其の責務を全うせしむるの趣旨を以て大正六年に制定せられ翌大正七年一月より施行せられたが、其の後昭和六年に至り被救護者の範囲等に付き一部の改正を見て現在に至り本法の趣旨は既に相當普及徹底を見、従つて救護の實績も年々増嵩を示し、大正七年度に於ては救護人員約三萬四千五百人、經費約五十三萬六千圓であつて、昭和十年度に於ては救護人員約十一萬一千五百餘人、經費約二百九十萬圓に上つた。然し乍ら翻つて現行法の實績を仔細に検討するに法規の適用が狭小なるのみならず、扶助を受け得る者の資格要件も嚴格に過ぎ爲に扶助を受け得ざる者相當數に達する。尤も是等の者に對しては各種の軍事扶助團體等の活動に依り或る程度の扶助は爲されつゝあるが、今日の如く内外益々多事多端の時に際し軍事扶助の十全を期するの愈々緊切なるものがある。茲に於て右の必要に適當せしむる趣旨を以て本改正法律案を來議會に提出することゝなつた。

今改正の要旨につき述ぶるに大體左の五點である。
第一は現行法の名稱を軍事扶助法と改めんとすることである。是は本法が一般貧困者に對する救護とは其の趣旨を異にし、兵役義務者に對する銃後の後援に在るに拘らず名稱に救護なる字句を用ふる爲、一般救貧法制たる救護法と其の趣旨

(社會局保護課調)

を同一にするかの如き誤解を與ふる虞ある故に之を改めんとするのである。

第二は傷病兵の適用範圍を擴張せんとすることである。現行法に於ける傷病兵の範圍は戦闘又は公務の爲傷病を受け、之が爲一種以上の兵役を免ぜられたる者及故意又は重大なる過失に因るに非ずして戦地に於て傷病を受け、之が爲一種以上の兵役を免ぜられたる者に限られて居るので、現役服務中又は應召中自己の故意又は重大なる過失に因るに非ずして傷病を受け、之が爲一種以上の兵役を免ぜられたる者、例へば在營中に結核、胸膜炎等に罹り除役せられた如き者に對しては適用がない。然も近時は等結核又は胸膜炎等に犯され除役になる悲惨な犠牲者が年々多數に上るの實情に鑑みて、其の適用範圍を擴大して是等の者をも扶助せんとするものである。

第三は扶助を受け得る家族及遺族の範圍を擴張せんとすることである。
現行法に於ては下士官兵の家族及遺族の範圍は下士官兵と同一の家即ち同一の戸籍に在る者に限られてゐる爲、親子又は兄弟姉妹であつても同一戸籍でない限りは扶助を受け得ないものであるが、之は社會の實際に副はぬ憾がある故之を改め同一の戸籍に在らざるも同一世帯に在る直系血族、兄弟姉妹に對しても本法を適用し之を扶助せんとするものである。

第四に現役兵及應召中の下士官兵の家族に對する扶助は現行法に於ては退營又は召集解除と共に直に停止せらるることになつてゐて、社會の實際に副はぬ憾があるので退營後又は召集解除後と雖も必要ある場合に於ては仍二十日以内繼續扶助し得ることとする。

第五に現行法に依れば扶助を受け得る者は「現役兵の入營等の爲生活すること能はざる者」に限つて居るが、之は餘りに嚴に過ぎ漏救の憾があるので之を「生活すること困難なる者」に改め、扶助を受け得る者の資格要件を幾分緩和し其の範圍を擴大せんとするものである。

以上改正の要旨に付述べたのであるが、右改正に伴ひ扶助を受くべき實人員は總數約十三萬四千人に上り、昭和十年度に比し二萬一千餘人を増加し經費は總額四、一九四、〇〇〇圓に上り昭和十年年度豫算に比し一、六五五、〇〇〇圓餘の増額を見ることとなる。

軍事救護法中改正法律案要綱

- 一、法律の名稱は之を軍事扶助法と改むること
- 二、適用範圍を左の如く擴張すること

(イ) 故意又は重大なる過失なくして現役中又は應召中に傷病を受け若しは疾病に罹り一種以上の兵役を免除せられたる者及其の家族遺族をも扶助すること

(ロ) 下士官兵又は傷病兵に依り扶養を受くべき者にして同一の

- 家に在らざるも同一の世帯に在る者(直系血族又は兄弟姉妹)は之を扶助すること
- 三、下士官兵の家族に對する扶助は現役兵の退營又は下士官兵の召集解除の日より二十日以内之を繼續し得ることとする
- 四、扶助を受くべき者は生活すること能はざる者に限れるも之を生括すること困難なる者をも扶助することに改むること

(三) 傷兵院法に依る保護

傷兵院法は明治三十九年四月法律第二十九號を以て廢兵院法として公布、九月一日より施行せられた。其の後昭和九年三月法律第十二號を以て一部改正が行はれ、從來傷兵院の貧困救濟を主たる目的とした建前を改め、傷兵院にして其の精神又は身體に著しい障礙があり特に收容して保護を爲す必要あるもののみを入院せしめることとし、傷兵院をして不自由な境遇にある傷兵軍人に對する特別施設とし名稱を傷兵院法と改め同年六月二十日から施行された。傷兵院は元東京市巢鴨に所在したが院舎は本法制定當時の創設に係り相當年月を経過し建物及位置が不適當となりたる爲昭和九、十年度に於て療養に適する神奈川縣足柄下郡大窪村に收容定員約百名の院舎を新營し移轉した。

昭和五年より昭和十年に至り六ヶ年間に於て傷病の爲除役せられたる者の員數を調査するに一ヶ年平均(陸軍の滿洲上海事變に因るものを除く)三、七六二人にして其の内公務傷

病及戰地傷病に基因する除役者は僅かに三一九人にして残り

傷病に因る除役者數

(兵役全部免除 兵役一部免除 下士官兵)

三、四四三人は其の傷病が公務に基因せざるものである。

年 別	區 分	公務傷病又は戰地(公務に傷病に基因するもの)		其の他の傷病に基因するもの		合 計
		結核	胸膜炎 其他	結核	胸膜炎 其他	
昭和五年	海軍	三〇	三三	一、〇三	一、〇三	三、三六
	陸軍	三	二	一、〇	一、〇	七、八一
同 六 年	海軍	三	二	一、〇	一、〇	三、三六
	陸軍	四	一	一、〇	一、〇	七、八一
同 七 年	海軍	三	二	一、〇	一、〇	三、三六
	陸軍	四	一	一、〇	一、〇	七、八一
同 八 年	海軍	三	二	一、〇	一、〇	三、三六
	陸軍	四	一	一、〇	一、〇	七、八一
同 九 年	海軍	三	二	一、〇	一、〇	三、三六
	陸軍	四	一	一、〇	一、〇	七、八一
同 十 年	海軍	三	二	一、〇	一、〇	三、三六
	陸軍	四	一	一、〇	一、〇	七、八一
計		三〇	三三	一、〇三	一、〇三	三、三六

第五章 救護事業

計	陸軍	一四九	一一五	一〇九	七三	一、一〇一	六、三六	四、八九七	四、六六九	一五、九〇〇	一七、〇〇〇
	海軍	一七四	五	三九	五五	八〇九	二、九〇七	八八八	一、〇〇三	四、七六	五、五六七
計	陸軍	三二三	一二〇	一三八	一二八	一、九二一	九、二四三	五、七四五	五、六七三	二〇、六六〇	二二、五七一
計	海軍	三五	一九	一八	一三	一八四	一、〇五八	八二六	七七八	二、六六〇	三、八三四
一ヶ年平均	海軍	元	九	五	九三	一三五	四八五	一四二	一六七	七九三	九二八
備考	計	五四	二八	三三	二四	三一九	一、五四一	九五七	九四五	三四四	三、七六三

一、本調は昭和十一年六月陸軍省、海軍省調査に依る
 二、陸軍の各年度に於ける疾病（結核、胸膜炎、その他）及傷痕別除役者の總數は判明し「公務傷病又は戦地傷病に基因する除役者」と「其の他の傷病に基因する除役者」との区分不明なるも昭和二年より同四年の傷病に因る除役者總數に對する「公務傷病又は戦地傷病に基因する除役者數」の割合は〇・〇二三なるを以て各年度の疾病（結核、胸膜炎、その他）の各總數二〇・〇二三を乘じたものを「公務傷病又は戦地傷病に基因する除役者」と推計し總數より此の數を控除したるものを「其の他の傷病に基因する除役者」とし「傷病」は全部公務傷病に基因する除役者と看做して掲げたり
 三、陸軍に付ては別に昭和六年九月より十一年二月迄に於て滿洲事件に依る除役者數五、二三〇人（疾病、傷痕の区分不明）あるも之は本表に掲げず
 四、陸軍の年別は前年十二月より其の年十一月迄の事實を掲げ海軍は曆年に依る事實を掲げたり

(四) 軍人援護資金に依る救護

傷痕軍人及軍人遺家族の救護に關しては軍事救護法及傷兵院法に依り救護を爲しつゝあるも之等の外軍人援護資金に依り或は私設軍人援護團體に於て救護を爲しつゝある。本資金を以て軍人及其の遺家族の援護を爲すに當りては道府縣に於て直接之を行ふものと軍人援護團體に補助し之をして援護を爲さしむるものとある。自昭和六年度至同十年度に於ける狀況左の如くである。

自昭和六年度至同十年度軍人援護資金支出狀況 (社會局保護課調)

年 度	道府縣に於て直接救護	軍人援護團體に補助	合計金額
昭和六年度	一、四四三	三、〇〇五	四、四四八
同七年度	三、〇〇五	三、五二七	六、五三二
同八年度	三、〇〇五	三、五二七	六、五三二
同九年度	三、〇〇五	三、五二七	六、五三二
同十年度	三、〇〇五	三、五二七	六、五三二

(五) 軍人援護團體

軍人及其の遺家族の救護は法制に依る外軍人援護資金を以て行はれてゐるが、之等に依る救護では其の被救護者又は救護の種類程度等につき一定の制限を設けられてゐる爲、それを補ふ手段として民間に於ては法制に依る救護より其の範圍を一層擴大したる軍人及遺家族の援護を目的とする團體を中央地方に多數組織し各々其の存立目的に従つて軍人及遺家族の救護を始めとし、慰問弔問或は勞力援助等物質的、精神的の兩方面に亘る援助に努めて居る。

昭和十年度軍事扶助事業實施狀況

區 分	戸 數	人 員	金 額	帝 國 軍 人	愛 國 帝 國 在 軍 人	恩 賜 財 團 濟 生 會	日 本 赤 十字 社	大 日 本 國 防 婦 人 會	地 方 團 體	軍 人 援 護 資 金 其 他
（罹災者に對する臨時生活扶助）	三、一三七	七、一五五	一、九六〇	五、一〇一	四、六九三	九五	—	—	四八三	一〇〇

第五章 救護事業

生を獻げて君恩に報ずるは固より其の處なりと雖或は以て國民を奮起せしむるの一助たるべきを信ず

今や非常の秋に方り上下一致難局を打開して國運の進展を圖るに急なり吾人銃後の戰士たる者宜しく自奮蹶起奮習に泥まらず純一無私互に相結束して他に後れざらん事を期すべし

此を之れ思はず徒に君恩の厚きに忤れ依存をのみ事とするが如きことあらんか傷痍軍人の名譽を毀損し其の信用を失墜するのみならず世人の指彈怨嗟を受くるに至るべし吾人は深く自から戒めて之を慮り又隣保相依るの誼を重んじて僚友若くは遺族の不遇を恤み延て國家並に社會施設の運用を圓滑ならしめ速に扶助の途を講じて無告のものなからしむることに努むべきなり

茲に大日本傷痍軍人會の趣意を闡明し其の發展に依りて益々本分の發揮に努めんとす

昭和十一年十二月

大日本傷痍軍人會

大日本傷痍軍人會會則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ大日本傷痍軍人會ト稱ス
- 第二條 本會ハ内務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ノ監督指導ヲ受ク
- 第三條 本會ハ本部ヲ東京ニ置ク
- 第四條 本會ハ團體トシテ政治ニ干與シ又本會會員ハ本會ノ名目ヲ以テ政治ニ干與スルコトヲ得ズ
- 第二章 目的及事業
- 第五條 本會ハ傷痍軍人タルノ名譽ヲ完ウシ品位ノ操守ニ努メ皇國

ノ爲終生奉公ノ誠ヲ致スト共ニ會員相互ノ親睦ヲ敦ウスルヲ以テ目的トス

第六條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ但シ必要ニ應ジ本會ノ目的ニ適合スル他ノ事業ヲ行フコトヲ得

- 一 會員ノ精神修養ニ資スル爲ノ事業
- 二 會員ノ一致和偕及相互扶助ニ關スル事業
- 三 戦公傷痍死者及傷痍軍人死亡者ノ祭祀並ニ其ノ遺族ノ慰藉扶助ニ關スル事業
- 四 會員ノ生活實情ノ調査及其ノ結果ニ基ク扶助ニ關スル事業
- 五 恩給、年金及賜金等ノ請求手續ノ斡旋並ニ其ノ保護ニ關スル事業
- 六 國防思想ノ普及、社會思想ノ善導及風教ノ刷新ニ關スル事業
- 七 會報ノ發行

第七條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲關係官廳、帝國在郷軍人會及軍事扶助團體ト連繫ニ努ムルモノトス

第三章 組織

- 第八條 本會ノ會員ヲ分チテ左ノ二種トス
 - 一 正會員 軍人傷痍記章ヲ有スル者及軍人傷痍記章ヲ有セザルモ之ヲ授與セラルル資格アル者
 - 二 名譽會員 本會ニ助力ヲ與ヘ若ハ功勞アルモノニシテ會長ノ推薦シタル者名譽會員ノ推薦ハ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ之ヲ行フモノトス
- 第九條 本會ハ各道府縣、樺太、朝鮮、臺灣、滿洲ニ支部ヲ其ノ他必要ノ地ニ特別機關ヲ置クコトヲ得

第十條 支部ハ會長ノ承認ヲ受ケ必要ノ區域ニ分會ヲ置クコトヲ得分會ノ組織ニ付テハ會長之ヲ定ム

第十一條 支部ハ其ノ所在ノ道府縣、樺太、朝鮮、臺灣及滿洲等ノ名稱ニ從ヒ大日本傷痍軍人會何支部ト稱ス

第十二條 支部ハ本部ノ指令ニ從フベキモノトス

第十三條 支部ハ常ニ會員名簿ヲ整備シ其ノ異動ヲ明カニスルモノトス

第十四條 會員ニシテ轉籍、轉住等アリタルトキハ之ヲ關係支部ニ通知スルモノトス

第十五條 支部ハ戦公傷痍死者及傷痍軍人死亡者ノ遺族ニ付其ノ情況ヲ明カナラシムルコトニ努ムルモノトス

第四章 役員、顧問、相談役及職員

- 第十六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一名
 - 副會長 二名
 - 理事 若干名
 - 監事 若干名
 - 評議員 若干名
- 第十七條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 支部長 一名
 - 副支部長 二名
 - 理事 若干名
- (内一名ヲ理事長トシ三名以内ヲ常務理事トス)

第五章 救護事業

監事 若干名

評議員 若干名

第十八條 役員ハ左ノ各號ニ依リ正會員中ヨリ推薦スルヲ本則トス但シ已ムヲ得ザル場合ハ正會員以外ヨリ推薦スルコトヲ得

一本會

會長及副會長ハ監督官廳ノ推薦シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

總務理事、常務理事、理事及監事ハ東京附近在住ノ者ヨリ會長之ヲ委嘱ス

評議員ハ支部長ノ推薦シタル者及東京附近在住ノ者ヨリ會長之ヲ委嘱ス

二支部

支部長ハ道府縣支部ニ在リテハ當該道府縣學務部長ノ職ニ在ル者又ハ當該支部顧問ノ推薦シタル者ニ會長之ヲ委嘱ス

其ノ他ノ支部ニ於ケル支部長ノ推薦及委嘱ハ前項ニ準ズ

副支部長以下ノ役員ノ推薦及委嘱ハ當該支部ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第十九條 役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十條 本會及支部ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

本會顧問ハ監督官廳ノ承認ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス支部顧問ハ道府縣支部ニ在リテハ當該道府縣知事又ハ學務部長ノ職ニ在ル者並ニ當該支部ニ關係アル師團司令部附少將、聯隊區司令官及海軍人事部長ノ職ニ在ル者其ノ他支部長ノ推薦シタル者ニ會長之ヲ委嘱ス其ノ他ノ支部ニ於ケル顧問ノ推薦及委嘱ハ前項ニ準ズ

- 第二十一條 本會ニ相談役若干名ヲ置クコトヲ得
- 第二十二條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
總務理事ハ本會及本部ノ事務ヲ統轄ス
- 第二十三條 支部長ハ支部ノ會務ヲ總理シ支部ヲ代表ス
副支部長ハ支部長ヲ輔佐シ支部長事故アルトキハ之ヲ代理ス
理事長ハ支部ノ事務ヲ統轄ス
- 第二十四條 本會(支部)理事ハ本會(支部)ノ會務ヲ執行ス
本會(支部)監事ハ本會(支部)ノ會計ヲ監査ス
- 第二十五條 本會(支部)顧問ハ本會(支部)ノ會務ニ關シ會長(支部長)ノ諮問ニ應ズ
- 第二十六條 相談役ハ必要ニ依リ會長ノ諮問ニ應ズ
- 第二十七條 本會ニ職員トシテ囑託及事務員若干名ヲ置キ總務理事之ヲ命免ス
- 第二十八條 支部職員ニ關シテハ當該支部ニ於テ本會ニ準ジ之ヲ定ムルモノトス
- 第二十九條 本會(支部)ノ役員、顧問及相談會ハ總テ名譽職トス
- 第五章 資産及會計
- 第三十條 本會ノ資産ハ本會直屬ノ財産及支部ノ財産ヨリ成リ其ノ區分左ノ如シ
一 本會直屬ノ財産
イ 本會直屬ノ財産及事業ヨリ生ジタル收入
ロ 補助金
ハ 寄附ニ係ル動産及不動産

- 二 支部ノ財産
イ 支部ノ所有ニ屬スル財産及其ノ財産並ニ事業ヨリ生ジタル收入
ロ 支部ノ受ケタル補助金、寄附ニ係ル動産及不動産
ハ 會員ヨリ醸出シタル會費
- 第三十一條 支部ハ所屬評議員ノ決議ニ依リ會員ヨリ少額ノ會費ヲ醸出セシムルコトヲ得
- 第三十二條 本會又ハ支部ハ各其ノ財産ノ管理方法ヲ定ムルモノトス
- 第三十三條 本會又ハ支部ノ經費ハ各其ノ財産ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス
- 第三十四條 會計年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル
- 第六章 會 議
- 第三十五條 本會評議員會ハ會長之ヲ招集シ副會長、本會理事、監事及評議員ヲ以テ之ヲ組織ス
前項ノ議長ハ會長トス
- 第三十六條 本會評議員會ノ議決スベキ事項概ネ左ノ如シ
一 會則ヲ設ケ又ハ改訂スルコト
二 事業遂行ニ關スル重要ナル方針
三 年度豫算ヲ定メ又ハ決算ヲ承認スルコト
四 財産ノ取得及處分並ニ支辨ニ關スルコト
五 其ノ他重要ナル會務
- 第三十七條 本會評議員會ハ評議員ノ三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ但シ缺席者ト雖議案ニ對スル贊否ノ意見

第五節 方面委員事業

- ヲ送致シタル場合ハ出席者ト看做ス
- 第三十八條 本會評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第三十九條 本會ノ總會ハ臨時之ヲ開催スルモノトス
- 第四十條 支部ノ總會其ノ他ノ會議ハ當該支部ニ於テ之ヲ定ムルモノトス
- 第七章 會族及門標
- 第四十一條 本會ハ會族ヲ制定シ支部毎ニ一號ヲ備フ本會族ハ奉送迎、集會等團體ヲ表示スル場合ニ之ヲ用フルモノトス
- 第四十二條 本會ハ會員ノ門標ヲ制定ス
- 第八章 雜 則
- 第四十三條 本會則施行ニ關シ必要ナル本會及支部ノ規程ハ各其ノ所屬ノ評議員會ノ決議ヲ經テ會長又ハ支部長之ヲ定ム其ノ改廢ニ付亦同シ
- 第四十四條 本會則ハ監督官廳ノ承認ヲ受タルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ
- 第四十五條 支部ノ規則ハ之ヲ會長ニ報告スルモノトス
- 第四十六條 支部ニシテ本會ノ目的ヲ遂行スル爲不適當ト認ムル事項ヲ決議シタルトキハ會長ハ之ヲ取消サシムルコトヲ得
- 第四十七條 會員ニシテ會則ニ背キ會員タルノ名譽ヲ毀損スル者アルトキハ所屬支部長ハ之ニ戒告ヲ與ヘ改廢ノ見込ナキ場合ハ當該評議員會ノ決議ヲ經テ除名處分ニ附シ會長ニ報告スルモノトス
- 附 則
- 第四十八條 本會則ハ昭和十一年十二月二日ヨリ之ヲ施行ス

(一) 委員 數

社會事業の發達に伴ひ要保護者に對し各方面から救済の手が伸べられつゝあるが、各要保護者に對し適切なる形にて且つ組織的になされることは近代社會事業の緊切なる要求である吾が國の方面委員制度は此の要求に應ずる爲、地方民間の篤志家にして日常要保護者に接觸し得るやうな人を名譽職の委員に依り隣保相扶の精神に基きよく實情を知つた近隣の貧困者に對し、合理的且組織的な救済を行はしめ、社會事業の効果を完からしめる趣旨に出たものである。此の制度の我が國に於ける初めは、大正六年岡山縣濟生顧問の創始にあるが其の由來を尋ねるに同五年地方長官會議の際長くも 大正天皇陛下には同縣知事故笠井信一氏に對し縣下貧民の狀況を親しく御下問あらせられた爲め、同知事は 聖慮の優渥なるに感激し、歸任後直に調査したるに、貧困者の意外に多數であり、之が當面の救済を圖る要あるのみならず、進んで根本的な防貧策を樹つる必要があることを痛感し研鑽熟慮の結果遂に此の制度を考案するに至つたものである。翌大正七年大阪府知事林市藏氏は故小河滋次郎博士に囑して、歐米の貧民救済委員支那の審判、我國の五人組等の制を調査考量せしめ採長補短茲に方面委員制度の立案を得て實施するに至つた。然

に其の後の社會狀勢に促されたこと、此の制度の成績が良好であつたことに依つて、各地方に於て之に倣ふもの多く昭和三年には既に内地諸府縣は勿論臺灣、朝鮮等外地にまで此の制度が布かるゝに至り、殊に昭和六年救護法施行に伴ひ救護事務の補助機關たる委員には方面委員を委嘱するの方針が採られてからは益々之が普及を見るに至つた。

内務省社會局保護課に於ける昭和十二年一月末日現在調によれば市町村總數一一、四六六中方面委員設置市町村總數九、〇一〇であり方面數九、三七一、方面委員定員數五二、四一名、方面委員現在數四三、〇九九名である。右委員は大部分男子であるが婦人委員の數最近漸く増加の傾向を示し現在八八四名である、委員の取扱事項が汎く社會生活の全面に亘るものであり、且又婦人並に母性保護乃至は兒童保護の事業が社會事業中の重要部門として最近異常なる發達を遂げつゝある際婦人に依つて解決せらるべき又より適切なる効果を期待し得べき事項尠くなく婦人の此の制度への進出は將來益々其の意義を大ならしめるものと云はねばならぬ。

市及び町村に於ける方面委員設置狀況

(昭和十二年一月末日現在) (社會局保護課調)

北海道	總數	市町村	方面委員	方面委員	方面委員
271	271	271	348	3,021	1,522

東京	九四	九四	九四	五二	四七五
大阪	三四	三三	三三	二、四〇〇	一、四一八
京都	三三	三三	三三	一、五九七	一、二六四
神奈川	一七一	一六	一六	九八六	一、〇八五
兵庫	四〇三	四〇三	三九	一、一五七	一、〇八五
長崎	一八五	一八五	二〇五	一、六八三	一、四三六
新潟	四〇三	一三	一三	六〇〇	一、四三六
埼玉	三六三	三六三	一、七五五	一、四三六	一、四三六
群馬	二〇五	二〇五	二七	一、四九五	一、四三六
千葉	三三八	三三八	三二	一、〇八三	一、〇八三
茨城	三〇	三〇	三八五	一、五八一	一、一八
栃木	一七	一七	一四	一、三二	一、〇五
奈良	一三	一三	一五	一、三六	一、三三
三重	三二	三二	二七	一、三六	一、三三
愛知	三二	三二	三二	一、五九	一、三三
静岡	三七	三七	三二	一、五九	一、三三
山梨	三二	三二	三〇	九八一	一、〇五
滋賀	一九	一九	一九	一、〇五	一、〇五

岐阜	三九	一八一	一八一	三〇〇	三二二
長野	三六	三七七	三七七	五〇〇	五三三
宮城	二〇	一六六	一六六	五五〇	五三七
福島	四七	三三三	三七七	一、〇八一	九三〇
岩手	三三	一七一	一七一	七〇九	六九八
青森	一七	一〇七	一〇七	九二	九二
山形	三三	三三	三三	一、四三三	一、四三三
秋田	三三	一四四	一四四	一、〇二	五九
福井	一七	一七四	一七八	五九	五三
石川	一九	一〇七	一六	七七八	六三
富山	二六	一五	一五	五九	一
鳥取	一七	一七一	一七	四七	四六
島根	二七	一七	二七	一、四一八	一、四一八
岡山	三八	三六	四〇	二、九八一	三、七
広島	三九	三九	四〇	一、五九三	一、五九三
山口	三三	三三	三三	一、四七	一、四七

和歌山	二五	一八	一八	一、〇八一	一、〇八一
徳島	一七	八	八	五〇	五〇
香川	一七	八	八	五〇	五〇
愛媛	三九	七	八	五〇	五〇
高知	一九	八	八	五〇	五〇
福岡	三〇	四	四	五〇	五〇
大分	三二	六	六	五〇	五〇
佐賀	二二	二	二	五〇	五〇
熊本	三二	三	三	五〇	五〇
宮崎	九	九	九	五〇	五〇
鹿児島	一四	一四	一四	五〇	五〇
沖縄	五	五	五	五〇	五〇
東京	一	一	一	一、〇一〇	一、〇一〇
横濱市	一	一	一	一、〇一〇	一、〇一〇
計	二、四六六	九、〇一〇	九、〇一〇	五二、四一	五二、四一

備考 括弧内は女子にして再記せるものなり

年別方面委員數

年次	委員數
昭和二年	一二、八四九
同三年	一五、一五五
同四年	一八、九一五
同五年	二二、七一四
同六年	二七、九〇七
同七年	三三、一〇〇
同八年	三六、三一七
同九年	三九、四九三
同十一年一月一日	四二、三三四
同十一年一月末日	四三、〇九九

(社會局保護課調)

(二) 取扱件數

備考 昭和十一年は全日本方面委員聯盟調査に依る

全國方面委員の昭和九年中に於ける總取扱件數は三、七九六、八七九件に達し、内十萬件以上を取扱ひたる施設六、就中東京市の一、三七三、九〇五件最高である。其他一萬件以上三十九施設、一千件以上十五施設、百件以上五施設、百件未満二十一施設である、之を其の種別に付て見るに其の法令に依らざるもの二、四七三、五三七件に對し、法令に依るもの三、三二三、四〇二件其の對比は約一三・一%、此處に救護法に依る委員と方面委員との職能上に於ける差違の一斑が窺はれる。

(社會局保護課調)

昭和九年中方面委員種目別取扱件數

年次	生活扶助		保健救療		兒童保護		相談指導	戶籍整理	職業紹介			
	依るもの	然らざるもの	依るもの	然らざるもの	依るもの	然らざるもの			其他	教化	其他	計
昭和二年	110,826	1,090,010	26,110	42,510	16,166	93,553	33,533	50,519	14,599	56,668	878,133	3,796,879
同三年	110,826	1,090,010	26,110	42,510	16,166	93,553	33,533	50,519	14,599	56,668	878,133	3,796,879
同四年	110,826	1,090,010	26,110	42,510	16,166	93,553	33,533	50,519	14,599	56,668	878,133	3,796,879
同五年	110,826	1,090,010	26,110	42,510	16,166	93,553	33,533	50,519	14,599	56,668	878,133	3,796,879

方面委員取扱件數累年比較

(社會局保護課調)

年次	取扱事件數
昭和二年	二九八、一二三
同三年	三五五、七五〇
同四年	六三七、九二二
同五年	一、一二七、一八一

備考 本件數は社會局の調査資料に依るも昭和八年度分のみ全日本方面委員聯盟の調査したるものなり

(三) 經費

方面委員に關する經費は概ね其の設置主體に於て之を負擔するが最近各地に助成團體設置せられ實際の救護に要する經費は此の種團體より負擔するもの尠からず、且つ市町村設置の施設に對しては道府縣より相當額を補助してゐる。又府縣營のものに在つては府縣費と設置市町村費とを併せて經費に充當するもの府縣費と社會事業協會費とを以て之を支辨しつゝあるもの等がある。今其の豫算に於ける累年比較を見るに左表の如く年々増額してゐる。

方面委員に關する經費累年比較 (社會局保護課調)

年次	經費
昭和二年	三四二、〇五六
同三年	三八四、九五八
同五年	五四七、〇三〇
同六年	五七二、二五四
同七年	八〇四、〇五四
同八年	八三七、五六四
同九年	九四四、五一七
同十年	一、一三五、〇八九

(四) 聯絡機關

方面委員の聯絡機關としては中央に全日本方面委員聯盟があり地方には方面委員聯盟又は方面委員會若しくは方面委員聯合會が組織せられ方面委員事業の聯絡統制に當つてゐる。

昭和十一年度に於ける全日本方面委員聯盟の事業概況は次の如くである。

財團法人全日本方面委員聯盟

- 一、方面事業功勞者の表彰
方面事業に關し功績顯著なる者を地方長官の推薦に依り表彰せり被表彰者二百三十七名に對し記念品を贈呈す
- 二、機關紙「方面時報」の發行
月刊 五〇、〇〇〇部印刷
頁數 每號六頁若しくは四頁
體裁 新聞紙半截判
- 三、圖書の刊行
方面叢書五種
一、全國方面委員取扱實例集 (第四輯) 三、〇〇〇部
二、我が日本の姿 (第五輯) 一、〇〇〇部
三、方面委員實話 (第六輯) 一、〇〇〇部
四、方面委員實話 (第六輯増補改訂版) 三、〇〇〇部
五、軍事扶助實話 (第七輯) 四、〇〇〇部
- 四、全國方面委員大會の開催
期日 昭和十一年五月二十五日、二十六日、二十七日、(三日間)

場所 岡山市公會堂

出席者 全國方面委員代表者及救護事務關係官公吏代表等二、五〇

〇名

慰靈祭、宣揚式、協議會を開催

協議事項

一、結核療養施設の擴充を圖る實行方策に關する件

二、イ、方面委員として公私社會事業施設との連絡を圖る具體

策に關する件

ロ、方面委員として公私社會事業施設なき場合に執るべき

方策に關する件

研究事項

一、生業扶助に關する事項

二、一般取扱事件に關する事項

五、方面事業展覽會の開催

一、廣田首相外政府要路者に展覽

廣田首相外大臣並に顯官名士の來會を願ひ方面事業を語るため

昭和十一年九月九日華族會館に於て本展覽會を開催せり

二、松平宮内大臣外側近顯官に展覽

九月十七日宮内省大會議室に於て松平宮内大臣を初めとし側近

の顯官に前同様斯業を紹介せり

三、秩父宮同妃兩殿下に台覽

英國皇帝陛下戴冠式に御參列のため御渡英を自捷に控へ給ふ昭

和十二年一月十三日秩父宮同妃兩殿下に對し奉り大塚方面館に

於て東京市、岡山縣、及本聯盟出品の方面事業資料を台覽賜は

りたり

六、各種連絡事業の實施

一、大會決議事項に關する處置

第七回全國方面委員大會に於て「結核療養施設の擴充を圖る實行方策に關する件」につき關係大臣に建議する様決議ありその處置一切を本聯盟に一任ありたるを以て本聯盟に於ては右趣旨に基き六月十二日內務、大藏兩大臣の外陸海軍大臣に對し建議書を提出し尙內務省衛生當局とも懇談を重ねたり

二、本聯盟地方委員會の開催

イ、五月二十四日午後五時より岡山市浩養軒に於て開催せり

ロ、十二月一日午前十時より東京驛前海上ビル中央亭に於て聯盟地方委員懇談會を開催せり

ハ、一月二十八日東京驛前海上ビル中央亭に於て開催

三、本聯盟代議員會の開催

イ、五月二十六日午後四時より岡山市公會堂に於て開催せり

ロ、昭和十二年一月二十九日內務省第一會議室に開催せり

四、全國方面同情週間の實施

昭和十年歲末に際し全國方面同情週間第一回を實施せしところ各地方共相應の實績を收めたるを以て本年歲末に於ても參考要綱を作成し全國的に實施せり

五、全國各地に於ける方面委員大會、總會及講習、講演會に講師及指導員を派遣せり

六、方面委員並方面事業關係者上京の都度希望に應じ社會事業施設の視察案内を爲す

七、方面事業に關する各種懇談會を開催せり

(五) 後援團體

方面委員制度後援團體は、方面委員の取扱事項中法規に依らず任意的救護を必要とする領域極めて廣く、是等を小額なる經營主體の救護費のみに俟つときは到底積極的、徹底的活動を期待し得ないので其の及ばざる處を補ひ委員活動の範圍を擴大せしめ其の發達を促すを目的とする處であるが此の種施設として最も古きは大正十年五月大阪府に設立せられた大阪府方面委員後援會である。次いで翌十一年には横濱市に十二年には静岡縣に、十三年には長野市、四日市市、栃木縣茂木町等の各地に設立をみ、後次第に全國各地に普及して昭和十一年三月三十一日現在にては、二、三〇九を數へるに致つた。

方面事業後援團體數 (昭和十一年三月三十一日現在)

(社會局保護課調)

團體數

道府縣
北海道
東北
東京
京都
大阪
神奈川
兵庫

一七
五七
二
一
二二
二

第五章 救護事業

長崎 七
新潟 五
群馬 五
千葉 一五六
茨城 二四
栃木 一〇
奈良 八
三重 二一
愛知 一八二
静岡 五三
山梨 二五
滋賀 一〇六
岐阜 六二
長野 一五六
富山 八
石川 三九
福井 三
秋田 三
山形 一〇三
青森 八四
岩手 七
福島 二〇
宮城 三四

鳥取	三
岡山	二四
廣島	三〇七
山口	一三六
山形	三六
徳島	三三
香川	四
愛媛	一九
高知	二〇
福岡	二二
大分	九
佐賀	三八
熊本	一四四
宮崎	四二
鹿兒島	四四
沖繩	一
合計	二、三〇九

全國方面同情週間

全日本方面委員聯盟に於ては昭和十年末方面同情週間を實施した處各地方共相應の實績を收めたので昭和十一年も歲末を期し左記參考要綱に基づき全國一齊に實施せられた。

全國方面同情週間實施計畫參考要綱

- 一、名稱 全國方面同情週間（但し地方の實情に應じ他に適當なる名稱を用ふるも可なり）
 - 一、期間 毎年十二月十日より一週間（但し地方の實情に應じ適當なる時期を選び期間は適宜伸縮するも可なり）
 - 一、目的 方面事業を一般に普及徹底せしむると共に方面事業遂行に必要な資金を募集し以て隣保相扶共存共榮の實を擧ぐるものとす
 - 一、後援 全日本方面委員聯盟
 - 一、施行主體 道府縣廳、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東州廳若しくは各地方方面事業助成會とす（但し地方の實情に應じ各地方の方面事業經營主體又は方面委員聯盟を施行主體となすも可なり）
 - 一、連絡團體 各地方の市町村、商工會議所、産業團體、社會事業協會、日本赤十字社、恩賜財團濟生會、愛國婦人會、中央教化團體聯合會、大日本聯合婦人會、大日本聯合青年團、大日本聯合女子青年團、帝國在郷軍人會、少年團日本聯盟各支部又は支團
- (一) 後援團體たる全日本方面委員聯盟實施事項
- 一、週間宣傳用ポスター作成頒布
週間宣傳のためポスター數種を作成し各地方の希望に應じ實費にて頒布すること
 - (週間名稱、主催、後援團體等希望文字を挿入す)
 - 二、方面事業普及用パンフレットの作成頒布方面事業普及のため「方面繪物語」「方面委員實話」等小冊子を作成し各地方の希望に應じ實費を以て頒布すること

(同情週間名稱、主催、後援團體等希望文字を表紙に挿入印刷す)

三、週間趣旨宣傳用リーフレットの作成頒布

右は本聯盟に於て作成し各地方應に無料にて頒布すること

四、地方に於ける講演會に講師派遣の斡旋をなすこと

五、地方に於ける催物に對し「フィルム」の周旋若しくは演奏者等の斡旋をなすこと

但し右に關しては日本社會事業奉仕協會（別紙同協會趣旨書參照）

連絡し斡旋をなすこと

六、方面事業に關する參考資料の作成頒布又は貸付、方面事業に關する各種參考資料等を作成し頒布又は貸付をなすこと

(二) 施行主體實施事項

一、施行主體に於て各關係者を網維せる有力なる實行委員會を設け本週間實施の準備並に施行に當ること

二、連絡團體に對し本週間實施につき後援若しくは協力方を依頼すること

三、本週間運動實施につき管下市町村長に盡力方を依頼すること

四、左記印刷物を作成し實費又は無料にて頒布すること

イ、週間宣傳用ポスター

ロ、同情袋

ハ、方面事業普及用パンフレット

ニ、週間趣旨宣傳用リーフレット

五、當該府縣又は數府縣聯合し其の地方所在の中央放送局に依頼し「ラヂオ」に依る講演放送をなすこと

六、各學校に於て週間中適當なる一日を選び朝禮の際生徒一同に方

面事業の講話を聴かせるやう各學校當局に依頼すること

七、本週間實施の趣旨に關する原稿又は方面事業に關する資料を社會事業關係雜誌、婦人雜誌又は重なる新聞等に掲載方を依頼すること

八、施行主體は各市町村毎に同情袋其他の方法に依り一般同情金の募集を爲さしむること

九、施行主體は特別の方法に依り大口同情金の募集を爲すこと

一〇、施行主體は同情金の募集及其の分配又は使用用途に付充分なる監督をなすこと

(三) 施行主體内に於ける各市町村實施事項

左記事項につき地方の實情に應じ適宜實施すること

一、學校、幼稚園、公會堂、寺院、教會堂、劇場、映畫常設館、浴場、簡易食堂、百貨店其他多數人集合する場所に於てパンフレット、リーフレット等の頒布をなすこと

二、パンフレット又はリーフレットを適當なる方法に依り各家庭へ成る可く行き互る様頒布すること

三、實施期間中の適當なる一日を以て各學校に於ける朝禮の際方面事業の講話をなすこと

四、講演會、展覽會を開催すること

五、映畫會其他演藝會等の諸催物を開催すること

六、左記方法に依り同情金品の募集をなすこと

イ、施行主體に於て作成の同情袋を適當なる方法に依り成る可く廣く各戸に配布し出捐を乞ふこと

ロ、各種催物をなし収益を圖ること

- ハ、「方面委員實話」等小冊子を適當なる方法に依り販賣し収益を圖ること
- ニ、地方の實情に依りては特別の方法を設けて金品の募集を行ふこと
- 七、同情金品は方面事業の遂行に適應する様關係府縣當局と連絡し其の處分につき慎重考慮を拂ふこと
- 八、本週間實施に關する一切の收支狀況を明示すること

(六) 方面委員令

吾國方面委員制度は從來地方の任意的な制度として自然發生的に發達し、創設以來二十年、方面委員總數四萬餘、社會事業運用の中樞機關として相當の實績を擧げつゝあるが、地方に依つて、その組織並に運用が區々であり統制ある活動となす上に於て遺憾の點が尠くない爲内務省では本制度を法制化し一層積極的な指導監督を加ふると共に各種社會事業運營の中樞的機能を果たさしむる爲、曩に内務大臣より社會事業調査會に對し諮問を發し既に同調査會より答申を得たが、今回その答申を基礎として方面委員令が作成され昭和十一年十一月十日の定例閣議を経て十四日の官報を以て公布愈々昭和十二年一月十五日より施行されることとなつた。

方面委員令の内容は從來の各地の制をとりその長所を綜合して制度の大綱を定めたものであるが、特に注意すべきものを擧ぐれば左の如くである。

- (イ) 方面委員の指導精神を宣示したこと(第一條)
- (ロ) 委員の職務を明確に規定したこと(第六條)
- (ハ) 東京横濱兩市の外は道府縣の經營すべきものと定められたこと(第二條)
- (ニ) 方面委員銓衡委員會を設け委員の人選を慎重にしたこと(第五條)
- (ホ) 方面事業委員會を設け方面事業の指導的役割を持たしめたこと(第十條)
- (ヘ) 方面委員會に市町村長を出席せしめ委員と市町村當局との連絡に留意したこと(第九條)

尙本令制定と同時に救護法施行令が改正せられ救護法第四條の委員は方面委員より選任するといふ從來の方針が同令中に明確に規定せられたのである。惟ふに方面委員令の制定は從來自然的發達に任されたるた此の制度に對して、その社會行政の上に有する重要性に鑑み、之が國法上の地位を與ふると同時に、將來政府に於ても指導監督の爲積極的努力を惜しまざるの態度を明かにしたものであり、現在の制度を之によつて劃一化し、之が爲に地方的事情に適應した融通性ある制度運用の妙を失はしむるが如きことなきやう注意すべきである。

方面委員令 (昭和十一年十一月十四日公布 勅令第三百九十八號)

第一條 方面委員ハ隣保相扶ノ醇風ニ則リ 互助共濟ノ精神ヲ以テ保護指導ノコトニ從フモノトス

第二條 方面委員ハ方面毎ニ道府縣之ヲ設置スベシ

第三條 方面ハ北海道廳長官又ハ府縣知事關係市町村長ノ意見ヲ徵シ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ方面ヲ定ムル場合ニ於テハ市ニ在リテハ其ノ區域ヲ數方面ニ分チ町村ニ在リテハ其ノ區域ヲ以テ一方面トス但シ地方ノ狀況ニ因リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 方面委員ノ定數ハ北海道廳長官又ハ府縣知事關係市町村長ノ意見ヲ徵シ方面毎ニ之ヲ定ム

第五條 方面委員ハ北海道廳長官又ハ府縣知事方面委員銓衡委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ選任ス

方面委員銓衡委員會ハ道府縣之ヲ設置スベシ

方面委員銓衡委員會ノ組織ハ内務大臣之ヲ定ム

第六條 方面委員ノ職務左ノ如シ

- 一 擔任區域内ニ於ケル居住者ノ生活狀態ヲ調査スルコト
- 二 擔任區域内ニ於ケル扶掖ヲ要スル者ノ生活狀態ヲ審ニシ其ノ救護ニ遺漏ナカラシメ又ハ其ノ自立向上ヲ圖ル爲必要ナル指導ヲ爲スコト

三 社會施設トノ聯絡ヲ密ニシ其ノ機能ヲ授クルコト

方面委員ハ其ノ職務ニ關シ關係市町村長ト聯絡ヲ保ツベシ

第七條 方面委員ハ名譽職トス

第八條 方面委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第九條 方面委員ハ方面毎ニ方面委員會ヲ組織スベシ

北海道廳長官又ハ府縣知事必要アリト認ムルトキハ關係市町村長其ノ他適當ナル者ヲシテ方面委員會ノ組織ニ加ハラシムルコトヲ得

方面委員會ハ各方面委員ノ擔任區域ヲ定メ及其職務ノ聯絡ヲ圖ル關係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ方面委員會ニ出席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得

第十條 道府縣ハ方面事業委員會ヲ設置スベシ

方面事業委員會ハ北海道廳長官又ハ府縣知事ノ諮問ニ應ジ方面事業ノ聯絡統制其ノ他方面事業ニ關スル事項ヲ調査審議ス

方面事業委員會ノ組織ハ内務大臣之ヲ定ム

第十一條 方面委員、方面委員銓衡委員會、方面委員會及方面事業委員會ニ關スル費用ハ道府縣ノ負擔トス

第十二條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

當分ノ内務大臣ノ指定スル市ニ於テハ本令中府縣ニ關スル規定ハ市ニ府縣知事ニ關スル規定ハ市長ニ之ヲ適用ス

方面委員銓衡委員會及方面事業委員會ノ組織ニ關スル件

(昭和十一年十一月十四日 内務省令第四十四號)

第一條 方面委員令第五條ノ規定ニ依ル方面委員銓衡委員會ハ委員

第五章 救護事業

一五六

- 長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ組織スルモノトス
- 第二條 委員長及委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス
 - 一 方面事業ニ關係アル官吏、待遇官吏又ハ吏員
 - 二 學識經驗アル者
- 第三條 委員長及委員ハ名譽職トス
 - 學識經驗アル者ノ中ヨリ委嘱セラレタル委員長及委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ解囑スルコトヲ妨ゲズ
- 第四條 委員長ハ會務ヲ總理ス
 - 委員長事故アルトキハ委員長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 方面委員銓衡委員會ニ幹事及書記各若干人ヲ置キ官吏、待遇官吏又ハ吏員ノ中ヨリ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス
 - 幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第六條 方面委員令第十條ノ規定ニ依ル方面事業委員會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織スルモノトス
- 第七條 會長ハ北海道廳長官又ハ府縣知事ヲ以テ之ニ充ツ
 - 委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

方面委員銓衡委員會の組織狀況

- 一 方面事業ニ關係アル官吏、待遇官吏又ハ吏員
 - 二 方面委員
 - 三 學識經驗アル者
- 第八條 第三條乃至第五條ノ規定ハ方面事業委員會ニ之ヲ準用ス
- 附則
- 本令ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス
- 方面委員令附則第二項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル市ニ於テハ本令中府縣知事ニ關スル規定ハ市長ニ之ヲ適用ス
- 方面委員令附則第二項ノ市指定ノ件
- (昭和十一年十一月十四日
内務省令第四十五號)
- 方面委員令附則第二項ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルコト左ノ如シ
- 東京市 附 則 横濱市
- 本令ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス
- (七) 方面委員銓衡委員會
- 方面委員令第五條による方面委員銓衡委員會の組織狀況は昭和十二年一月末現在社會局保護課調によれば左の如くである。

道府縣	設立年月日	委員長	道府縣職員	市町長	村長	他の官廳職員	方面委員	社會事業	町村	實業團體代表者	青年團體代表者	議員	實業其他	計	幹事	書記
北海道	昭和二二・二五	學務部長	二											二	一	三
東京市	同	東京市助役	一											一	一	二
京都市	同	學務部長	三											三	一	四
大阪市	同	同	一											一	一	二
神奈川	同	同	二											二	一	三
横浜市	同	横濱市助役	四											四	一	五
兵庫	同	學務部長	四											四	一	五
新潟	同	同	四											四	一	五
埼玉	同	同	六											六	一	七
群馬	同	同	二											二	一	三
千葉	同	同	七											七	一	八
茨城	同	同	五											五	一	六
栃木	同	同	六											六	一	七
奈良	同	同	三											三	一	四
三重	同	同	五											五	一	六
愛知	同	同	五											五	一	六
静岡	同	同	四											四	一	五
山梨	同	同	三											三	一	四

第五章 救護事業

一五七

勞働賃銀等にも影響して益々住宅建築を手控せしめ、更に人口の著しい自然増加も原因して住宅難は漸次全國に波及し、大正九年五月現在全國住宅不足數十二萬中に達し家賃の暴騰は庶民生活に對して一大脅威を及ぼすに至つた。茲に於て政府は公共團體の住宅經營を勸奨し、又大正十年四月住宅組合法を發布し同年七月十日より之を施行することとなつた。住宅組合法の骨子とする處は互助的組織に依り住宅の所有權を取得せしめんとするにあるが、事業資金として大藏省預金部資金を府縣等の公共團體を経て融通し事業の施行を容易ならしむるの方法を採り又一面に於ては産業組合にも住宅の建設を爲し得ることとし同様資金の融通を爲し之が事業を助成することとし一般住宅難を緩和しつゝあるが、猶其の他に特別なる住宅難對策としては次の如きを擧げ得る。大正十二年九月の大震災は東京府外六縣に亘り全潰、全燒、全流失四六六、二九九戸の多數に達し限地的異常なる住宅難を招來した。内十四萬戸は自力復舊の資力なく政府の特別助成を要するものと認め、大正十二年度以降年々預金部低利資金を融通し、尙東京府及神奈川縣に對しては別に震災地木造店舗及店舖向住宅資金として、大正十四年度より復興貯蓄債券收入金及預金部普通資金を融通して之が復舊を助成するの外、震災義捐金の内一十萬圓を以て設立せられたる財團法人同潤會をして東京府及神奈川縣下に普通住宅、アパートメントハウス等而建

設せしめた。更に大正十四年五月丹後、但馬地方の震災（罹災戸數三、四八一戸）、昭和二年三月奥丹後地方の震災（罹災戸數一、五五五戸）、昭和五年十一月豆相地方の震災（罹災戸數九、五二〇戸）、昭和八年三月三陸地方地震（罹災戸數一〇、一〇一戸）及昭和九年九月關西地方風水害（罹災戸數九一、一五五戸）に因る住宅の復舊は勿論、毎年冬期より春季に亘り全國各地に突發する大火災に因る罹災住宅の復舊に關しては其の都度特別に又は當該年度の配當を受けた社會事業資金より融通し、公營住宅、住宅組合、住宅建設資金貸付等の方法に依り之が復舊に努めつゝある。

(一) 住宅組合

政府では一般的住宅難對策として前述の如く衛生、經濟兩方面より改善せられた住宅の供給を豊富にし住宅の數的緩和と質的改善を圖る爲公共團體の住宅經營を勸奨し之が建設に付ては低利資金を融通し一面其の建設に關する實施計畫書を徴して經營上十全を期する様指導監督を加へ以て該住宅建設の増加を企圖した。斯くて各地に公營住宅の建設せらるゝもの多數に上りたりと雖も住宅難は依然として停止する處を知らず茲に於て之が解決の一方策として大正十年四月住宅組合法を發布七月十日之を施行することとなつた。

住宅組合法の骨子とする所は互助的組織に依り住宅の所有權を取得せしめんとするに在り、住宅組合は七人以上を以て組

織し事業の範圍は住宅用地の取得、造成住宅の建設、購入、讓渡、管理等とし之が設立は地方長官の許可を受くるを要し、市長、地方長官及内務大臣の監督を受くるものとし、其の事業の執行、管理等は大體産業組合及民法中法人に關する規定を準用することとなつてゐる。住宅組合に對しては住宅は三十五坪、用地は七十坪以下のものに限り登録税を免除し且つ地方税を課することを得ず、又國、北海道、地方費、府縣又は市町村の所有に屬する土地は隨意契約に依り住宅組合に之を賣拂ひ又は貸付することを得る等の特點を認めたる外事業資金として大藏省預金部資金を府縣等の公共團體を経て融通し事業の施行を容易ならしむるの方法を採り又一面に於ては産業組合に於ても住宅の建設を爲し得ることとし同様資金の融通を爲し之が事業を助成してゐる。

昭和十一年十一月末調査に依れば法律施行以來許可したる住宅組合數は二千八百十三組合、組合員參萬五千六百貳拾餘人、其の建築費の總額六千九百參拾萬六千七百六拾餘圓に達してゐる。

右建設費の一部は組合員の出資金、銀行、個人よりの借入金又は組合員指定寄附金等により支辨せらるゝも其の主なるものは府縣等より轉貸する大藏省預金部借入金である。

住宅組合 (昭和十一年十一月末現在) (社會局福利課調)

府縣別	組合數	組合員數	住宅建設費
北海道	空	七九七	一、六八四、八〇〇
東北	五五	五、三四四	一六、五二一、一〇〇
東京	一三二	二、七五五	五、八八七、一〇〇
京都	一三五	一、四六八	四、二六七、〇〇〇
大阪	三三六	二、三五五	四、三〇〇、〇〇〇
神奈川	一八八	二、〇〇七	四、五九六、六〇〇
兵庫	五	六六	一、四八八、九〇〇
長崎	三	五七	六七五、一〇〇
新潟	三	一八	四〇〇、〇〇〇
埼玉	三	一八	四〇〇、〇〇〇
群馬	六	二七	七二八、〇〇〇
千葉	六	二七	五八八、五〇〇
茨城	三	二七	六七六、七〇〇
栃木	三	二五	四七五、八〇〇
奈良	五	五八	一、〇〇四、七〇〇
三重	五	九七	一、七五八、〇〇〇
愛知	六	一〇七	一、一〇七、六〇〇
静岡	六	一〇七	一、一〇七、六〇〇
山梨	七	二〇	四九、五〇〇
滋賀	一五	二八	四五五、九〇〇
岐阜	四	六三	八八四、五〇〇
長野	四	六六	一、〇〇七、八〇〇
富山	三	六三	一、〇〇九、〇〇〇
福井	六	六三	六七一、五七五